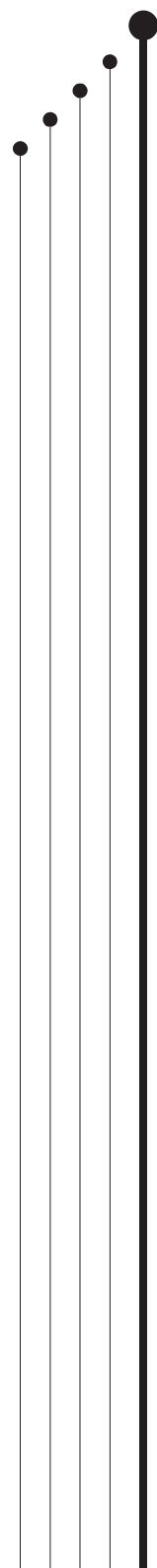


第2編

一般災害対策編



第1章 災害予防

災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第 1 節 土砂災害の防止対策

市長公室 建設部 農林水産部

第 1 土砂災害の防止対策

1 危険箇所の調査・把握

本市は、自然条件から台風・豪雨に襲われる頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。そのため、危険箇所の調査・把握を行い、梅雨期、台風期の豪雨時には巡回して監視するなどの災害予防に必要な措置を行う。

- (1) 土砂災害（特別）警戒区域（資料 3－1 参照）
- (2) 山腹崩壊危険地区（資料 3－2 参照）
- (3) 地すべり危険地区（山地災害）（資料 3－3 参照）
- (4) 崩土流出危険地区（資料 3－4 参照）

2 砂防関係施設の維持管理

砂防関係施設（砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設）が整備されている箇所は、施設の機能を確保する必要がある。このため、砂防関係施設管理者は、日ごろから巡視や点検を行い、その結果必要な場合には、修繕事業等により施設の機能回復を図る等維持管理に努める。

3 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

市は、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の構造の規制への指導、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

第 2 災害危険箇所等の調査結果の周知

1 災害危険箇所の点検体制の確立

市は、県等の防災関係機関の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

2 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

市は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえよう、県等の調査結果を周知・公

表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

3 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る指定緊急避難場所、1次避難所（指定避難所兼指定緊急避難場所）及び2次避難所（指定避難所）、避難路、避難方法等を明記したハザードマップを作成し、ホームページ等により住民へ周知する。

第3 農地災害の防止対策

本市は、シラス等の特殊土壌が広く分布し、台風や集中豪雨により、農地の浸食や斜面崩壊等の災害が多発し、農地・農業用施設、人家等に被害が及んでいる。これらの被害を防止、軽減するために、排水路、農業用ため池、排水機場等の農地災害・保全施設の整備を行い、農村地域の被害発生防止に努める。

特に、豪雨等により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、関係法令等に基づいて計画的かつ重点的な整備に努める。

また、市は防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策

建設部 農林水産部

第1 河川災害の防止対策

1 河川災害の防止事業の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

本市は、台風常襲地帯という厳しい自然条件のもとにあることから、河川整備に当たっては、緊急度の高いはん濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しながら整備事業を推進する。

(2) 河川及び治水施設等の整備方策

護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため、河川堤防の災害防止対策の必要な区間について整備に努める。

2 重要水防箇所等の把握、周知

市は、重要水防箇所及び水防箇所について、住民への周知に努めるとともに、河川災害の危険性等に関する次の事項を把握し、その結果を必要に応じ、住民に周知する。(資料9-1、9-2参照)

(1) 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性

(2) 避難路上の障害物等

(3) 指定避難所等の配置状況・堅牢度等

(4) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制

3 地域の取り組み方針の推進

水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく、「始良・霧島地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会」において、県、気象庁等と連携・協力し、水害に強い地域づくりに取り組む。

第2 高潮災害等の防止対策

1 海岸保全施設整備事業の推進

台風による波浪、高潮等の被害に対処するため、海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備に努める。

2 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

市は、既存海岸施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、情報伝達手段の整備等防災機能の整備を推進する。

第3節 防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで個別に実施されてきた都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業などをはじめ、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新、新規開発に伴う指導・誘導を行うことによる適正な土地利用を推進するほか、本市における、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定めた立地適正化計画（防災指針）に基づき、風水害等に備えた安全な都市環境整備を推進する。

第1 防災的土地利用の推進

1 土地区画整理事業の推進

市は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携が図られるように、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図る。

2 新規開発に伴う指導・誘導

市は、新規開発等の事業に際して、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、大規模宅地造成や危険斜面の周辺等における開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

3 立地適正化計画に基づく推進

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進するにあたり、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域や地域生活拠点を設定し、具体化した防災指針に基づき、各種災害リスクに対する取組や地域別の取組などを推進する。

第2 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の指定

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、建築物の不燃化の推進を図る。

2 消火活動困難地域の解消

市は、土地区画整理事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3 公営住宅の不燃化推進

市は、木造及び準耐火構造の公営住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

4 消防水利・貯水槽等の整備

市は、消防力の整備指針等に照らし、消防施設等の整備を図るとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

5 その他の災害防止事業

市は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、市は、災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

2 公園・緑地・空地等の整備・確保

市は、都市公園等を計画的に配置・整備し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

市は、道路部の擁壁等の点検を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

市は、パンフレットの配付による啓発を図るほか、建築物防災週間等においてブロック塀等の安全対策について住民及び事業所等に対し指導する。

第4節 建築物災害の防止対策

総務部 建設部 消防局
教育委員会

第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

市の庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、市は、これらの防災基幹施設や公共施設等が、災害時に有効に活用できるように、関係機関と協力し、施設の機能の保持と安全性を確保する。

第2 一般建築物の安全性の確保

1 住民等への意識啓発

市は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等に関する普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。

(2) がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

2 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期検査の実施

不特定多数の者が利用する医療機関、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築など、不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防局等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

第5節 ライフライン施設等の機能確保

市民環境部 建設部 農林水産部
上下水道部

第1 施設等の機能確保

ライフライン事業者は、災害に対する防災対策の促進を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により災害に対する危険分散及び機能確保を進めるものとする。

また、保有するコンピュータシステムやデータの防災対策を推進するとともに、バックアップ等の機能確保対策を推進するものとする。

第2 被害想定に応じた事前措置

ライフライン施設等の機能確保に当たっては、必要に応じ具体的な被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の堅牢化、災害後の復旧体制の整備及び資機材の確保体制の整備等を推進するものとする。

第3 防災関係機関とライフライン関連事業者相互の連携

市民の円滑な日常生活確保のため、防災関係機関及びライフライン関係事業者は、連絡会議を設けるなど、密接な連携のもとに総合的な防災対策を進めるものとする。

迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

第6節 防災組織の整備

市長公室 総務部

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、県内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、迅速かつ的確な災害応急対策を遂行する防災組織の整備を推進するとともに、災害対応経験者を災害時に活用できる制度を導入するなど、必要な人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、市防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に、かつ、必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、24時間体制により対応する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

3 災害発生時の業務継続を円滑に行うため、以下の項目を整理した霧島市業務継続計画を整備し、内容について適宜見直しを行う。

- (1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理・作成

第2 平常時の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の明確化

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、防災組織相互の連絡体制の整備に努める。

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等を明確化し、勤務時間外でも連絡可能な体制とする。

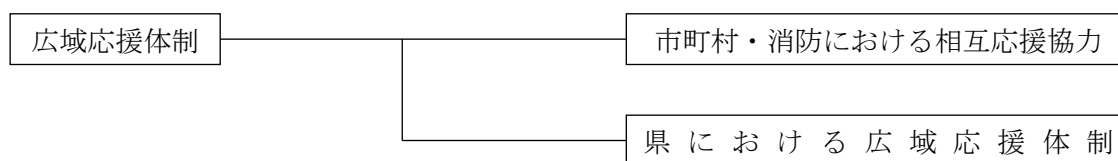
2 防災関係機関との協力体制の充実

- (1) 市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。
- (2) 市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常通信協議会と連携し、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

第3 市町村間の広域応援体制の整備

市は、消防以外の分野についても、他の市町村に対して応援を求める場合を想定し、あらかじめ、全県的な防災広域相互応援協定等に基づき、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動が実施できる体制を整備しておく。

なお、具体的な広域応援体制については、本編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。



第7節 通信・広報体制（機器等）の整備

風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

第1 市の通信施設の整備

1 通信施設の整備対策

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）の整備、防災行政無線と地域コミュニティ無線の接続のための整備及びきりしま防災・行政ナビの整備を行う。（資料6－1～6－3参照）

2 通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日ごろから通信施設の運用体制の充実に努める。

（1）通信機器の操作の習熟

日ごろから訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

（2）通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理に当たる体制を整備する。

第2 県防災行政情報ネットワーク及び防災相互通信無線の活用

1 県防災行政情報ネットワーク

市は、県防災行政情報ネットワークの衛星系通信回線及び有線系により、災害時における県との迅速・的確な情報の収集・伝達体制を確保する。

2 防災相互通信無線

市は、災害発生時の災害現場等において、県、防災ヘリ及び関係市町と相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信無線の活用を努める。

（資料6－4参照）

3 県総合防災システム

市は、県総合防災システムにより県等との情報共有をおこなう。

第3 関係機関の通信手段

市及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第4 広報体制の整備

市は大規模な災害時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオ（FMきりしまを含む。）を通じて市民に提供する。

この際、県が整備したLアラートを活用するとともに、インターネットによる市ホームページ、きりしま防災・行政ナビ、エックス、フェイスブックなどの多様な媒体の活用体制の整備に努める。

第 8 節 消防体制の整備

市長公室 消防局

風水害時等における消防活動については、市消防計画に基づき、消防局が行う。
消防計画は、次の事項について定めるものとする。

- 第 1 総 則
- 第 2 組織計画
- 第 3 消防資機材等の整備計画
- 第 4 調査計画
- 第 5 教育訓練計画
- 第 6 災害予防計画
- 第 7 警報等発令伝達計画
- 第 8 情報計画
- 第 9 火災等警防計画
- 第10 風水害等警備計画
- 第11 避難計画
- 第12 地震災害消防活動対策
- 第13 救助・救急計画
- 第14 出動等計画
- 第15 応援協力体制計画
- 第16 その他

第9節 避難体制の整備

市長公室 総務部 市民環境部
保健福祉部
教育委員会

第1 指定緊急避難場所、1次避難所（指定一般避難所を兼ねる指定緊急避難場所）、2次避難所（指定一般避難所）及び指定福祉避難所の指定等

1 指定緊急避難場所、1次避難所（指定一般避難所を兼ねる指定緊急避難場所）及び2次避難所（指定一般避難所）の指定

災害対策基本法の改正（平成25年6月）により、各種災害時における条件を考慮して、災害の種別ごとに、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所を指定緊急避難場所として、また、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は、災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設等を指定避難所として定めることとされた。

本市では、指定一般避難所を兼ねる指定緊急避難場所を1次避難所、災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する指定一般避難所を2次避難所とし、それぞれの指定基準（**資料4－1**参照）を定め、避難所の区分ごとに（**資料4－2**参照）指定する。特に、浸水想定区域については、浸水した場合に想定される水深及び居住者数等を踏まえ、適切な施設・場所を定める。

1次避難所及び2次避難所、避難経路（**資料4－5**参照）については適時総合的に検討を加え、必要ある場合は変更の上、住民に対し周知徹底する。

さらに、自治会及び自主防災組織等は、指定緊急避難場所及び1次避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所も確保するように努める。

また、一般の指定避難所内の一般のスペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じ福祉避難所を指定するように努めるものとし、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市は、新興・再興感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや導線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、関係機関と連携して、必要な措置を講じる。また、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

2 指定福祉避難所の指定

広義の福祉避難所は、指定福祉避難所（資料4－2参照）のほか、協定等により福祉避難所として確保するものも含まれる（資料2－1参照）。指定福祉避難所は、災害対策基本法に基づき市が定める指定基準に適合すると判断した避難所であり、要配慮者の円滑な避難につながるよう公示が義務となっており、受入れ可能な対象者の範囲を示すことができる。また、個別

避難計画において、避難先を指定福祉避難所としている場合、直接避難が可能となり、市は、事前の準備を行うことが可能となる。

このため、福祉避難所のうち指定福祉避難所の基準に適合するものについては、指定福祉避難所に指定するよう努めるものとする。

3 指定緊急避難場所、1次避難所、2次避難所及び指定福祉避難所の確保と整備

(1) 指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所の確保

指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所は、学校、公民館等の既存施設を利用する。

なお、学校を指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮し、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、学校・教育委員会と調整する。

(2) 指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所の処理能力等の把握

市は、指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所ごとに、その所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておく。

なお、2次避難所の指定に当たっては、大規模災害時にも対応できるよう量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐震構造に優れた施設を指定し、併せて、2次避難所である旨を明確に表示しておく。また、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物又は天幕等を設置する。

(3) 指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所の整備

指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所に指定した施設は、避難生活の環境を良好に保つよう日ごろから整備に努め、この際、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備及び災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備に努める。

また、**新興・再興**感染症対策について、感染者や感染症の疑いのある者が発生した場合の対応を含め、平常時から保健福祉部と連携して検討を行い、必要な整備に努める。

指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所の表示をする場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般記号の使用に努める。

(4) 指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所の近傍公的施設における備蓄等の推進

被災者へ迅速かつ的確に援護活動を実施するため、要配慮者、女性、子供にも配慮した必要最小限の物資について、1次避難所または2次避難所の近傍公的施設へ必要最小限の物資の備蓄に努める。

この際、県が整備した地震等災害被害予測調査結果の避難者数を参考とする。

(5) 適切な避難所収容体制の構築

市は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、きりしま防災・行政ナビなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制を構築する。また、特定の指定福祉避難所に避難者が集中することがないように、個別避難計画において避難先を決めておくな

どの対応を講ずるものとする。

3 指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所並びに避難路の安全点検

指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

第2 車両等の避難場所の確保

河川の氾濫や内水氾濫時における、車両等の避難場所を確保し、車両等避難場所に指定する(資料4－4参照)。

第3 避難体制の整備

1 災害危険箇所の警戒体制の確立

市は、気象警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

2 土砂災害警戒区域内の避難体制の確立

(1) 市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）第8条の規定に基づき、警戒区域（資料3－6参照）ごとに警戒避難体制の整備に関する事項について定め住民への周知を図る。

(2) 前号の警戒区域内に所在する要配慮者利用施設（資料4－8参照）は、土砂災害防止法第8条の2の規程に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し市へ報告しなければならない。

同計画を変更した時も同様とする。また、当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難のための訓練を行い、この結果を市に報告するものとする。

(3) 市は、避難確保計画に基づく避難訓練等の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

3 浸水想定区域内の要配慮者関連施設の避難体制の確立

(1) 市は水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に対する防災行政無線、電話、FAX、きりしま防災・行政ナビ等を用いた、避難判断水位等の到達、高齢者等避難または避難指示に関する情報伝達など、避難体制を確立する。

(2) 水防法に基づき指定された、洪水浸水想定区域等内に所在する要配慮者利用施設（資料4－6）は、同法第15条の3の規程に基づき、避難確保計画を作成し市へ報告しなければならない。同計画を変更した時も同様とする。

また、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難のための訓練を行い、この結果を市に報告するものとする。

(3) 市は、避難確保計画に基づく避難訓練等の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

4 避難指示等・誘導體制の整備

(1) 基本方針

ア 市長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

（避難指示等、自主避難の方法等の計画は、本編第2章第13節「避難指示等、誘導」を参照）

イ 市長が行う避難指示等は、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」を踏まえて行う。

ウ 市長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難指示等を行う。

(2) 避難指示等の実施要領

ア 市長以外の避難指示権者が避難指示等を行ったときは、関係法令に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、市長に通知する。

イ 市長は、自ら避難指示等を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難指示等を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（[県危機管理防災課](#)及び始良・伊佐地域振興局）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

(3) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導ができるようにしておく。特に、身体障がい者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

エ 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により、具体的な発令基準を定める。

また、発令範囲については、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるように具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すように努める。

5 自主避難体制の整備

(1) 自主避難所の開設

市は、各種災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する啓発に努める。また、住民においても、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるとともに、市や防災関係機関に連絡するものとする。

災害対策基本法に基づき本市防災計画に定める1次避難所、2次避難所あるいは指定福祉避難所以外に、台風が本市に上陸・接近するおそれがある場合や長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害等の発生が懸念される場合に、自治会や自主防災組織等が公民館等の身近な施設を自主的に開設・運営する自主避難所を開設することができる。この場合、自治会や自主防災組織等は、事前に自主避難所を届け出ること、市は、これらと連携し、避難者の把握や必要な支援を行うことができる(資料4-2、4-3参照)。なお、届出があった場合、市は、円滑な自主避難所運営ができるよう、受入れ者の範囲や利用条件等について届出者と協議する。市は、協議内容を踏まえた届出避難所通知書(資料4-3参照)を作成し、届出者に通知するものとする。

また、災害発生後、近隣住民が近くの施設等にまとまって自主避難した場合でも、市に届け出ること、同様の支援を受けることができる。

(2) 在宅避難者の把握・支援

在宅避難者の把握及び必要な支援は、最寄りの指定避難所や自主避難所等において行うことを基本とする。

その上で、必要な支援が受けられない場合、市は連絡先を登録する窓口を設置し、在宅避難者を把握するとともに、必要な支援を行う。

6 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第7節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくほか、医療施設、福祉施設等への通報に配慮する。

ア 防災行政無線を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ（FMきりしま含む。）、電話等の利用により伝達する。

カ 携帯電話の緊急速報メール

キ インターネット（市ホームページ）

ク きりしま防災・行政ナビ

(2) 伝達方法等の周知

市長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

(3) 浸水想定区域における洪水予報等の伝達

浸水想定区域内の要配慮者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 伝達方法の工夫

市長は、例文の事前作成、放送前のサイレン吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

7 要配慮者の避難体制の強化

自らの身の安全は自ら守るという「自助」が防災の基本であるが、独り暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、あるいは病人、身体障がい者、知的障がい者、外国人等の要配慮者の避難については、自助が困難な状況に置かれることが想定されるので、地域社会が相互に連携して支援し、地域の安全は地域で守るという「共助」と、行政が行うべき「公助」による避難体制の整備として、避難行動要支援者に対する「避難行動要支援者名簿」の作成と、その細部要領等について定めた「霧島市避難行動要支援者避難支援プラン」（資料4－4参照）を作成し、災害発生時に地域の中で支援が受けられるようにするための支援体制の確立を図る。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市は、避難行動要支援者名簿をもとに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

また、伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現及び内容並びに文字や音声等の伝達手段にも考慮する。

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

市は、避難行動要支援者が避難するに当たっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

なお、避難行動を支援する者については、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守る事が大前提であるので、可能な範囲での支援等、自己の安全確保についても配慮する。

(3) 福祉専門職との連携による要配慮者の避難

福祉専門職が平素行っている業務の延長として、状況が悪化する前の段階における、早めの避難について検討する。

(4) 要配慮者の特性に合わせた2次避難所の指定・整備

2次避難所や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。

なお、2次避難所においては、高齢者や身体障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた施設で避難生活ができるよう配慮する。

8 避難計画の整備

市は、災害危険箇所等の住民を対象に、次の内容の避難計画を整備する。

(1) 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき避難行動要支援者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

(2) 住民への情報伝達方法の整備

防災行政無線のほか、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法についての効果的な運用方法を整備しておく。

(3) 指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所並びに避難路の指定

指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所における住民の世話人の配備等の措置を定める。

(4) 避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の避難行動要支援者については、支援担当者を定める。

(5) 避難指示等の基準の設定

過去の降雨状況、土砂災害警戒情報と土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への避難指示等の基準を定める。

9 避難訓練

市及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、各種災害を想定した避難訓練を実施する。

避難訓練の方法は、本章第16節「防災訓練の効果的実施」で定める。

第4 各種施設における避難体制の整備

1 学校等における児童生徒等の避難体制等の整備

市長及び教育長は、市内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を、次の方法により整備しておくよう各学校長・園長に徹底しておく。

(1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、市内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各学校長等に対し、各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や学校長等による避難指示等の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 学校長等は、おおむね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

(ア) 災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所の指定

(ウ) 避難順位及び避難所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒等の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 校舎等については、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、学校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒等を自宅に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

(ア) 地域担当教師の誘導を必要とする場合は、地域ごとに安全な場所まで誘導すること。

(イ) 地域ごとに児童生徒等を集団下校する場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険橋、堤防）の通行を避けること。

カ 児童生徒等が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒等に周知徹底しておく。

キ 校長等は、災害種別に応じた避難訓練を、日ごろから実施しておく。

2 病院、社会福祉施設等における避難体制等の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、寝たきりの高齢者や心身障がい者、重症患者、新生児、乳幼児等いわゆる「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

(1) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、日没前での職員の事前動員など、入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導に当たっての協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における避難の指示や誘導に当たっての情報伝達の手段、方法を確認するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

3 不特定多数の者が出入りする施設における避難体制等の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確認しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確認しておく。

また、日ごろから市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確認するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

第5 広域避難体制の整備

市は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結な

ど、災害時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第6 2次避難所の収容、運営体制の整備

1 2次避難所の開設・収容体制の整備

2次避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた市長が行う。市長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における2次避難所の開設及び収容は、市長が実施する。

2次避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

2 2次避難所の運営体制の整備

市は、2次避難所ごとに、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、霧島市避難所運営マニュアルに基づき避難所の管理運営体制の整備及び知識の普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

なお、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新興・再興感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

別冊「霧島市避難所運営マニュアル」

3 2次避難所の生活環境改善システムの整備

市は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

4 2次避難所巡回パトロール体制の整備

市は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第10節 救急・救助体制の整備

市長公室 建設部 消防局

第1 救急・救助体制の整備

風水害時では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

1 市の救急・救助体制の整備

- (1) 消防局を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- (2) 市は、市内で予想される災害に対応する救出作業に備え、日ごろから必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 災害発生時における救出・救助に必要な重機を確保するため、建設同志会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。
- (7) 消防団は、日ごろから、努めて地域の要配慮者の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

第2 孤立化集落対策

市は、土砂崩れ等による道路の寸断や浸水等により孤立化が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」（資料4－4参照）を参考に、以下について、事前に関係機関と十分に検討し、必要な措置について講じておくものとする。

1 孤立化するおそれのある集落の把握

孤立化するおそれのある集落を把握し、未然防止対策や、孤立化した場合の対応について検討する。

2 孤立化の未然防止対策

- (1) 市は、移動通信網、固定通信網の双方が寸断した場合を想定し、通信事業者と、衛星通信機器を活用した訓練の実施など、準備しておくものとする。
- (2) 市は、孤立化するおそれのある集落に対し、自主防災組織の育成や地域における助け合いを定めた地区防災計画の作成支援に努める。

3 孤立化した場合の対応

災害が発生した場合、あらゆる手段を活用し、被害に関する情報を収集する。また、被災地域住民の救出や支援物資等を輸送するための経路に関する情報について収集する。

孤立化した集落が確認された場合には、防災関係機関と連携し、孤立者を救出・救助する。
また、引き続き、当該地域に留まる場合で、かつ、全ての通信網が寸断されている場合には、必要な情報や支援物資等の提供が円滑に行われるよう通信事業者と連携し、応急的な通信網を構成する。

第3 住民の救急・救助への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救急・救助への参加協力も必要になる。

このため住民は、日ごろから市や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第11節 交通確保体制の整備

市長公室 総務部 建設部

第 1 交通規制の実施

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通規制を実施する。

1 交通規制の実施責任者

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道 及び県道) 市長 (市道)	(道路法第46条) 1 道路の破損、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 市長	(港湾法第12条第1項第4号の2) 1 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規制 (港湾法第12条第1項第10号) 2 港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し、貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。

海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部署長 港長 海上保安官	(港則法第39条) 1 船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条) 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であつて、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき
--------	-----------------------------------	---

(県防災計画より)

2 交通規制の実施体制の整備方針

区 分	整 備 方 針
道 路 管 理 者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想されるとき、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警 察 機 関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の交通機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日ごろから計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日ごろから図っておく。 エ 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

港湾管理者及び 海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。
-------------------	---

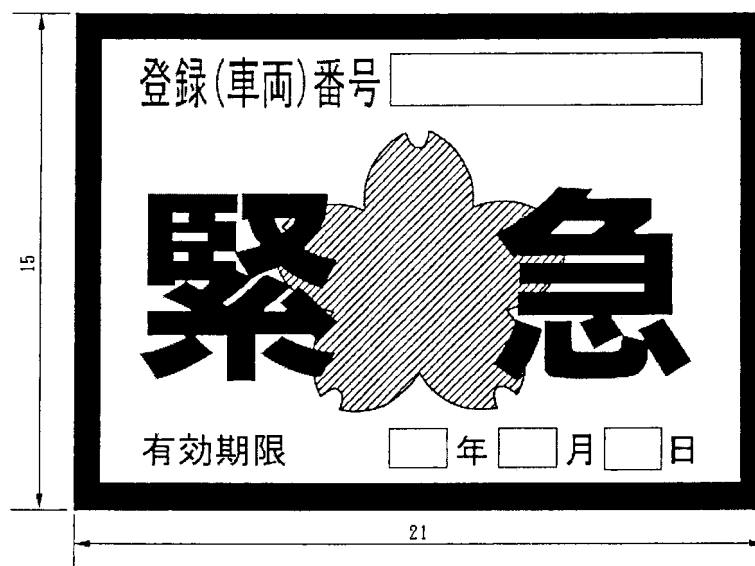
(県防災計画より)

第2 災害発生前における緊急通行車両であることの確認

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認を受け（**資料11-3**参照）、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けることができる。

緊急通行車両の標章

災対法施行規則別記様式第4（第6条の2関連）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

1 輸送手段の確保

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進し、救援物資、資機材等を輸送する輸送手段を、次のとおり確保する。

(1) 道路輸送

道路輸送が適切な場合は、原則として市現有車両を使用するが、災害の規模に応じ、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

(2) 鉄道輸送

鉄道輸送が適切な場合は、鉄道機関（九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社）に要請し、輸送力を確保する。

(3) 海上輸送

海上輸送が適切な場合は、漁業協同組合等の協力による漁船の借上げによって行うほか、海上保安部及び自衛隊所属の船舶による輸送を要請する。

(4) 空中輸送

空中輸送が適切な場合は、ヘリコプター等の出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

2 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日ごろから連携を図っておく。

第2 輸送施設・集積拠点等の指定

1 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設をあらかじめ指定する。

（臨時ヘリポートの指定については、資料11－2 参照）

2 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点をあらかじめ指定する。

（指定箇所については、資料11－1 参照）

第3 緊急輸送道路確保体制の整備

1 作業体制の充実

市及び道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して通行確保の作業が実施できるよう、効率的な作業体制の充実を図る。

2 装備・資材の整備

市及び道路管理者は、平素から、作業用装備・資材の整備を行うとともに、建設同志会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

3 関係団体等との協力関係の強化

市及び道路管理者は、災害時に建設同志会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な作業が実施できるように、協力関係の強化を図る。

1 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため市は、医師会、県（保健所）、医療機関、日本赤十字社等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る。

(1) 県救護班との連携体制の整備

市は県（保健所）、始良地区医師会との連携の下、公的医療機関、日本赤十字社鹿児島県支部、始良地区歯科医師会、始良地区薬剤師会等の各救護班との相互連絡体制を図る。

(2) 救護所の設置、運営計画

医療の万全を期すため、災害の状況に応じて救護所を設置する。市は指定した避難所を救護所として設置するが、その運営については始良保健所や始良地区医師会等とあらかじめ協議しておくものとする。また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所や巡回診療等についても考慮しておく。

(3) 災害拠点病院との連携

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）との連携を強化する。

(4) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

(5) 情報連絡体制の充実

市は、保健所及び公的医療機関、始良地区医師会、始良地区歯科医師会、始良地区薬剤師会、日本赤十字社鹿児島支部等との相互の情報連絡体制の整備を図る。

また、災害時に迅速かつ的確に救助・救出を行うために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用する。

2 後方搬送体制の整備

(1) 後方医療施設の確保体制の整備

災害時入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するための医療施設の把握に努める。

(2) 市及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送についてそれぞれの役割や分担を明確に定めておく。

(3) トリアージ（傷病程度の選別）の訓練・習熟

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、トリアージ・タッグを活用した救護活動について日ごろから訓練し習熟に努める。

(4) 透析患者や在宅難病患者等への対応

ア 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、災害時にも平常時と同様の適切な医療体制を確保する必要があることや、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュシンドローム）に伴う急性腎不全患者に対する血液透析等のため、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣市町等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。

イ 在宅難病患者等への対応

平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、市、医療機関及び近隣市町等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確保する。

第14節 福祉サービス体制の整備

市長公室 保健福祉部 こども部

第1 福祉避難所の確保

一般の避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者や障がい者等）のため、福祉避難所に適する社会福祉施設等と平時から協定を結ぶなど、その確保に努める。

第2 物資供給協定の締結

要配慮者に必要な生活必需品（介護用品、特殊食等）について、事業者団体等と協定を締結するなど、その優先的な確保に努める。

第3 個別避難計画の策定

個別避難計画は、災害時、避難行動要支援者ごとに「誰が」「何処へ」「どうやって」避難するかを定めた計画であり、令和3年、その策定が努力義務化された。策定にあたっては、福祉専門職と連携し取り組むことが、同計画の実効性を高めることにつながる。

第4 社会福祉施設等における業務継続計画（BCP）の策定

介護サービス及び障害福祉サービスは、自分一人では生活が困難な要配慮者を支えるものであり、災害時においても必要なものである。

介護施設・事業所及び障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）は、災害時においてもサービスを継続する計画であり、その意義は以下のとおりである。

○ サービスの不停止

大雨や地震などの自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症が発生しても、食事・排せつ・入浴などの生命維持に関わるサービスは、可能な限り中断させないことが求められる。

○ 早期復旧

万が一中断した場合でも、あらかじめ定められた手順により速やかに復旧させ、利用者の健康悪化を防ぐことが重要である。

第15節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

市長公室 市民環境部 保健福祉部
農林水産部 建設部 教育委員会
上下水道部

第1 食糧の供給体制の整備

1 食糧の備蓄等の推進

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食糧の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 市は、被災者等に対し食糧を迅速かつ円滑に供給するため、緊急に必要な食糧の備蓄場所を確保するとともに、流通備蓄について事業所と協定を結び、計画的な食糧の供給体制を確保する。
- (2) 市は、住民及び自主防災組織等が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。
- (3) 住民は、7日間程度（推奨）の最低限度の生活を確保できる日用品等の備蓄を行うとともに、最低3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
- (4) 住民は、自主防災組織等を通じて、緊急食糧の共同備蓄を進める。
- (5) 市は、各地区の防災拠点となる庁舎等に集中的な保管を推進するとともに、必要に応じ各避難所への配分を実施する。

2 食糧の調達に関する協定等の締結

市は、災害時の食糧調達について、民間流通業者等と協力協定の締結に努める。

第2 飲料水の供給体制の整備

1 耐災害性の水道施設の整備促進

市及び水道事業者は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。

また、災害に強い水道施設及び災害時に最大限、水の確保が可能な施設についても計画的に整備を行う。

2 災害時における最重要施設の上水道の確保

市及び水道事業者は、水道の水源地や配水池などの最重要施設と避難所等の重要施設（資料7－4参照）への管路等の耐災害性の確保に努める。

別冊「霧島市上下水道耐震化計画」

3 給水用資機材の整備

市及び水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

4 給水施設の応急復旧体制の整備

(1) 給水能力の把握

市及び水道事業者は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。

(2) 復旧に要する業者との協力

市及び水道事業者は、取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。

(3) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市及び水道事業者は、水道の水源地や配水池などの最重要施設と避難所等の重要施設（**資料7－4**参照）に接続する管路等を優先した応急復旧計画の検討を行う。

(4) 広域応援体制の整備

市及び水道事業者は、日ごろから取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

第3 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄計画の策定

市は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、市は、大手スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達し得るよう、関係業者等の把握に努める。

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿・ごみ処理対策の事前措置

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

市は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるため、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日ごろから連携の強化に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、生活衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と

衛生指導を行うため、日ごろから連携の強化に努める。

4 し尿処理対策

(1) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市及び下水道管理者は、下水道の処理場などの最重要施設と避難所等の重要施設（資料 7－4 参照）に接続する管路等を優先した応急復旧計画の検討を行う。

別冊「霧島市上下水道耐震化計画」

(2) 仮設トイレの準備

市は、県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）及び県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量を把握し、必要な準備を行う。

(3) 広域応援体制の整備

市及び下水道管理者は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

5 ごみ処理対策

市は、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（2次避難所（指定避難所）のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の処理体制、周辺市町等との連携・協力の在り方等について計画する。

別冊「霧島市災害廃棄物処理計画（第1版）」

第5 農業・水産業災害の防止対策の推進

市は、風水害等の気象災害による農作物等の被害を軽減し、農家及び漁家の経営安定を図るため、農作物及び農業・水産業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

1 農作物等被害予防指導體制の確立

農作物等被害予防手段を推進するため市は、関係機関・団体の持つ機能を最大限に活用しながら、被害予防に関する技術指導の農家への浸透を図れるよう、関係機関・団体の積極的協力を要請する。

2 農作物等被害予防対策の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組み合わせ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

3 畜産関係対策

適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日頃から連携の強化に努める。

4 漁具・漁船・いけす等の災害防止

台風等の際の波浪による被害防止のため、定置網等の漁具や漁船の陸揚げ、いけすの避難など適切な対策を指導する。

第6 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、市は、住宅の供給体制の整備に努める。

- (1) 市は、国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達できるように、入手手続等を整えておく。
- (2) 災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、市営住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (3) 応急仮設住宅等への入居基準等について、災害救助法に基づき、住宅が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として、発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力では、住宅を確保することができない者とする。なお、罹災証明の発行や世帯状況を踏まえ必要に応じて対象を拡大するものとする。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

第7 文化財や文教施設に関する事前措置

1 文化財に関する事前措置

(1) 消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は、次のとおり消火施設の整備に努める。

- ア 指定有形文化財（建造物）には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火用具（水バケツ、水槽等）を設置する。
- イ その他、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、放水銃、スプリンクラー設備等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。
- ウ その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

2 文教施設に関する事前措置

美術館、郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第8 総合防災力の強化に関する対策

1 防災拠点の整備の推進

大規模災害時における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点の確保に留意する。

2 県消防・防災ヘリコプターの活用

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要

員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する県消防・防災ヘリコプターを活用する。

住民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の自然現象の理解を含む防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

第16節 防災知識の普及・啓発

市長公室 教育委員会

第1 住民に対する防災知識の普及啓発

1 住民への防災知識の普及啓発

(1) 防災知識の普及・啓発の手段

市が行う防災知識の普及は、次に示す各種媒体を活用する。

- ア 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- イ ラジオ、テレビ、新聞、インターネット
- ウ 広報車の巡回
- エ 講習会、パネル展示会等の開催
- オ 映画、ビデオ、スライド
- カ 県防災研修センターの利用

(2) 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、おおむね次のとおりである。

なお、普及に際しては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるほか、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の徹底を図る。

また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

ア 住民等の責務

- (ア) 自ら災害に備えるための手段を講ずること。
- (イ) 自発的に防災活動に参加すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

- (ア) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

- (イ) 家庭での予防・安全対策
 - a 災害に備えた最低3日、推奨1週間分の食糧、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - c 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所等での飼育についての準備
 - d 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え等
- (ウ) 出火防止、初期消火等の心得
- (エ) 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動
- (オ) 警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動及び指定緊急避難場所並びに避難所での行動
- (カ) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (キ) 災害危険箇所の周知
- (ク) 避難路、避難所及び避難方法の確認
- (ケ) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
- (コ) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (サ) 船舶等の避難措置
- (シ) 農作物の災害予防事前措置
- エ 災害応急措置
 - (ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - (イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法
 - (ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
 - (エ) 災害時の心得
 - a 災害情報の収集並びに収集方法
 - b 停電時の照明
 - c 非常食糧、身の回り品等の整備及び貴重品の始末
 - d 屋根・雨戸等の補強
 - e 排水溝の整備
 - f 初期消火、出火防止の徹底
 - g 避難の方法、避難路、避難所の確認
 - h 高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援
- オ 災害復旧措置

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- カ 被災地支援
- キ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等
- (3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。

なお、市は、「防災週間」、「防災とボランティアの日」、「火山防災の日」、「津波防災の日」、「霧島市における災害（平成5年8月豪雨や平成23年新燃岳噴火等）の日」に併せて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校等における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、各種社会教育施設等を利用しつつ、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の充実を図る。

第2 災害教訓の伝承

過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第3 職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は、日ごろから各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

なお、災害時において、市及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食糧、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日ごろから様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努める。

第1 防災訓練の目標・内容の設定

災害時において、本編第2章「災害応急対策」に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関や地区住民等と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関等は、各々目標を設定し、実践的かつ効果的な防災訓練の実施を推進する。

1 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、市、防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

2 訓練の内容

防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 動員訓練、非常参集訓練
- (2) 通信連絡訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 医療・救護訓練
- (6) 給水・給食（炊飯）訓練
- (7) 輸送訓練
- (8) 消防訓練
- (9) 広域応援協定に基づく合同訓練
- (10) 流出油災害対策訓練
- (11) その他必要な訓練

第2 訓練の企画・準備

1 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

例えば、大雨や台風を想定した訓練は、出水期の前、火山噴火や地震・津波を想定した訓練は、過去の災害（平成23年の新燃岳噴火（1月26日）、同年東日本大震災（3月11日））や国が設定した「津波防災の日（11月5日）」などに合わせ実施するなど、地域住民等の防災意識の啓発を効果的に促すことができる時期に行う。

2 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討して行う。

3 訓練時の交通規制

訓練実施者は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、霧島警察署長に対し、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について協議し、協力を得る。

第3 訓練の方法

防災訓練は、市が作成した地域防災計画、学校、事業所等及び地域住民等が作成した防災計画等に基づき行う。防災訓練の実施に当たっては、実際に起こり得る被害を想定し、自主防災組織、学校、事業所、ボランティア団体等と連携し、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に十分配慮するなど、実践的な訓練の実施に努める。

1 市が行う訓練

(1) 市全体で取り組む避難訓練

地震発生時、全市民が安全を確保するための行動が取れるよう、市全体で取り組む訓練を行う。

(2) 大規模災害を想定した訓練

市は、大規模災害を想定し、防災関係機関や地域と連携し、図上訓練を実施する。

また、小学生や中学生などが直接体験できる体験型展示を開催し、防災に対する意識の啓発を図る。

2 その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

3 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、宿泊施設、集客施設等の管理者は、市、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

この際、地震を想定した訓練については、市が設定した日に実施するよう努める。

4 地域住民が行う訓練

地域住民は、地域内の学校、病院、社会福祉施設、工場、宿泊施設あるいは集客施設等と連携し、訓練の実施に努める。この際、市が行う訓練に積極的に参加するよう努めるとともに、独自の訓練計画に基づき防災訓練を実施する。

第4 訓練結果の評価・総括

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

また、本市地域防災計画で指定されている、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設及び、火山災害警戒区域内に立地する集客施設や要配慮者利用施設にあって

は、訓練実施後、訓練の実施結果について、市に報告する。

第1 地域の自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を推進する。

1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、市は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画の作成

市は、自主防災組織の整備計画を定め、消防局等と連携をとりながらその組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行う。

2 自主防災組織の組織化の推進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害危険箇所を重点推進地区とする。

- ア 土砂災害（特別）警戒区域に指定されている地区
- イ 山地災害危険地区に指定されている地区
- ウ 火山噴火に係る避難対象地域に指定されている地区
- エ 津波浸水想定区域に指定されている地区
- オ 家屋密集等消防活動困難地区
- カ 工場等の隣接地区
- キ 高齢化の進んでいる過疎地区
- ク その他危険地区

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることに鑑み、次の事項に留意する。

- ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

地区自治公民館等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

ア 地区自治公民館等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 地区自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び地区防災計画の作成

ア 自主防災組織の規約

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

イ 地区防災計画の策定

a 計画の項目例

- (a) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること
- (b) 防災意識の啓発に関すること
- (c) 防災訓練に関すること
- (d) 情報の収集伝達に関すること
- (e) 出火防止及び初期消火に関すること
- (f) 救出及び救護に関すること
- (g) 避難誘導及び避難生活に関すること
- (h) 給食及び給水に関すること
- (i) 防災資機材等の備蓄に関すること

b 地区防災計画の策定状況

地 区 名 等	策 定 時 期 (指定時期) ※	修 正
福山町中央地区	平成29年 3 月 (平成29年 5 月)	
国分府中地区	平成31年 3 月 (令和元年 5 月)	
隼人町新川地区	令和 2 年 3 月 (令和 2 年 6 月)	
国分野口地区	令和 3 年 1 月 (令和 3 年 7 月)	
久保田自治会地区	令和 4 年 4 月 (令和 4 年 5 月)	・ 令和 5 年 4 月 (修正) ・ 令和 6 年 4 月 (修正)
片平自治会地区	令和 4 年 4 月 (令和 5 年 5 月)	
国分川内地区	令和 5 年 4 月 (令和 5 年 5 月)	
福山町小廻地区	令和 6 年 3 月 (令和 6 年 5 月)	
福山町海岸地域の 防災を考える会	令和 6 年 4 月 (令和 6 年 5 月)	
福山町大廻地区	令和 7 年 4 月 (令和 7 年 5 月)	

※防災会議において承認された年月

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた地区防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 最低 3 日、推奨 1 週間分の食糧、簡易トイレ、トイレトペーパー等・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する高齢者等避難、避難指示等の伝達、確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力

- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等
- (3) 地域防災推進員の養成

市は、次の事項に留意し、研修の実施などにより地域防災推進員の養成に努める。なお、本市の地域特性を踏まえた研修とするため、本市による研修会の開催及び養成を図る。

ア 地域防災推進員自身が被災する、あるいは不在となること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数の地域防災推進員を養成する。

イ 中高生や大学生、事業所等など、幅広い年代層の養成に努める。また、女性参画の視点から、女性の地域防災推進員の養成に努める。

- (4) 訓練の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動を習得するためには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。

また、市は自主防災組織が行う防災訓練を充実させるため、多様な世代が参加できる環境を整備するとともに、自主防災組織に対して積極的に訓練に対する助言等を行う。

- (5) 防災資機材の整備等

市は、県が実施する自主防災組織に対する支援事業、一般財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点、消防水利（防火水槽等）及び広場（避難場所）等の整備を計画的に行うことにより、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動ができるよう努める。

第2 住民・事業者による地区内の防災活動の推進

一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成する。

これを地域防災計画に規定する方法としては、①市町村防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として市防災計画に規定する場合、②地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、市防災会議に提案し、その提案を受けて市防災会議が、市地域防災計画に規定する場合がある。

本市では、①により地区防災計画を地域防災計画に規定する。

第3 防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動をさらに活力あるものにし、若年層や高校生等のボランティア活動を地域の防災活動に参画させ、地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意工夫をしていく。

第4 事業所の自主防災体制の強化

1 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の指導

多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置するよう指導する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

ア 中高層建築物、大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防隊等の設置要領

消防機関は、事業所の規模、形態により、例えば、大型店、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第8条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権原が別れている複合用途の雑居ビル等の場合、共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

(ア) 防災訓練

(イ) 施設及び整備等の点検整備

(ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

(ア) 情報の収集伝達

(イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難誘導・救出救護

第19節 防災ボランティアの育成強化

市長公室 市民環境部 保健福祉部
建設部 消防局

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

市は、平常時から地域団体やNPO法人等のボランティア団体による防災活動への支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時にはボランティアの自主性を尊重し円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

また、市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する霧島市社会福祉協議会（以下「社協」）との役割分担を定める。特に、災害ボランティアセンターの設置については、以下の手順により行う。

1 被害状況の把握

大規模な災害が発生した場合、又は甚大な被害の発生が予想される場合、情報収集を行い、被害状況を把握する。

2 災害ボランティアセンター設置の協議・決定

被害状況を踏まえ、災害対策本部において、設置の必要性を判断した場合には、社協と協議の上、設置を要請する。社協は、災害対策本部と密接に連携するとともに、鹿児島県社会福祉協議会の支援を受け、関係団体やボランティア等と協働し、災害ボランティア活動の拠点として災害ボランティアセンターを設置する。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

1 ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は、社協と連携して住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

2 ボランティアの登録、把握

市は、社協との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

3 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保等

市は、大規模災害が発生し指定福祉避難所を開設するにあたっては、当該施設が災害時のボランティア活動の拠点に適する場合、指定福祉避難所の代替施設を検討するなど、災害ボランティア活動拠点の確保に配慮するとともに、ボランティア活動に必要な情報を提供するものとする。

4 消防局による環境整備

消防局は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日ごろから、ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団

体との連携、ボランティアとの合同訓練等に努める。

第3 ボランティアの種類と活動内容

風水害等の大規模災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

市がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。

また、ボランティア活動のすべてを市において把握するのは非常に困難であることから、社協等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

1 一般労力提供型ボランティア

- (1) 炊き出し、物資の仕分・配給への協力
- (2) 避難所の運営への協力
- (3) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- (4) 清掃等による環境衛生の保持

2 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- (1) 災害支援ボランティア講習修了者
- (2) アマチュア無線技士
- (3) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- (4) 建築物の応急危険度判定士、砂防ボランティア
- (5) 船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
- (6) 通訳（外国語、手話）

第1 要配慮者の実態把握

市は、保有する各種情報を要配慮者の避難支援の目的に沿って抽出・整理し、要配慮者の実態を把握するとともに、関係機関等との間で情報の共有を図る。

特に、避難にあたって支援が必要な、避難行動要支援者については、名簿を作成し把握に努める。

要配慮者に関する情報は、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに掌握しておく。

なお、避難行動要支援者名簿を利用する場合は、「個人情報保護法」等に基づき扱うほか、避難支援に係る、消防機関、警察、地区自治公民館、自治会、自主防災組織、民生委員、市社会福祉協議会、社会福祉施設・医療機関等の介護・医療活動を行う組織、自衛隊その他災害救助に従事する者等（以下「避難支援等関係者」という。）にも、正当な理由なく名簿に係る情報を漏らしてはならないことを十分に説明し、個人情報の保護やプライバシー保護に留意する。

第2 要配慮者への対策

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、保有する福祉等の各種情報を基に、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新するものとする。

2 個別避難計画の作成

保健福祉部など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

3 避難行動要支援者の避難誘導及び安否確認

平常時、避難支援等関係者に対し、円滑な避難誘導と安否確認の資とするため、避難行動要支援者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。

なお、発災時には避難行動要支援者本人の同意に係らず名簿を避難支援等関係者に提供し、避難支援及び安否確認を実施する。

消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画を提供する。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係

者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

また、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 緊急連絡体制の整備

市は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの支援担当者を配置できるとく、きめ細かな緊急連絡体制の啓発を図る。

5 防災設備・物資・資機材等の整備

- (1) 市は、災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進するとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。
- (2) 社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等の多くが避難行動要支援者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

6 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。また、市は、地域包括ケアの拠点としての地域包括支援センターをはじめとして、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

7 外国人対策

外国人に対しては、転入等の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、防災行政無線などの情報伝達の多言語化及び避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

8 帰宅困難者対策

市は、市民・市内民間事業所等に対して、帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知に努める。

第2章

災害応急対策

活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第１節 応急活動体制の確立

全 部

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第１ 応急活動体制の確立

１ 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 情報連絡体制の確立

市内に各種の気象警報 (土砂災害を除く。) が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、防災担当職員及び防災関係職員による情報連絡体制を確立する。

なお、土砂災害については、早めの体制確立が必要なことから、注意報の段階を含め、必要な体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の設置

ア 小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て、災害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため、「災害対策本部」設置前の段階として、「災害警戒本部」を設置するものとする。

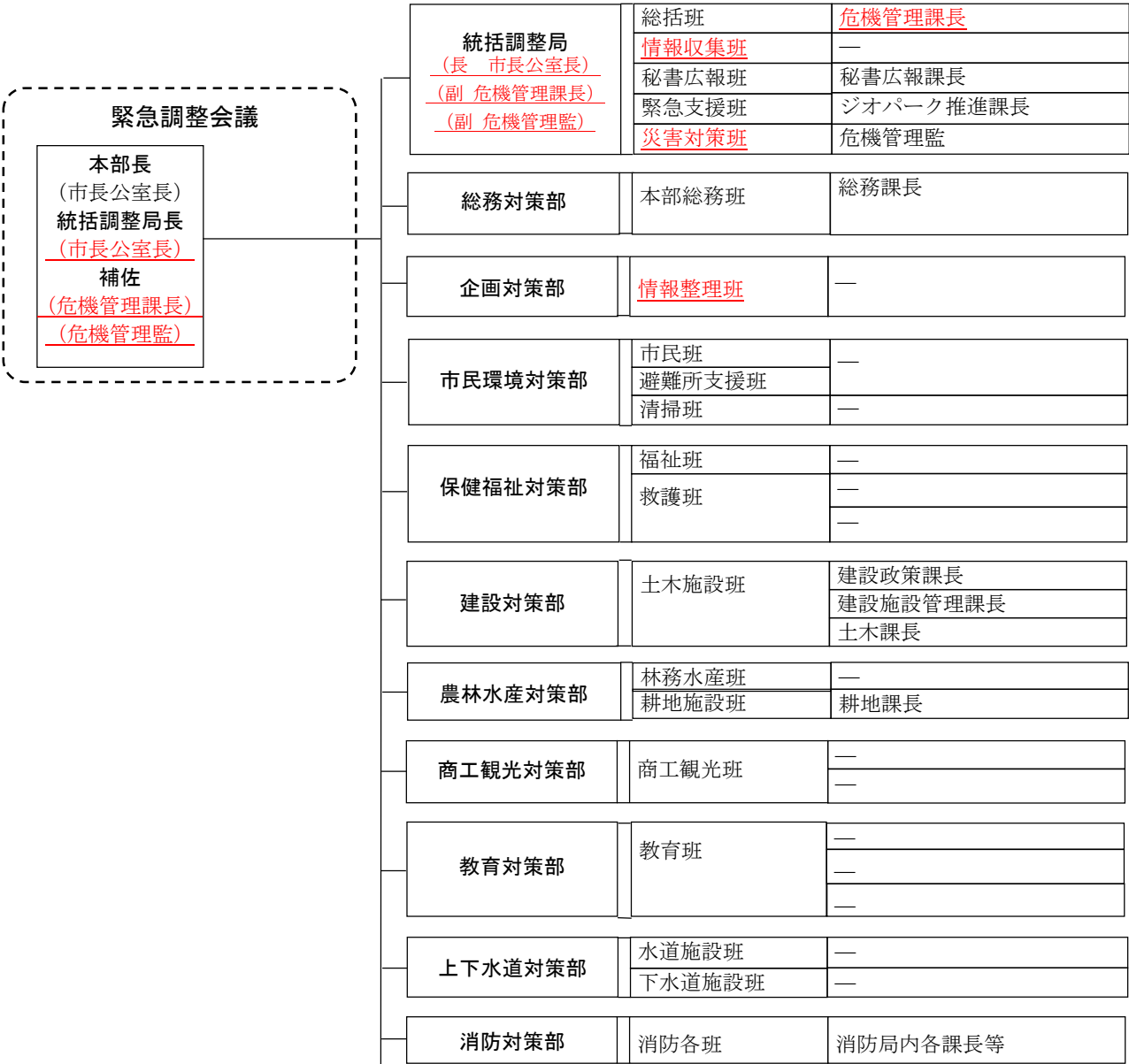
イ 警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は本庁においては市長公室長を、各総合支所においては総合支所長を、また、副本部長は本庁においては総務部長、企画部長及び建設部長を、各支部においては市民生活課長をもって充てる。

ウ 隼人市民サービスセンターに隼人支部を置き、支部長に隼人地域振興課長を、副支部長に隼人市民福祉課長をもって充てる。

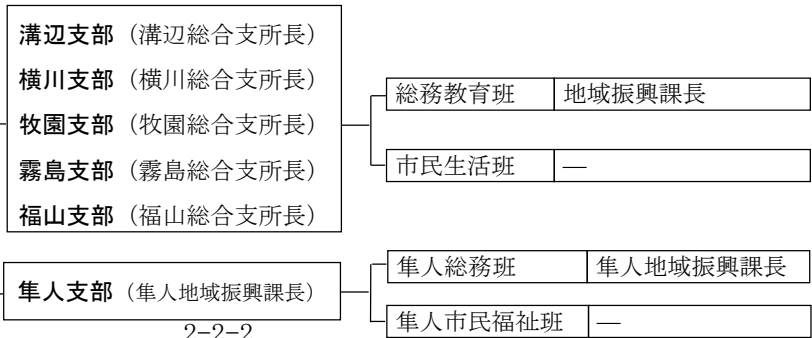
- エ 警戒本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した市の職員をもって充てる。
- オ 各対策部長は、必要に応じて災害警戒要員を増員できる。災害警戒要員は、必要に応じ課員を招集できる。
- カ 災害警戒本部の組織図

・災害警戒本部第1配備組織図（大雨や台風接近時）

（本庁）

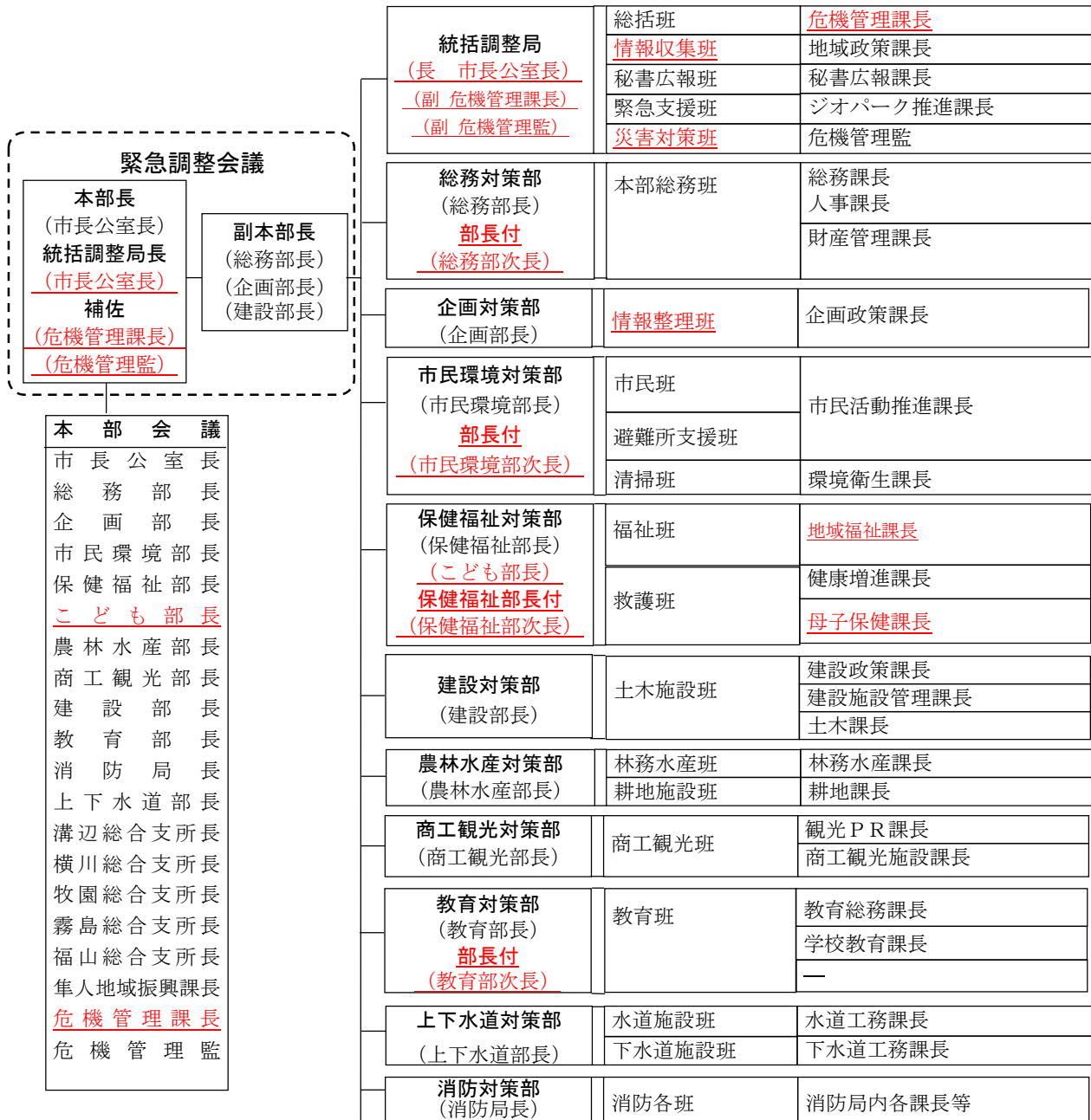


（支所及び隼人市民サービスセンター）



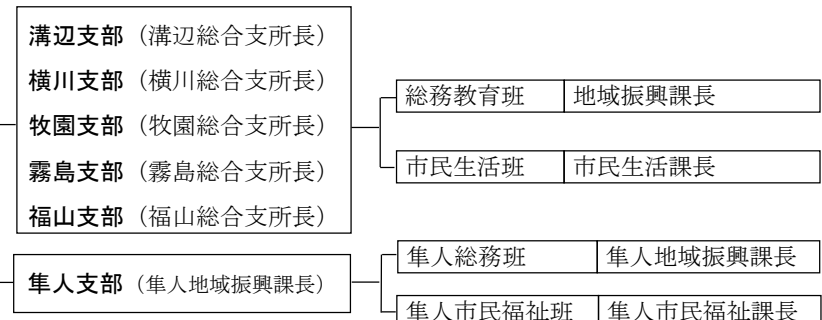
・災害警戒本部第2配備組織図（災害対策本部の設置が予期される場合）

（本庁）



本部会議	
市長公室長	
総務部長	
企画部長	
市民環境部長	
保健福祉部長	
<u>こども部長</u>	
農林水産部長	
商工観光部長	
建設部長	
教育部長	
消防局長	
上下水道部長	
溝辺総合支所長	
横川総合支所長	
牧園総合支所長	
霧島総合支所長	
福山総合支所長	
隼人地域振興課長	
<u>危機管理課長</u>	
危機管理監	

（支所及び隼人市民サービスセンター）



2 災害対策本部の設置及び廃止

- (1) 災害対策本部（以下「本部」という。）は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。
- ア 大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。
- ウ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
- (2) 本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときに廃止する。
- (3) 本部を設置又は廃止したときは、県、関係機関、住民等に対し、通知公表する。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知又は公表先	担 当	通知又は公表の方法
県	<u>災害対策班</u>	電話その他迅速な方法
市 各 対 策 部 長	<u>災害対策班</u>	庁内放送、電話その他迅速な方法
霧 島 警 察 署	<u>災害対策班</u>	電話その他迅速な方法
報 道 機 関	秘書広報班	電話その他迅速な方法
総 合 支 所 、 各 現 地 班	<u>災害対策班</u>	庁内放送、電話その他迅速な方法
住 民	<u>災害対策班</u> 秘書広報班	防災行政無線、広報車、放送施設、 その他迅速な方法

(4) 設置場所

霧島市役所 本庁舎3階

(5) 現地対策本部の設置及び閉鎖

本部は、大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置することができるものとする。

現地対策本部は、「霧島市現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにし、現地の応急対策を終了したとき閉鎖する。

3 災害対策本部の組織

(1) 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 統括調整局長

本部長を補佐するため統括調整局長を置き、市長公室長をもって充てる。

また、危機管理課長及び危機管理監は、統括調整局長を補佐する。

(4) 災害対策本部員

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、各部（霧島市部設置条例第1条に定める部をいう。）の長、総括工事監査監、建築技監、消防局長、議会事務局長、上下水道部長、教育部長、危機管理課長、各総合支所長、隼人地域振興課長及び危機管理監からなる。

(5) 災害対策要員

本部に災害対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

(6) 災害対策本部統括調整室及び災害対策本部統括調整室長

一元的な応急対策を実施するため、災害対策本部に災害対策本部統括調整室（以下「統括調整室」という。）を設置し、室長及び副室長を置く。室長は、統括調整局長を、副室長は、危機管理課長及び危機管理監をもって充てる。

統括調整室は本庁舎7階に設置し、災害対策要員の一部を配置する。

(7) 国や県、防災関係機関等のリエゾンは、統括調整室に位置する。

(8) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

なお、災害の状況に照らしたときに緊急を要し、本部会議を招集するいとまがないと認めるときは、本部長は、本部長、副本部長、統括調整局長、総務対策部長、危機管理課長及び危機管理監で構成する緊急調整会議を置き、本部員に必要な指示をすることができる。

(9) その他の事項に関しては、「霧島市災害対策本部規定」による。

(10) 災害対策本部組織図

霧島市災害対策本部組織図



建設対策部 (建設部長) 部長付 (建築技監)	土木施設班	建設政策課長
		建設施設管理課長
		土木課長、 <u>特任課長</u>
	建築都市施設班	建築住宅課長
		建築指導課長
		都市計画課長
		区画整理課長
農林水産対策部 (農林水産部長)	農政畜産班	農政畜産課長
	林務水産班	林務水産課長
	耕地施設班	耕地課長
商工観光対策部 (商工観光部長)	商工観光班	商工振興課長、特任課長
		観光PR課長
		商工観光施設課長
		関平鉱泉所長
教育対策部 (教育部長) <u>部長付</u> <u>(教育部次長)</u>	教育班	教育総務課長
		学校教育課長
		学校給食課長
		社会教育課長
		国分図書館長
		国分中央高等学校事務長
上下水道対策部 (上下水道部長)	水道施設班	上下水道総務課長
		水道工務課長
	下水道施設班	下水道工務課長
消防対策部 (消防局長)	消防各班	消防局内各課長等
(支所及び隼人市民サービスセンター)		
溝辺支部 (溝辺総合支所長)		
横川支部 (横川総合支所長)		
牧園支部 (牧園総合支所長)		
霧島支部 (霧島総合支所長)		
福山支部 (福山総合支所長)		
隼人支部 (隼人地域振興課長)	総務教育班	地域振興課長
	市民生活班	市民生活課長
隼人支部 (隼人地域振興課長)	隼人総務班	隼人地域振興課長
	隼人市民福祉班	隼人市民福祉課長

4 動員配備体制

(1) 本庁における職員の動員配備基準は、次表による。

体 制		基 準	参集・配備基準	活動内容
事前準備		●大雨が予測されるとき	●耕地課 … 4 名	ゲートの確認・操作を行う。
			●林務水産課 … 2 名	林道国分山麓線の通行止を行う。
情報連絡体制		●市内に各種の気象警報（ <u>土砂災害を除く。</u> ）が発表されるとき ● <u>土砂災害に関しては、危険警報の発表が予想される場合、注意報の段階を含め必要な体制を確立する。</u>	● <u>危機管理課</u> … 2 名 ●建設部災害対策配備要員 … 5 名	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒本部体制	第 1 配備	●市内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が危惧されるとき	●市長公室長 ●課長等 <u>危機管理課長</u> 、秘書広報課長、ジオパーク推進課長、総務課長、建設政策課長、建設施設管理課長、土木課長、耕地課長、情報司令課長、警防課長 ●危機管理監 ● <u>危機管理課</u> … 4 名以上 ●その他必要と認める人員 ●災害対策本部体制時の各対策部の所掌事務を基準とする。	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の確立を図る。
	第 2 配備	●市内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき ●市内に小規模な災害が発生したとき	●部長等 市長公室長、総務部長、企画部長、市民環境部長、保健福祉部長、 <u>こども部長</u> 、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、教育部長、消防局長、上下水道部長、 <u>各部次長</u> ●課長等 <u>危機管理課長</u> 、秘書広報課長、ジオパーク推進課長、総務課長、 <u>人事課長</u> 、財産管理課長、地域政策課長、企画政策課長、市民活動推進課長、環境衛生課長、 <u>地域福祉課長</u> 、健康増進課長、 <u>母子保健課長</u> 、建設政策課長、建設施設管理課長、土木課長、林務水産課長、耕地課長、観光 P R 課長、商工観光施設課長、教育総務課長、学校教育課長、水道工務課長、下水道工務課長、消防局内各課長等 ●危機管理監 ● <u>危機管理課</u> … 4 名以上 ●その他必要と認める人員 ●災害対策本部体制時の各対策部の所掌事務を基準とする。	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。

災害対策本部体制	第1配備	●比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又はそのおそれがある場合	●市長、副市長、教育長 ●全部長等 ●全課長等 ●危機管理監 ●その他必要と認める人員 ※ <u>局・部長の判断により</u> 、機能を発揮できる体制での交代勤務は可	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備	●大規模な災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的影響が大きい重大な自然災害）が発生した場合	●全職員 ※ <u>局・部長の判断により</u> 、機能を発揮できる体制での交代勤務は可	

(2) 支所及び隼人市民サービスセンターにおける職員の動員配備基準は、次による。

体 制	基 準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	●市内に各種の気象警報等が発表されたとき	●各支所の地域振興課職員…1名以上 ●隼人地域振興課 …1名以上	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒本部体制	第1配備 ●市内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が危惧されるとき	●各地域振興課長 ●隼人地域振興課長 ●各支所の地域振興課職員…2名以上 ●隼人地域振興課職員 …2名以上 ●その他必要と認める人員 ●災害対策本部体制時の各班の所掌事務を基準として事務を行う。	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の確立を図る。
	第2配備 ●市内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき ●市内に小規模な災害が発生したとき	●各地域振興課長、各市民生活課長 ●隼人地域振興課長、隼人市民福祉課長 ●各支所の地域振興課職員…2名以上 ●隼人地域振興課職員 …2名以上 ●その他必要と認める人員 ●災害対策本部体制時の各班の所掌事務を基準として事務を行う。	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 ●比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又はそのおそれがある場合	●各地域振興課長、各市民生活課長 ●隼人地域振興課長、隼人市民福祉課長 ●その他必要と認める人員 ※機能を発揮できる体制での交代勤務は可	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 ●大規模な災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的影響が大きい重大な自然災害）が発生した場合	●全職員 ※機能を発揮できる体制での交代勤務は可	

5 各部・各班の所掌事務及び配備要員数

(本庁)

対策 部名	班 名	班 長	所 掌 事 務	災害対策本部体 制時の配備要員 数(班長は除く)	
				第1 配備	第2 配備
統 括 調 整 局	総括班	○危機管理課長 (補佐) 危機管理グループ長	(1) 統括調整局の総括に関する事 (2) 避難情報の発令及び解除に関する事。 (3) 本部会議に関する事。 (4) 災害救助法の適用及び運用に関する事。 (5) 災害救助事務の統括に関する事。 (6) 協力応援協定、地域防災推進員及び自主防災組織等との連携に関する事 (7) その他、他の対策部に属さない事務。	全員	全員
	情報収集班	○地域政策課長	(1) 災害情報及び災害応急対策活動等の収集・伝達・記録に関する事。 (2) 避難住民の情報収集に関する事。	1	3
	秘書広報班	○秘書広報課長	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 (2) 災害視察に関する事。 (3) 広報活動に関する事。 (4) 災害記録写真撮影に関する事。 (5) 報道機関への対応に関する事。 (6) 市のホームページに関する事。 (7) SNSに関する事。(発信と受信内容の確認)	2	全員
	緊急支援班	○ジオパーク推進課長 農業委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 工事契約検査課長	(1) 緊急対応を要する災害対応業務(被災者の輸送に関する事を含む。)の支援に関する事。 (2) 各対策部・班の支援に関する事。 (3) 移動式送排水ポンプの運用に関する事。	5	全員
	災害対策班	○危機管理監 (補佐) 災害対策グループ長 災害タスクリーダー	(1) 災害対策本部統括調整室の開設、運営に関する事。 (2) 対処方針、主要対策の実施構想、措置事項などの検討、調整、報告に関する事。 (3) 気象情報、河川の諸情報の収集に関する事。 (4) 緊急支援班の運用に関する事。 (5) 自衛隊の派遣要請及び受入れに関する事。 (6) 各対策部・支部、国や県及び、各防災関係機関との連絡調整に関する事。 (7) 緊急対応を要する災害対応業務及びそのために招集される職員(災害タスクリーダー等)の運用に関する事。 (8) 防災行政無線の放送に関する事。 (9) 総合防災システムによる県への報告に関する事。	全員	全員 ・災害タスクリーダー 若干名

	災害対策本部統括調整室	●長：(統括調整局長) ●補佐：(危機管理課長) ●補佐：危機管理監 ●配置 ◎災害対策要員 ・危機管理課 ・情報収集整理班 ・避難所支援班 ・各対策部災害対策要員 ◎防災関係機関等のリエゾン	(1) 災害対策班の業務に関すること。 (2) 情報収集班の業務に関すること。 (3) 避難所支援班の業務に関すること。 (4) 各対策部に対する応急対策業務の統制に関すること。 (5) 統括調整室の開設及び運営に関すること。 (6) その他霧島市災害対策本部統括調整室運営マニュアルに示す業務に関すること。	霧島市災害対策本部統括調整室運営マニュアルによる。	
総務対策部	本部総務班	○総務課長 人事課長	(1) 総務対策部の総括に関すること。 (2) 統括調整局長、県への報告に関すること。 (3) 災害対策要員の配備、招集、編成及び出動に関すること。 (4) 避難所配置職員の派遣に関すること。 (5) 災害調査の取りまとめに関すること。 (6) 庁舎等の被害調査及び災害対策に関すること。 (7) 人的受援時の調整に関すること。	2	全員
		○財産管理課長	(1) 災害対策連絡車及び輸送車両の配車計画に関すること。 (2) 市有財産等の被害調査及び災害対策に関すること。	2	全員
	受援班	○総務課長 人事課長 財政課長 税務課長	※別冊「霧島市受援計画」による。		
	財務管理班	○財政課長	(1) 災害対策に必要な経費の予算措置に関すること。 (2) 災害復旧対策に関する資金収支に関すること。 (3) 災害対策用物品の出納に関すること。 (4) 市災対本部の歳入、歳出及び現金の出納に関すること。	2	全員
		○会計課長	(1) 義援金等の受領、保管及び配分に関すること。 (2) 拠出者等に対する礼状等の発送に関すること。		
	物資供給班	○税務課長 収納課長	(1) 被災世帯及び固定資産等の被害調査に関すること。 (2) 災害対策従事者に対する食糧の調達に関すること。 (3) 被災者に対する食糧の炊き出し及び配給に関すること。 (4) 救援物資の受領及び配給に関すること。 (5) 災害時における主要食糧その他必要物資の調達及び斡旋に関すること。	2	全員
	対策議会班	○議事調査課長	(1) 議員への災害概況等の速報及び連絡調整に関すること。 (2) その他議会対策に関すること。	1	全員
企画対策部	情報整理班	○企画政策課長	(1) 企画対策部の総括に関すること。 (2) 統括調整局長、県への報告に関すること。 (3) 災害統計、災害資料及び災害報告書の作成に関すること。 (4) 公共交通機関の運行状況の把握に関すること。	2	全員

		○情報政策課長	(1) 住民情報等のデータ出力に関すること。 (2) 行政データのバックアップに関すること。 (3) 対策本部内のパソコン運用に関すること。		
市民環境対策部	市民班	○市民活動推進課長 市民課長 市民サービスセンター店長 スポーツ・文化振興課長	(1) 市民環境対策部の総括に関すること。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び統括調整局長、県への報告に関すること。 (3) 外国人に対する災害情報に関すること。 (4) 全避難者の状況把握に関すること。 (5) 地区自治公民館長等及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 (6) 市民会館及び社会体育施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (7) 遺体安置所に関すること。	4	全員
	支援班 避難所		(1) 避難所の運営状況把握及び避難所との連絡に関すること。		
	清掃班	○環境衛生課長	(1) <u>被災</u> 地域のし尿の汲み取り及び廃棄物の運搬処分計画並びに実施に関すること。 (2) ごみ収集計画に関すること。 (3) 衛生関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (4) 災害に係る公害の処理調査及び毒物・劇物の災害状況調査に係る保健所との連絡調整に関すること。 (5) 被災地域の消毒及び防疫計画に関すること。 (6) 遺体の埋火葬に関すること。 (7) 墓地災害に関すること。 (8) 動物保護対策に関すること。 (9) 清掃班内の所管に係る災害情報等の調査収集に関すること。	2	全員
保健福祉対策部	福祉班	○ <u>地域福祉課長</u> 生活福祉課長 長寿介護課長 障害福祉課長 保険年金課長 <u>市立病院管理課長</u> 子育て支援課長 <u>(こどもセンター所長)</u> <u>こども家庭相談センター所長</u> 保育園総括園長	(1) 保健福祉対策部の総括に関すること。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び統括調整局長、県への報告に関すること。 (3) <u>福祉班に係る災害救助法に基づく救助の実施に関すること。</u> (4) 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 (5) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 (6) 福祉団体及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 (7) 霧島市立医師会医療センターとの連絡調整に関すること。 (8) 福祉避難所の開設及び状況把握に関すること。 (9) 遺体の収容に関すること。 (10) 保育園、社会福祉施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 (11) 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること。 (12) 応急仮設住宅への入居の <u>優先基準</u> に関すること。 (13) 被服、寝具、その他生活必需品の確保に関すること。 (14) <u>福祉サービスの提供に関すること。</u>	3	全員

	救護班	○健康増進課長 <u>母子保健課長</u> (こども発達サポートセンター所長)	(1) 医療救護、助産に関すること。 <u>(2) 救護班に係る災害救助法に基づく救助の実施に関するこ</u> <u>と。</u> (3) 医療機関との連絡調整に関すること。 (4) 救護所の運営に関すること。 (5) 医療関係施設の被害調査及び災害対策に係る保健所との 連絡調整に関すること。 (6) 救護班内の所管に係る災害情報等の調査収集に関するこ と。 (7) 医薬品及び医療用資機材に関すること。 <u>(8) 被災者の健康状態の把握と健康支援に関すること。</u> (9) 保健師及び管理栄養士の派遣に関すること。 (10) 感染症の発生予防指導等に関すること。 (11) 避難所の衛生管理等の巡回指導に関すること。 (12) 災害時における衛生広報に関すること。 (13) 食品衛生に係る保健所との連絡調整に関すること。	2	全員
建設 対 策 部	土木施設班	○建設政策課長 土木課長、 <u>特任課長</u> 建設施設管理課長	(1) 建設対策部の総括に関すること。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに統括調 整局長及び県への報告に関すること。 (3) 道路、橋梁、堤防、河川、公園等公共土木関係施設の災 害対策及び被害調査並びに応急復旧対策に関すること。 (4) 土木施設班内の所管に係る災害情報等の調査収集に関 すること。 (5) 応急対策用資機材の準備及び輸送並びに労務対策に関 すること。 (6) 地すべり、土砂崩れによる災害対策に関すること。 (7) 水防倉庫、水門等の維持管理及び河川堤防の巡視に関 すること。 (8) 災害における通行止及び迂回路等の計画並びに実施に 関すること。 (9) 土木工事関係者との連絡調整に関すること。	6	全員
	建築都市施設班	○建築住宅課長 建築指導課長 都市計画課長 区画整理課長	(1) 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること。 <u>(2) 被災宅地危険度判定の実施に関すること。</u> (3) 被災市営住宅の応急処理に関すること。 (4) 公共建築物の災害対策及び被害調査後の応急修理に関 すること。 (5) 市営住宅の供給に関すること。 (6) 被災住宅の復興資金に関すること。 (7) 応急仮設住宅の建設、維持管理に関すること。 <u>(8) 応急仮設住宅への入居の手続きに関すること。</u> <u>(9) 建築都市施設班内の所管に係る災害情報等の調査収集</u> <u>及び応急復旧に関すること。</u> <u>(10) 民間住宅の応急修理に関すること。</u>	6	全員

農 林 水 産 対 策 部	農政畜産班	○農政畜産課長	(1) 農林水産対策部の総括に関すること。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び統括調整局長、県への報告に関すること。 (3) 農作物等への被害調査及び災害対策に関すること。 (4) 農作物の病害虫及び家畜伝染病の防除に関すること。 (5) 家畜及び畜産施設等の被害調査並びに応急復旧に関すること。 (6) 各農業協同組合との連絡調整に関すること。	3	全員
	林務水産班	○林務水産課長	(1) 山林、林産物の被害調査及び応急復旧に関すること。 (2) 漁港及び海産物等の被害調査並びに応急復旧に関すること。 (3) 各漁業協同組合との連絡調整に関すること。 (4) 各森林組合との連絡調整に関すること。 (5) 林務水産班内の所管に係る公共施設の災害情報等の調査収集及び応急復旧に関すること。	2	全員
	耕地施設班	○耕地課長	(1) 農地・農業用施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 (2) 所管の排水機場の運転に関すること。 (3) 土地改良区等への連絡調整に関すること。 (4) 耕地施設班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び応急復旧に関すること。	3	全員
商 工 観 光 対 策 部	商工観光班	○商工振興課長、特任課長 観光PR課長 商工観光施設課長 関平鉱泉所長	(1) 商工観光対策部の総括に関すること。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び統括調整局長、県への報告に関すること。 (3) 商工会議所等との連絡調整に関すること。 (4) 国分公共職業安定所との連絡調整に関すること。 (5) 商工観光関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 (6) 観光客に対する災害情報の提供に関すること。 (7) 民間企業等のボランティアとの連絡調整に関すること。 (8) 民間企業からの食糧、物資の調査・調達計画に関すること。 (9) 被災商工観光業者に対する融資の斡旋に関すること。 (10) 関平鉱泉飲料水の確保に関すること。	3	全員
教 育 対 策 部	教育班	○教育総務課長 学校教育課長 学校給食課長 社会教育課長 国分図書館長 (メディアセンター所長) (隼人図書館長) 国分中央高等学校事務長	(1) 教育対策部の総括に関すること。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び統括調整局長、県への報告に関すること。 (3) 教育施設等の災害予防及び復旧対策に関すること。 (4) 学校関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (5) 児童、生徒等の避難及び安全確保に関すること。 (6) 学校教育施設等での避難受入の調整及び協力に関すること。 (7) 教職員の動員に関すること。 (8) 学校給食に関すること。 (9) 教材等の調達及び施設、職員の確保に関すること。 (10) 災害後の教育環境・保健衛生に関すること。 (11) 社会教育関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (12) 史跡、文化財の被害調査及び保護に関すること。 (13) 所管の避難所等施設の開設及び管理に関すること。	5	全員

上下水道対策部	水道施設班	○水道工務課長 上下水道総務課長	(1) 上下水道対策部の総括に関すること。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び統括調整局長、県への報告に関すること。 (3) 水道関係施設の災害対策に関すること。 (4) 被災地の給水計画に関すること。 (5) 飲料水の確保、給水に関すること。 (6) 水質管理に関すること。 (7) その他上水道の管理に関すること。	2	全員
	下水道施設班	○下水道工務課長	(1) 下水道関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 管渠、所管ポンプ場及び処理場の災害対策に関すること。 (3) 公共下水道等の被害調査及び応急復旧に関すること。 (4) 災害時のし尿処理、その他環境衛生の応援に関すること。 (5) 下水道施設班内の所管に係る災害情報等の調査収集に関すること。	2	全員
消防対策部	消防班	○警防課長 総務課長 予防課長 情報司令課長 中央消防署長 北消防署長 <u>中央分署長</u>	霧島市消防局の定める「霧島市消防計画」による。		

※○印のある課長が責任班長となる。

※災害救助法に基づく所掌事務は、資料 1 2－2「災害救助事務」による。

(支所及び隼人市民サービスセンター)

支部名	班名	班 長	所 掌 事 務	配備要員の数 (班長は除く)	
				第1 配備	第2 配備
溝辺・横川・牧園・霧島・福山	総務教育班	○地域振興課長	(1) 支部管内の災害対策の総括に関すること。 (2) 支部管内の関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 支部管内の災害情報・被害状況及び応急復旧状況の調査収集並びに本部への報告に関すること。 (4) 気象情報の収集、連絡及び各種注意報・警報に関すること。 (5) 支部職員の動員配備の調整に関すること。 (6) 支部管内の避難所の開設・管理に関すること。 (7) 支部管内の各避難所との連絡調整に関すること。 (8) 支部管内の地区自治公民館長等及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 (9) 支部管内の社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 (10) 支部のパソコン運用に関すること。 (11) 支部管内の児童、生徒等の避難及び安全確保に関すること。 (12) 支部管内の学校教育施設等での避難受入れの調整及び協力に関すること。 (13) 支部管内の史跡、文化財の被害調査及び保護に関すること。 (14) その他文教設備、施設等の応急復旧に関すること。 (15) その他本部担当班との連絡調整及び応急復旧に関すること。 (16) 教育再開に係る業務に関すること。	3	全員

溝 辺 ・ 横 川 ・ 牧 園 ・ 霧 島 ・ 福 山	市 民 生 活 班	○市民生活課長	(1) 班内の総括に関すること。 (2) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに支部総務教育班への報告に関すること。 (3) 支部管内の社会福祉関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 (4) 支部管内の福祉団体との連絡調整に関すること。 (5) 支部管内の福祉避難所の調整及び状況把握に関すること。 (6) 支部管内の災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること。 (7) 支部管内の救援物資の調達に関すること。 (8) 支部管内の救助状況の報告に関すること。 (9) 支部管内の医療関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 (10) 支部管内の衛生関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 (11) 支部管内の救護所の設置・運営に関すること。 (12) 支部管内の避難所の衛生管理等の巡回指導に関すること。 (13) 支部管内の炊き出しに関すること。 (14) 支部管内の道路、橋梁、堤防、河川等公共土木関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 (15) 支部管内の建築物の被害調査及び応急復旧に関すること。 (16) 支部管内の市営住宅の被害調査及び応急復旧並びに被災者等への供給に関すること。 (17) 支部管内の農作物等の被害調査及び応急復旧に関すること。 (18) 支部管内の山林、林産物の被害調査及び応急復旧に関すること。 (19) 支部管内の農地・農業用施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 (20) 市営の温泉供給関係施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。(溝辺、横川、霧島) (21) その他市営の温泉管理に関すること。(溝辺、横川、霧島) (22) その他本部担当班との連絡調整及び応急復旧に関すること。	4	全員
		○隼人地域振興課長	(1) 支部管内の災害対策の総括に関すること。 (2) 気象情報の収集、連絡及び各種注意報・警報に関すること。 (3) 隼人地域の災害情報・被害状況及び災害対策状況の収集並びに本部総務班への報告に関すること。 (4) 隼人地域の避難所の開設・管理及び連絡調整に関すること。 (5) 排水ポンプの運転・管理に関すること。	3	全員
		○隼人市民福祉課長	(1) 班内の総括に関すること。 (2) 隼人地域内の関係する施設の被害状況及び災害対策状況の収集並びに隼人総務班への報告に関すること。 (3) 隼人地域の災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること。 (4) 関係業務に関して、市民環境対策部又は保健福祉対策部への報告に関すること。	2	全員

※○印のある課長が責任班長となる。

支所及び隼人市民サービスセンター

支 部 名	班 名	班 長	所 掌 事 務	配備要員の数 (班長は除く)	
				第1 配備	第2 配備
溝 辺 ・ 横 川 ・ 牧 園 ・ 霧 島 ・ 福 山	総 務 教 育 班	○地域振興課長	(1) 支部管内の災害対策の総括に関する事 (2) 支部管内の関係機関との連絡調整に関する事 (3) 支部管内の災害情報・被害状況及び応急復旧状況の調査収集並びに本部への報告に関する事 (4) 気象情報の収集、連絡及び各種注意報・警報に関する事 (5) 支部職員の動員配備の調整に関する事 (6) 支部管内の避難所の開設・管理に関する事 (7) 支部管内の各避難所との連絡調整に関する事 (8) 支部管内の地区自治公民館長等及び自主防災組織との連絡調整に関する事 (9) 支部管内の社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 (10) 支部のパソコン運用に関する事 (11) 支部管内の児童、生徒等の避難及び安全確保に関する事 (12) 支部管内の学校教育施設等での避難受入れの調整及び協力に関する事 (13) 支部管内の史跡、文化財の被害調査及び保護に関する事 (14) その他文教設備、施設等の応急復旧に関する事 (15) その他本部担当班との連絡調整及び応急復旧に関する事 (16) 教育再開に係る業務に関する事	3	全員

溝 辺 ・ 横 川 ・ 牧 園 ・ 霧 島 ・ 福 山	市 民 生 活 班	○市民生活課長	(1) 班内の総括に関すること。 (2) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに支部総務教育班への報告に関すること。 (3) 支部管内の社会福祉関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 (4) 支部管内の福祉団体との連絡調整に関すること。 (5) 支部管内の福祉避難所の調整及び状況把握に関すること。 (6) 支部管内の災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること。 (7) 支部管内の救援物資の調達に関すること。 (8) 支部管内の救助状況の報告に関すること。 (9) 支部管内の医療関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 (10) 支部管内の衛生関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 (11) 支部管内の救護所の設置・運営に関すること。 (12) 支部管内の避難所の衛生管理等の巡回指導に関すること。 (13) 支部管内の炊き出しに関すること。 (14) 支部管内の道路、橋梁、堤防、河川等公共土木関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 (15) 支部管内の建築物の被害調査及び応急復旧に関すること。 (16) 支部管内の市営住宅の被害調査及び応急復旧並びに被災者等への供給に関すること。 (17) 支部管内の農作物等の被害調査及び応急復旧に関すること。 (18) 支部管内の山林、林産物の被害調査及び応急復旧に関すること。 (19) 支部管内の農地・農業用施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 (20) 市営の温泉供給関係施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。(溝辺、横川、霧島) (21) その他市営の温泉管理に関すること。(溝辺、横川、霧島) (22) その他本部担当班との連絡調整及び応急復旧に関すること。	4	全員
		○隼人地域振興課長	(1) 支部管内の災害対策の総括に関すること。 (2) 気象情報の収集、連絡及び各種注意報・警報に関すること。 (3) 隼人地域の災害情報・被害状況及び災害対策状況の収集並びに本部総務班への報告に関すること。 (4) 隼人地域の避難所の開設・管理及び連絡調整に関すること。 (5) 排水ポンプの運転・管理に関すること。	3	全員
	隼 人	○隼人市民福祉課長	(1) 班内の総括に関すること。 (2) 隼人地域内の関係する施設の被害状況及び災害対策状況の収集並びに隼人総務班への報告に関すること。 (3) 隼人地域の災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること。 (4) 関係業務に関して、市民環境対策部又は保健福祉対策部への報告に関すること。	2	全員

※○印のある課長が責任班長となる。

※災害救助法に基づく所掌事務は、資料 1 2－2「災害救助事務」による。

6 動員方法

(1) 災害発生（おそれがある場合を含む。）の動員

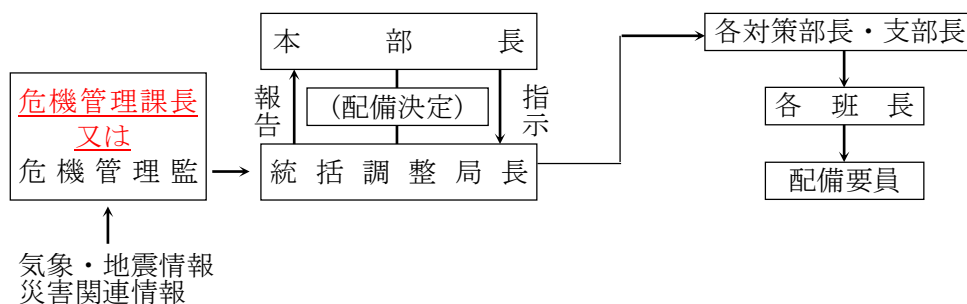
ア 職員（警備員を含む。）は、災害発生のおそれがある気象情報、あるいは異常現象の通報を受けたとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに危機管理課長又は危機管理監に連絡する。

危機管理課長又は危機管理監は、市長公室長に報告する。

イ 報告を受けた市長公室長は、応急対策実施の体制をとる必要がある場合、本部長に報告し決裁を受けた上で、総務対策部長に指示し関係職員を動員させる。

(2) 職員配備要員及び災害対策本部が設置される場合の動員

ア 配備要員の動員は、次の系統により行う。



イ 各対策部長は勤務時間外あるいは休日等における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。(配備要員には避難所配置要員含む。)

ウ 職員は、勤務時間外において災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、自らの判断により登庁する。

第2 災害対策本部と防災関係機関との協力体制の確立

1 防災関係機関との協力体制

霧島市地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市災害対策本部と防災関係機関は、市内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連携のもとに、応急対策活動を実施する。

2 各種団体・組織との協力体制

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、ボランティア、その他各種団体等は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救助等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体等の協力を得てその防災体制を確立する。

3 住民との協力体制

住民は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

第２節 情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

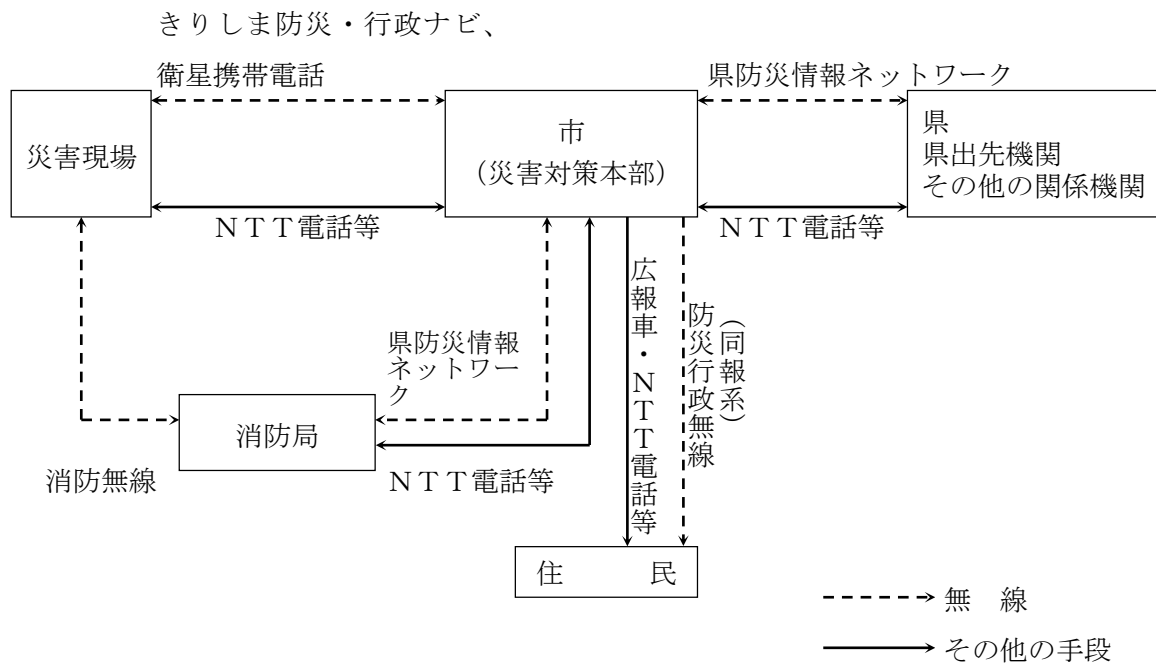
このため、市は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

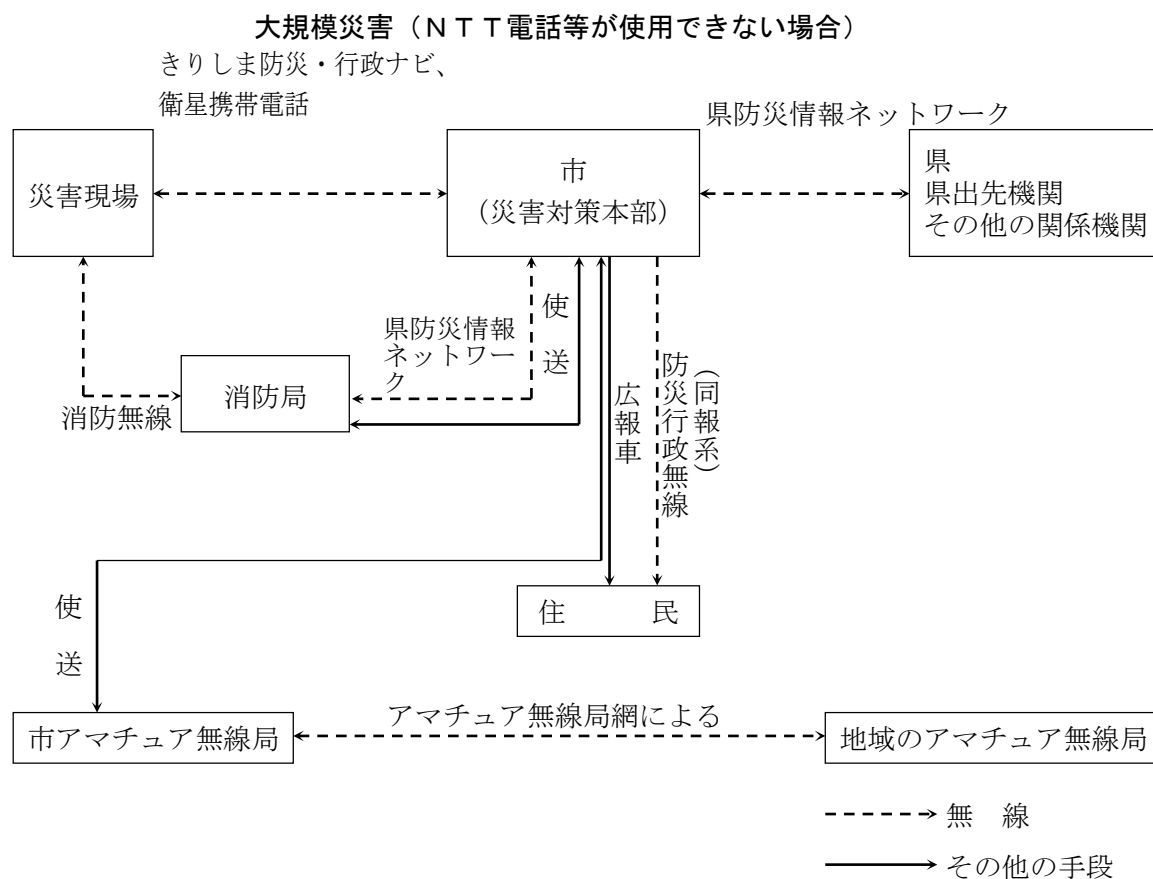
第１ 市の通信連絡手段の確保・運用

１ 通信連絡系統

災害時の市の通信連絡系統としては、市防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

通常の災害（NTT電話等が使用できる場合）





2 その他の手段による通信体制の確立

ＮＴＴ一般加入電話をはじめ有効な手段としてのＣＡＴＶ、防災行政無線双方向通信、衛星携帯電話、きりしま防災・行政ナビ等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

第2 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

1 各機関が保有する通信施設の運用

市は関係機関等と連携し、各機関が整備・保有している通信連絡手段を把握し、緊急時に活用できる体制を確立する。

2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて市は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、国の法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。知事は救助を迅速に行うために、市長に通知することにより救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(災害救助法第13条)

法第4条及び令第2条に定められている救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 福祉サービスの提供
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 死体の捜索・処理
- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき
- (2) 次に掲げる程度の災害が発生し被災し、現に救助を必要とするとき
 - ① 市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。

- ② 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- ③ 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

霧島市の災害救助法適用基準

人 口 (令和5年7月1日現在)	基 準	
	1 号	2 号
124,626人	100世帯	50世帯

2 救助の実施程度、方法及び期間

救助の実施程度、方法及び期間については毎年度ごと国から示される災害救助事務取扱要領による(資料12-2参照)。

第3 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定

(1) 住家が全壊・全焼、流失したもの

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のものである、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世 帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 住 家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第 4 災害救助法の適用手続き

災害に対し、市における災害が、本節第 2 「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に報告する。

第4節 広域応援体制

統括調整局 総務対策部 消防対策部

大災害が発生した場合、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、県、関係市町及び各関係防災機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

第1 消防機関の応援協力

霧島市消防計画による。

第2 県及び市町村相互の応援協力

1 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定による応援

市は災害が発生し、本市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき、迅速に応援を要請する。

- (1) 隣接市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行うものとする。
- (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられる場合は、県災害対策支部等に対して応援要請するものとする。要請を受けた県災害対策支部等は、自ら応援を行うとともに管内市町村に対して応援要請を行うものとする。要請を受けた市町村は、応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。
- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部等に直接応援要請することができるものとし、県災害対策本部等は、自ら応援を行うとともに県内市町村に対して応援要請を行うものとする。要請を受けた市町村は、応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。

2 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。

3 市内所在機関相互の応援協力

災害が発生し又はまさに発生しようとする場合、市は実施する応急措置について、市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等に、応援協力を要請する。

第3 応援の受入体制の確立

災害規模やニーズに応じて円滑に他の自治体及び防災関係機関から応援を受け入れることができるよう、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、受援が

必要な業務、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等についての具体化に努める。

応援職員の受入にあたっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の受入にあたっては、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第4 広域応援体制

第1～第3を円滑に行うため、受援計画を策定する。

別冊「霧島市受援計画」

第5節 自衛隊の災害派遣要請

災害に際し人命、財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣依頼及び受入れに関する事項を定め、もって自衛隊の効率的かつ迅速な活動を期するものである。

第1 実施責任者

1 災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、知事が自己の判断又は市長の要請依頼により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、市長が直接通知することができる。この場合は、速やかにその旨を知事（関係各部長経由）に通知するものとする。

2 災害派遣実施

自衛隊の災害派遣の実施は、次に掲げる実施権者が原則として知事等の要請により実施するが、緊急を要する場合は要請を待たないで実施する。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 陸上自衛隊 | 西部方面総監 |
| (2) 〃 | 第8師団長 |
| (3) 〃 | 第12普通科連隊長 |
| (4) 海上自衛隊 | 佐世保地方総監 |
| (5) 〃 | 第1航空群司令 |
| (6) 航空自衛隊 | 西部航空方面隊司令官 |

3 災害派遣受入れ

市長は、知事から災害派遣の実施について通知を受けたときは、関係機関との連携のもとに受入れに必要な措置を行う。

第2 災害派遣要請依頼基準

自衛隊の災害派遣を要請する基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 災害に際して、人命の救助又は財産の保護のため急を要し、地元警察、消防団、その他では対処し得ないと考えられるとき。
- 2 災害の発生が目前にせまり、この予防には自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

第3 市長の災害派遣依頼要領

1 派遣要請依頼の担当

市長が行う自衛隊派遣要請依頼及び自衛隊に対する通知についての担当は、統括調整局長とする。

2 災害派遣要請依頼

(1) 要請依頼の要望

各部長は、所管の対策業務について要請基準による自衛隊派遣の必要を認めたときは、要請依頼の要望を行うものとする。

(2) 要請依頼

統括調整局長は、各部長から要請依頼を受けたとき、又は自己の判断により自衛隊派遣の必要を認めたときは、市長に報告しその指示を受け、派遣部隊の活動内容に応じた県の関係各部長を経由して知事へ文書による要請依頼を行うものとする。この場合、第4に掲げる要請依頼要件を明示するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、市長の指示により、災害派遣実施権者に対し派遣を直接通知し、知事にその旨を報告するものとする。この場合は、事後速やかに知事に対し正式な要請依頼を行うものとする。

第4 自衛隊派遣要請依頼要件

自衛隊の派遣を要請依頼又は直接通知するときは、次の諸点を明示して行うものとする。

- (1) 災害時の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第5 自衛隊及び災害派遣要請権者等の連絡場所

1 自衛隊関係機関

区 分		自 衛 隊 要 請 関 係 機 関		所 在 地	電 話 番 号
		部 隊 名	主 管 課		
要 請 先	陸	陸上自衛隊第12普通科連隊本部	第 3 科	霧島市国分福島2-4-14	0995-46-0350 内線 235、 302（夜間）
		陸上自衛隊第8師団司令部	第 3 部 防 衛 班	熊本市北区八景水谷2-17-1	096-343-3141 内線3234、3302
		陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111 内線2255、2256
	海	海上自衛隊第1航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111 内線 2213
		海上自衛隊佐世保地方総監部	防 衛 部	佐世保市平瀬町18	0956-23-7111 内線 3225
	空	西部航空方面隊司令部	防 衛 部 運 用 2 班	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 内線 2348 夜間 2203

2 知事への災害派遣要請要求連絡場所

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号
担当部名	主管課		
鹿児島県 危機管理防災局	<u>危機管理防災課</u>	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2256
〃 総務部	人事課	〃 〃	099-286-2045
〃 環境林務部	環境林務課	〃 〃	099-286-3327
〃 暮らし保健福祉部	保健医療福祉課	〃 〃	099-286-2656
〃 農政部	農政課	〃 〃	099-286-3085
〃 土木部	監理課	〃 〃	099-286-3483
〃 〃	河川課	〃 〃	099-286-3586
〃 商工労働水産部	商工政策課	〃 〃	099-286-2925
〃 教育委員会	総務福利課	〃 〃	099-286-5190
〃 出納局	会計課	〃 〃	099-286-3765
〃 警察本部	警備課	〃 〃	099-206-0110

鹿児島県庁（代表） 099-286-2111

第6 派遣部隊の活動内容

派遣部隊が実施する業務は、部隊の人員、装備、派遣要請内容等により異なるが、自衛隊の定める防災業務計画により、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水の支援
- (11) 救助物資の無償貸与又は譲与

- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) その他部隊が対処し得る業務

第7 派遣部隊の受入れ

1 所 管

災害派遣部隊の受入れについては、総務対策部長及び関係対策部長は、派遣部隊との緊密な連携のもとに実施するものとする。

2 受入体制

- (1) 派遣部隊との連絡を確保し、派遣部隊の人員、装備等の確認に努める。
- (2) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備する。特に駐車場について、地積、出入りの便を考慮する。
- (3) 自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- (4) 災害地における作業等に関しては、市と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- (5) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

3 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除き出来得る限り市において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて県及び市において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを県及び市に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて県及び市は出来る限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業にあたり無用の摩擦を避けるため、出来得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

第8 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救助活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊の装備にかかるものを除く。）

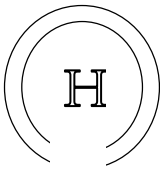
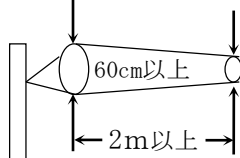
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第9 ヘリコプター発着場の準備

災害派遣に際し、ヘリコプターによる人員物資の輸送が考えられるので、次の条件を考慮し、地域ごとに適地を選定する。

ヘリコプター発着場の基準及び表示要領

区分	標準
OH-6J (小型機)	着陸点 離陸帯 450m 5m 30m 5m 30m 10° 進入角
HU-1B (中型機)	450m 6m 36m 6m 36m 8° 進入角
UH-60J (大型機)	450m 15m 45m 15m 45m 6° 進入角
CH-47 (大型機)	450m 20m 100m 20m 100m 6° 進入角

表示要領	1 着陸点  太さ30 c m以上、着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。 2 風向指示器  着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹流し、又は旗を立てる。 (1) 布製 (2) 風速25m／秒に耐えられる強度
------	--

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

統括調整局 総務対策部 建設対策部 商工観光対策部 消防対策部

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1 従事命令等による労働力の確保

1 命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防局長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	災害救助法第8条	知事
災害応急対策作業 (除：災害救助法救助)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
		災害対策基本法第71条第2項	知事（委任を受けた場合市長）
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
		災害対策基本法第65条第3項	自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従事者 (7) 自動車運送業者及びその従業者 (8) 船舶運送業者及びその従業者 (9) 港湾運送業者及びその従業者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官、自衛官の従事命令）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者

3 従事命令の執行

- (1) 知事の従事命令等執行に際し、災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令し、災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、災害対策基本法に基づく従事命令を発令するものとする。

なお、災害救助法に基づく従事命令等の発令は県危機管理防災局危機管理課が担当し、災害対策基本法に基づくものは県危機管理防災課及び災害対策課が担当する。

- (2) 知事（知事が市長に権限を委任した場合を含む。）の従事命令等の執行に関しては法令等の定める令書を交付するものとする。

なお、その他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第7節 ボランティアとの連携等

保健福祉対策部

大規模災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、市ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）などとの連携に努める。

第1 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

市は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかに災害ボランティアセンター及び近隣支援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、以下により、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

(1) 災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会は、市と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

(2) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、県救援対策本部、近隣支援本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

警戒避難期の応急対策

風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（避難行動要支援者への支援含む。）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第8節 気象警報等の収集・伝達

統括調整局 消防対策部

市は、風水害時の応急対策を進める上で、鹿児島地方気象台や県から発表される次の情報等を収集し、また、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 情報の種類

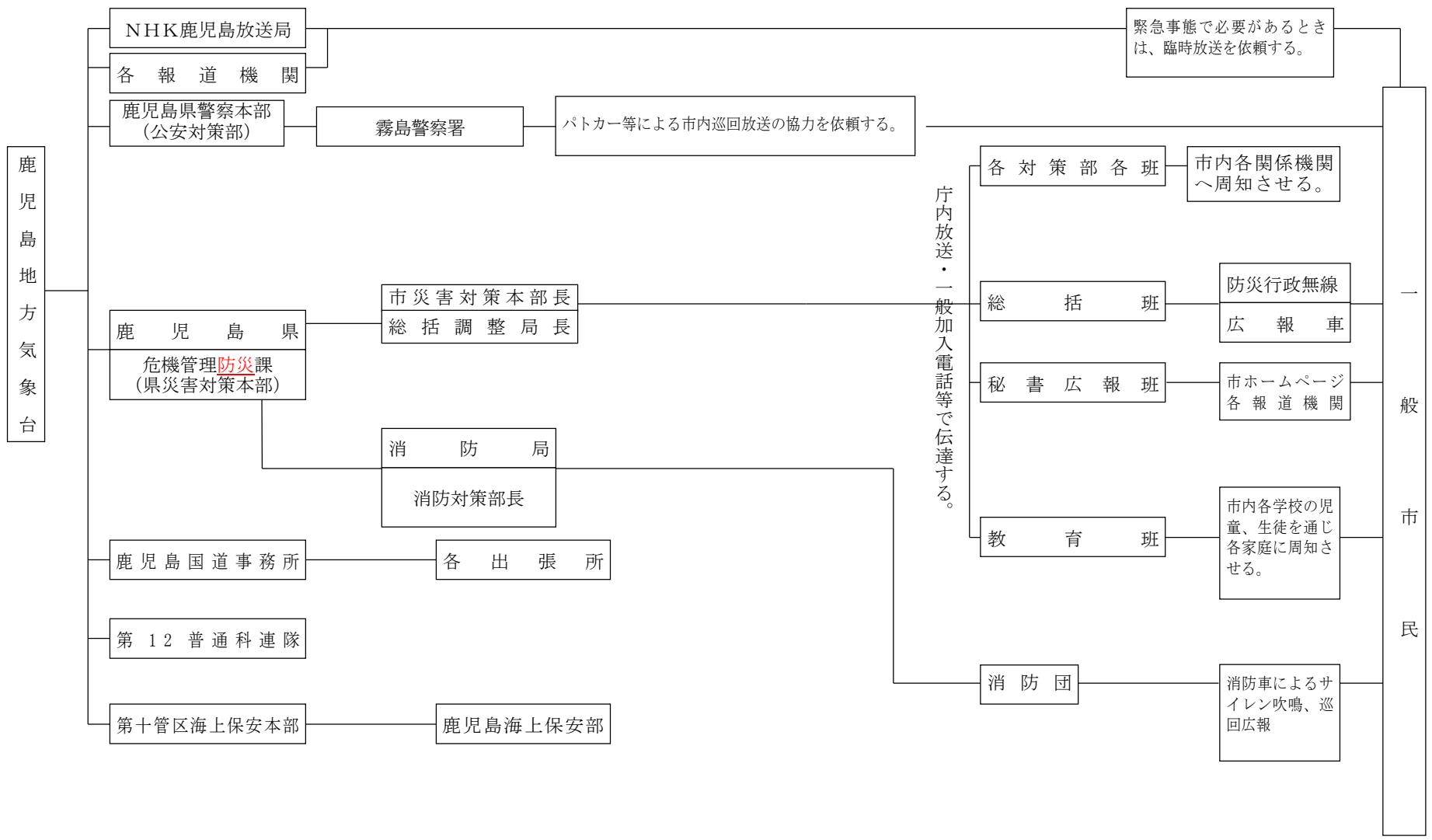
- (1) 気象警報等（鹿児島地方気象台）
- (2) 雨量、河川水位等（県）
- (3) 水防警報（県）

第2 警報の受領責任及び伝達方法

- (1) 関係機関から通報された気象警報等は、市長公室長及び消防局長において受領する。
- (2) 執務時間外にあつては、警備員を経て、市長公室長、危機管理課長及び危機管理監に通報するものとする。
- (3) (1)、(2)により受領及び通報を受けた市長公室長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めたとき又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長にその旨を報告するものとする。
- (4) 授受担当員（伝達担当員を兼ねる。）は、次のとおりとする。

ア 本庁	危機管理課長
イ 消防局	情報司令課長
- (5) 警報等受領した伝達担当員は、伝達系統により周知伝達するものとする。

気象予警報等の伝達系統図



第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

統括調整局 総務対策部 企画対策部

本計画は、市災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期すものである。

収集に当たっては、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

第1 災害情報の収集・伝達

市は、市内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、本市の区域（海上を含む。）内で行方不明になった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県に連絡する。

なお、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときには、消防、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者等から暴力等を受け加害者から追跡されている危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するように努める。

1 収集すべき災害情報等の内容

- (1) 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- (2) 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- (3) 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- (4) 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (5) 出火件数又は出火状況
- (6) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- (7) 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- (8) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）
- (9) 避難状況、救護所開設状況
- (10) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

2 災害情報等の収集

(1) 市による情報収集

職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、きりしま防災・行政ナビ等による通報によるほか、登庁後の災害対策本部設置管理システムによる報告等による。また、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を直ちに、本部へ報告する。

(2) 調査班の編成

被害状況の調査に当たっては、被害の程度により調査班の数を決定するが、地区ごとに各課と共同し、又は単独で調査班を編成し、被害状況調査を実施する。

被害状況の調査分担表

被 害 区 分	担 当		協力団体等
	部	責任者	
市有財産に関する被害	総 務 部	総 務 部 長	地区自治公民館長、自治会長、施設の管理者
土木、建築（住家）関係の被害	建 設 部	建 設 部 長	地区自治公民館長 自治会長
農林関係（含畜産）に関する被害 被害農地農業用施設に関する被害 漁業関係の被害	農 林 水 産 部	農林水産部長	地区自治公民館長、自治会長 ＪＡあいら、森林組合、漁業組合
商工鉱業に関する被害	商 工 観 光 部	商工観光部長	商工会議所、商工会
災害時における感染症その他衛生施設に関する被害、人等の被害、床上、床下浸水の被害	市 民 環 境 部 保 健 福 祉 部	市民環境部長 保健福祉部長	市環境保全協会 地区自治公民館長、自治会長
学校施設に関する被害	教 育 委 員 会	教 育 部 長	地区ＰＴＡ会長、管理者
消防水防関係の被害	消 防 局	消 防 局 長	消防団長
社会福祉関係の被害	保 健 福 祉 部	保健福祉部長	地区自治公民館長、自治会長

3 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

(1) 市における報告情報の集約

市災害対策本部において、前記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要

請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

(2) 市から県等への報告

市は県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に、災害の規模の把握のための市から県等への報告は、次のとおり実施する。

ア 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

(ア) 勤務時間外（総括班長の登庁直後）

(イ) 勤務時間内（災害発生直後）

イ 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、できる限り早く報告する。

なお、この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告・要請する。

ウ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

エ 市は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

(3) 市及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

第2 災害情報等の報告

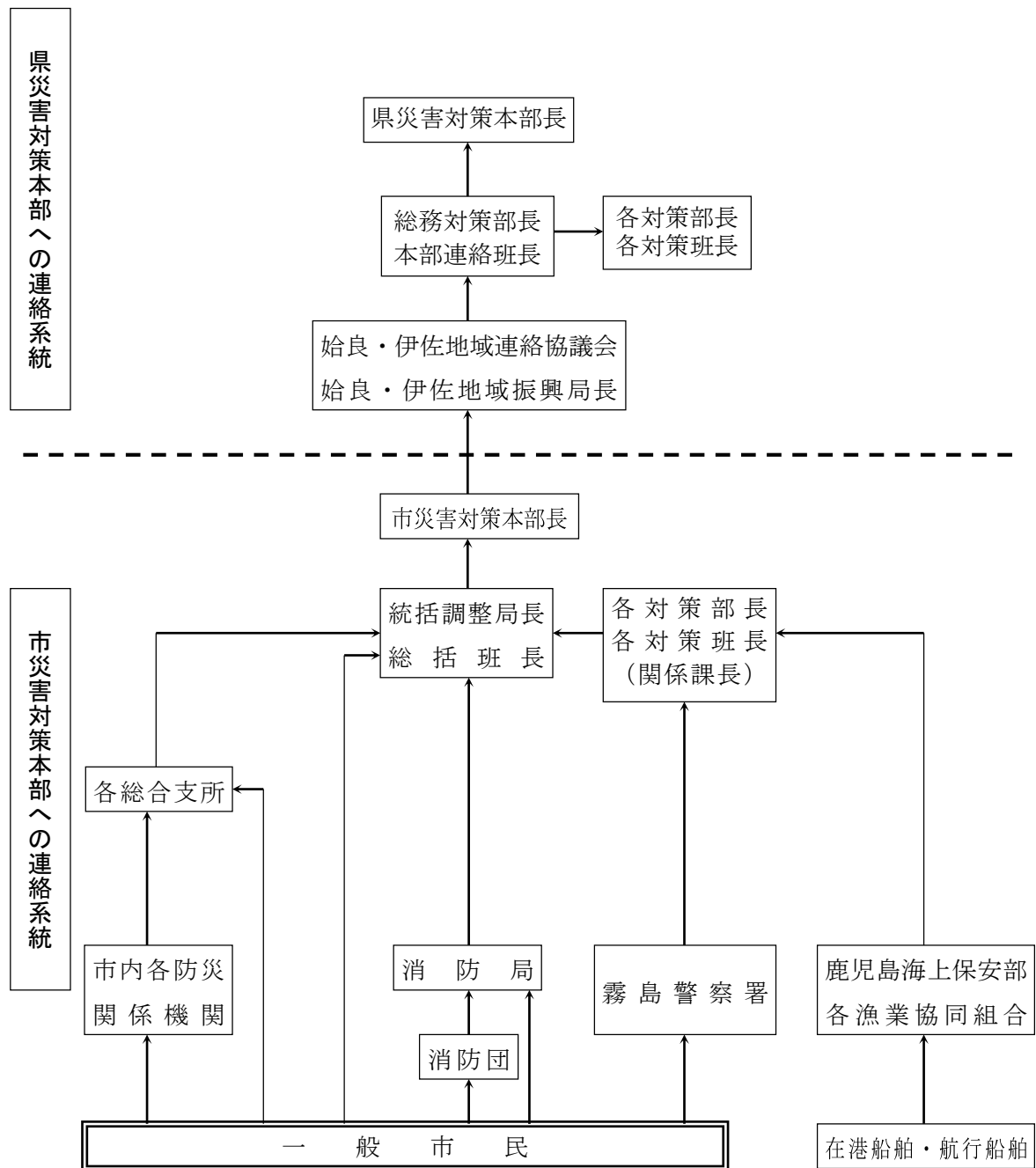
1 災害情報等の報告系統

市は、市内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

区分 回線別		平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102
	F A X	80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49036

災害情報等収集報告系統図



- (注) 1 市災害対策本部が設置されていない場合の連絡系統は、市の関係課長に直接通報報告するものとする。
- 2 緊急を要する場合の連絡は、この系統によらず必要な関係機関に直接緊急通報報告することができる。
- 3 市内の各防災関係機関は、市災害対策本部に対し被害状況の報告を協力するとともに市災害対策本部との相互間に災害情報の交換を行うものとする。

2 災害情報等の種類及び内容

(1) 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間ににおける被害に関する次のようなものをいう。

ア 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの

イ 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの

ウ 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの

エ 災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

(2) 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する。

3 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

(1) 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

異常現象の種類	通 報 先
河川の漏水等水防に関するもの	消防局、土木課、 <u>危機管理課</u>
火災発生に関するもの	消防局
気象、水象、海難等に関するもの	消防局、 <u>危機管理課</u> 、警察署、海上保安部

イ 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに市長に通報するものとする。

ウ 市長の通報

ア、イ及びその他により異常現象を承知した市長は、直ちに次の機関に通報する。

(ア) 気象、水象に関するものは、鹿児島地方気象台

(イ) その異常現象により災害の発生が予想される隣接市町

(ウ) その異常現象により、予想される災害の対策実施機関

エ 市長の気象台に対する通報要領

異常現象を承知した市長は鹿児島地方気象台に次の要領で通報する。

(ア) 通報すべき事項

a 気象関係（竜巻、強い降雹等）

b 水象関係（台風等に伴う異常潮位、異常波浪等）

c 火山関係（噴火現象、噴火以外の火山性異常現象）

(イ) 通報の方法

通報の方法は、電話、FAX等最も効果的な手段をもって行う。

(2) (1)以外の災害情報の通報及び災害報告の報告方法

ア 各対策部長は、所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況を調査収集し、統括調整局長を経て市長へ報告するとともに、各対策部の業務に照応する県災害対策本部の各対策部へそれぞれ報告するものとする。

イ 各対策部長から災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む。）実施状況の報告を受けた統括調整局長は、当該報告を収集整理のうえ、市長及び防災関係機関へ報告通報するものとする。

4 災害報告の様式

災害報告に際しては、県の災害報告取扱要領及び別記様式「災害状況速報」によるものとする。

5 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、次のとおりとする。

区 分		被 害 の 判 定 基 準
死	者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者		当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重傷者	軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住	家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非	住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

住 家 全 壊 (全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 損 壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

(県防災計画より)

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

別記様式 災害状況速報

都 道 府 県								区 分				被 害		
災 害 名				災害名				そ の 他	田	流失・埋没		ha		
報 告 番 号				第 報 (月 日 時現在)						畑	冠 水		ha	
											流失・埋没		ha	
報 告 者 名											冠 水		ha	
区 分				被 害						文 教 施 設		箇所		
人 的 被 害	死 者			人			病 院			箇所				
	行 方 不 明 者			人			道 路			箇所				
	負傷者	重 傷		人		橋 り よ う				箇所				
		軽 傷		人		河 川				箇所				
住 家 被 害	全 壊			棟			清 掃 施 設		箇所					
				世帯			が け 崩 れ		箇所					
				人			鉄 道 不 通		箇所					
	半 壊			棟			被 害 船 舶 隻		水 道 戸					
				世帯			電 話 回線							
				人			電 気 戸							
	一 部 破 損			棟			ガ ス 戸							
				世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所					
				人										
	床 上 浸 水			棟			被 災 世 帯 数		世帯					
				世帯			被 災 者 数		人					
				人										
非 住 家	公 共 建 物			棟			火 災 発 生	建 物 件						
				危 険 物 件										
	そ の 他			棟				そ の 他 件						

※被害額は省略することができるものとする。

区 分		被 害	都道府県災害本部	名 称				
公立文教施設		千円		設置市町村名	設 置	月	日	時
農林水産業施設		千円			解 散	月	日	時
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円	災害対策本部					
小 計		千円						
公共施設被害市町村数		団体		計 団体				
その の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
			適用市町村法名	計 団体				
そ の 他	千円							
被 害 総 額		千円		消防職員出動延人数	人			
				消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類概況							
	消防機関の活動状況							
	その他（避難の勧告・指示の状況）							

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第 1 市による広報

1 実施要領

- (1) 各対策部長は、所管事項について広報を必要とする事項は、必ず統括調整局秘書広報班長へ通知する。この場合広報事項は要点を簡潔明瞭にまとめて、書面をもって通知する。
- (2) 統括調整局長は、収集した災害情報等のなかで、広報を要すると認めるものについては、速やかに秘書広報班長へ通知し、災害広報に万全を期する。
- (3) (1)及び(2)により通知を受けた秘書広報班長は、速やかに住民及び報道関係者へ広報する。
- (4) 秘書広報班は、各対策部が収集する災害情報その他広報資料を積極的に収集し、必要に応じて災害現地等に出向き、写真、動画その他の取材活動を実施する。

2 住民に対する広報の方法

- (1) 広報は、内容に応じ次の方法により行う。
 - ア 防災行政無線等
 - イ 広報車の巡回等（消防車を含む。）
 - ウ 新聞、テレビ、ラジオ（FMきりしま含む。）等の報道機関
 - エ 広報誌、ポスター及びインターネット
 - オ 携帯電話の緊急速報メール
 - カ きりしま防災・行政ナビ
- (2) 避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、県総合防災システムにより県に報告し、県から放送機関への提供を行う。
- (3) 広報車により広報を行う場合は、原則として、停車し、拡声広報を行う。この場合、簡潔で分かりやすい内容をもって明確に行うものとする。

3 広報内容

災害時には、各種広報媒体を活用し次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

- (1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（自主避難）、避難指示等

市は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、次の広報を行うとともに大雨への警戒を強め、必要に応じ避難準備に関する広

報を実施する。

ア 注意報及び警報の発令の状況

イ 災害軽減の事前対策

(2) 災害発生直後の広報

市は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、次の内容を広報する。

ア 災害対策本部の設置

イ 災害応急対策状況

ウ 災害状況

エ 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起

オ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起

カ 出火防止、初期消火、ガスの元栓閉栓及びブレーカーの遮断の喚起

(3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

市は、次の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所の状況

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ、ラジオ、インターネットから情報入手するよう
になど。

エ 安否情報

安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や、各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを利用するよう住民に呼びかけ、その利用方法を周知する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

カ 気象警報などの解除

キ 災害対策本部の廃止

第2 報道機関等に対する放送の発表・要請

市の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

1 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、県総合防災システムにより県に報告し、県から放送機関への提供を行う。

2 放送機関に対する広報の要請

放送機関に対する放送の依頼は、原則として県が放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事が市の要請を請けて行う。要請にあたって、県は放送要請の理由、放送事項を明示し、放送機関は、要請のあった事項について放送の形式、内

容、時刻等をその都度決定し、放送する。なお、市は県が行う放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

3 報道発表の要領

発表は次の要領で実施する。

- (1) 発表の場所は、原則として庁議室とする。
- (2) 発表担当者は、原則として市長とする。
- (3) 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。
- (4) 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- (5) 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の整合性を保つ。

4 報道機関への要請並びに発表する広報内容

- (1) 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕
- (2) 雨量・河川水位等の状況〔発表〕
- (3) 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- (4) 被災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- (5) 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- (6) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- (7) 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕
- (8) 避難状況等〔発表〕
- (9) 被災地外の住民へのお願い〔要請〕
 - (例) ・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないほしい。
 - ・安否情報については、N T Tの災害用伝言ダイヤル「171」を活用してほしい。
 - ・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
 - ・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。
(梱包を解かなくて済む。)
- (10) ボランティア活動の呼びかけ〔要請〕
- (11) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- (12) 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
〔発表、要請〕
- (13) 電気、電話、水道施設等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕
- (14) 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第3 その他の関係機関等への広報の要請

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に市（災害対策本部）に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、市は、住民等からの通報内容で、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 その他の防災関係機関への要請

ライフラインの被害状況に応じ次のとおり要請する。

(1) 九州電力送配電株式会社霧島配電事業所

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

(2) 西日本電信電話株式会社（鹿児島支店）

災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

(3) (社)鹿児島県危険物安全協会

災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

(4) バス会社等

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、停留所及び待ち合い室等の掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車及び報道機関等により住民への周知に努める。

第11節 河川災害・土砂災害等の応急対策

統括調整局 建設対策部 農林水産対策部 消防対策部

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の応急対策を行う事態が予想される。

このため、市は、消防団を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害応急対策を実施する。

第1 河川災害の応急対策（水防活動）

河川災害の応急対策（水防活動）は、「霧島市水防計画」に基づき、以下の活動を行う。

1 水防体制の確立

市は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水防施設の応急復旧措置を図るため、本章第1節「応急活動体制の確立」に定める応急活動体制をもって当てるものとする。

2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

市は、本章第8節「気象警報等の収集・伝達」に定めた方法に基づき、気象注意報・警報や水防警報を収集・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測の情報を把握するとともに、関係機関へ通報する。

また、これらの情報に留意し、河川管理者等と協力し、重要水防箇所等や二次災害につながるおそれのある河川施設や溜池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

市は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

ア 出動・監視・警戒及び水防作業

イ 通信連絡及び輸送

ウ 避難のための立退き

エ 水防報告と水防記録

オ その他

第2 土砂災害の応急対策

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の発表とともに土砂災害応急体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視

市は、斜面崩壊や土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の応急措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家の派遣による支援

市は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

(4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

市は、国土交通省が、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県が、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために行う調査（緊急調査）に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の提供を受け、住民の避難勧告等の判断を行うとともに、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

火災が発生した場合、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、市（消防局）は、「市消防計画」に従い現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

第1 市・住民による消防活動

1 消防局等による消防活動

霧島市消防計画による。

2 住民・自主防災組織、事業所による消防活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(1) 住 民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

(2) 自主防災組織

ア 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

イ 消防隊（消防局、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所

ア 火災緊急措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。

(イ) 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第2 他の消防機関に対する応援要請

霧島市消防計画による。

第13節 避難指示等、誘導

統括調整局 総務対策部 企画
対策部 保健福祉対策部 教育対
策部

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時機を失しないよう避難指示等の措置をとる。

- (1) 市長は、災害対策基本法第 56 条第 2 項及び第 60 条に基づき、災害時における住民の避難指示等の避難措置を実施するものとし、市長に事故あるときは副市長がその職務を代理する。また、災害救助法が適用され知事が権限を委任したとき又は緊急を要し、知事の実施を待つことができないときの 2 次避難所の開設及び避難者の収容を行う。

なお、市内小、中、高校における児童生徒の集団避難は、市長等の避難処置によるほか、教育長の指示により学校長が実施する。

- (2) 市長の避難指示権等は次のとおりである。

ア 高齢者等避難	全災害に	市長（災害対策基本法第 56 条第 2 項）
イ 避難指示	全災害に	市長（災害対策基本法第 60 条）
ウ 緊急安全確保	全災害に	市長（災害対策基本法第 60 条）
エ つなみ避難場所、1 次避難所、 2 次避難所及び福祉避難所	開設及び収容	知事又は市長

第 1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切に避難できるよう、市・消防局等は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 斜面災害防止のための避難対策

本市における地形・土壌等の特質から、急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。市・消防局等は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

3 自主避難

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

災 害 の 種 類	兆 候
が け 崩 れ	(1) がけにひび割れができる。 (2) がけから水が湧いてくる。 (3) 小石がパラパラと落ちてくる。
地 す べ り	(1) 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 (2) 地面にひび割れができる。 (3) 地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったたりする。
土 石 流	(1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合 (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合 (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に低下しはじめた場合（上流で崩壊が発生し、流れが堰き止められているおそれがあるため）

第 2 避難指示等の実施

1 避難指示等の基準と区分

避難指示等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、市長は関係機関の協力（ホットライン、助言含む。）を得て各危険地域に応じ、「避難情報に関するガイドライン（内閣府、令和3年5月）」及び気象庁警報・注意報発表基準（霧島市）等を踏まえた具体的な避難指示等の基準を定めるものとする。避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力（ホットライン、助言含む。）を得て実施するものとする。

警戒レベル3・4において、上階への避難や高層階に留まることで安全を確保できる場合、屋内に留まることが可能であることを発令することができる。ただし、土砂災害に対しては、立退き避難を原則とする。

(1) 避難指示等の基準

ア 洪水

(ア) 天降川

●警戒レベル3 高齢者等避難

以下の①～⑤を踏まえ、総合的に判断し発令する。

① 天降川では、「避難判断水位＝氾濫危険水位」で運用されているため、日当山橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（5.4m）を超え、以下のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

- ・日当山橋水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
- ・日当山橋水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合

② レベル3大雨警報の発表

③ 大雨キキクル「警戒（赤）」

④ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合

⑤ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕方時点で発令）

●警戒レベル4 避難指示

以下の①～⑥を踏まえ、総合的に判断し発令する。

① 天降川の日当山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.4mに到達した場合

② 天降川の日当山橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（5.4m）を超えた状態で、以下のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

- ・日当山橋水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
- ・日当山橋水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合

③ レベル4大雨危険警報の発表

④ 大雨キキクル「危険（紫）」

⑤ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合

⑥ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕方時点で発令）

●警戒レベル5 緊急安全確保

（災害が切迫）

以下の①～⑦を踏まえ、総合的に判断し発令する。

① 天降川の日当山橋水位観測所の水位が堤防高である8.5m（左岸）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）

① 天降川の日当山橋水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇mに到達した場合

※天降川において氾濫開始相当水位が運用された場合①に變更する。

② レベル5大雨特別警報の発表

③ レベル5氾濫発生情報の通知（県）

※県の資料から、今年度、天降川は除外されているため。

③ 大雨キキクル「災害切迫（黒）」

④ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

⑤ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）
（災害発生を確認）

⑥ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの情報提供により把握できた場合）

(イ) 検校川等（水防警報および水位情報対象河川に準ずる河川）

天降川の各警戒レベルの発令基準を準用する。

○検校川（向川原橋）

- ・堤防高 6.1m（左岸）
- ・氾濫危険水位 4.0m
- ・氾濫注意水位 3.0m

○手籠川（鏡橋）

- ・堤防高 6.3m（左岸）
- ・氾濫危険水位 5.1m
- ・氾濫注意水位 4.1m

○郡田川（下小畑橋）

- ・堤防高 6.7m（右岸）

(ウ) その他の小河川等（水位計設置河川）

（水位計設置河川）

- ・天降川（横川）

（危機管理型水位計設置河川）

- ・清水川（下笛吹橋）、角之下川（神田橋）、霧島川（松永橋）、天降川（安楽橋）、郡田川（下河畑橋）、高橋川（敷根橋）、網掛川（大王橋）、久留味川（井手段橋）、石坂川（踊大橋）、中津川（犬飼橋）、霧島川（戸崎橋）

●警戒レベル3 高齢者等避難

以下の①～⑤を踏まえ、総合的に判断し発令する。

- ① 水位観測所上流で大量又は強い降雨の予想
- ② レベル3大雨警報の発表
- ③ 大雨キキクル「警戒（赤）」
- ④ 堤防に軽微な漏水・侵食等の発見
- ⑤ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕方時点で発令）

●警戒レベル4 避難指示

以下の①～⑤を踏まえ、総合的に判断し発令する。

- ① 水位が堤防高に到達するおそれがあり、水位観測所で以下により急激な水位上昇
- ② レベル4大雨危険警報の発表
- ③ 大雨キキクル「危険（紫）」

- ④ 堤防に異常な漏水・侵食等の発見
- ⑤ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕方時点で発令）

●警戒レベル5 緊急安全確保

（災害が切迫）

以下の①～⑤を踏まえ、総合的に判断し発令する。

- ① 水位が堤防高に到達するおそれが高い場合
- ② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
- ③ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合

④ レベル5大雨特別警報の発表

⑤ 大雨キキクル「災害切迫（黒）」

（災害発生を確認）

堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの情報提供により把握できた場合）

（エ）その他の小河川等（水位計のない河川）

○大雨に関する警報等、大雨危険度分布を踏まえ、総合的に判断し発令する。

●警戒レベル3 高齢者等避難

その他の小河川等（水位計設置河川）に準ずる。

●警戒レベル4 避難指示

警戒レベル3 高齢者等避難の発令に基づき、河川の状況や降雨状況から各人で判断し安全を確保する。ただし、住民等からの情報が得られ、かつ避難情報の発令が住民の避難に間に合う場合発令する。

○大雨警報の危険度分布未周知河川

極めて短い時間の局所的な大雨で発生する 경우가多く、また、居室や多数の人が利用する施設や空間の居住者・利用者に命の危険を及ぼさないと考えられる小河川・下水道等については、避難情報は発令せず、住民各人の判断で安全を確保する。

イ 内水

●警戒レベル3 高齢者等避難

以下の①～⑤、今後の降雨量の増加等を踏まえ、総合的に判断し発令する。

- ① レベル3大雨警報の発表
- ② 大雨キキクル「警戒（赤）」
- ③ アンダーパスや低地での冠水の発生
- ④ 河川水位の上昇による河川からの逆流（樋門の閉鎖）
- ⑤ 過去の水害実績等から浸水のおそれがある

●警戒レベル4 避難指示

以下の①～③、今後の降雨量の増加等を踏まえ、総合的に判断し発令する。

① レベル4大雨危険警報の発表

② 大雨キキクル「危険（紫）」

③ 消防団や地域住民等からの情報が得られ、浸水深が0.5mに達するおそれがある

●警戒レベル5 緊急安全確保

以下の①～④を踏まえ、総合的に判断し発令する。

① レベル5大雨特別警報の発表

② 大雨キキクル「災害切迫（黒）」

③ すでに内水氾濫が発生し、避難所への移動が不可能な場合

④ 命の危険が迫っているとき

ウ 土砂災害

●警戒レベル3 高齢者等避難

以下の①～③を踏まえ、今後の降雨量の増加等、総合的に判断し発令する。

① レベル3土砂災害警報の発表（レベル4基準に到達する3～6時間前）

② 土砂キキクル「警戒（赤）」

③ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝にレベル3土砂災害警報に切替える可能性が高い旨に言及されている場合など。（夕方時点で発令）

●警戒レベル4 避難指示

以下の①～⑤を踏まえ、今後の降雨量等、総合的に判断し発令する。

① レベル4土砂災害危険警報の発表（レベル4基準に到達する2時間前）

② 土砂キキクル「危険（紫）」

③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕方時点で発令）

④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴雨を伴い接近・通過することが予想される場合。（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

●警戒レベル5 緊急安全確保

（災害が切迫）

以下の①、②を踏まえ、総合的に判断し発令する。

① レベル5土砂災害特別警報の発表

② 土砂キキクル「災害切迫（黒）」

(災害発生を確認)

家屋の倒壊や道路の崩壊などにより人的被害が発生、又は人的被害につながるおそれの規模の土砂災害の発生が確認された場合。

エ 高潮

●警戒レベル3 高齢者等避難

以下の①～④を踏まえ、総合的に判断し発令する。

- ① レベル3 高潮警報の発表 (レベル4 基準到達の12時間前まで)
- ② 警戒レベル3 高齢者等避難が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜明けから明け方に接近・通過することが予想されている場合。
- ③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜明けから明け方に接近・通過することが予想される場合。(夕方時点で発令)
- ④ 中心気圧が930hp以下、又は最大風速50m/s以上の台風(特別警報級)が接近し、上陸24時間前に特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合

●警戒レベル4 避難指示

以下の①～②を踏まえ、総合的に判断し発令する。

- ① レベル4 高潮危険警報の発表 (レベル4 基準到達の6時間前まで)
- ② 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜明けから明け方に接近・通過することが予想されている場合。

●警戒レベル5 緊急安全確保

(災害が切迫)

以下の①～③を踏まえ、総合的に判断し発令する。

- ① レベル5 高潮特別警報の発表
- ② 水門等の異常が確認された場合
- ③ 潮位が「危険潮位(2.8m)」を超え、浸水が発生したと推測される場合
※「危険潮位」とは、その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去高潮時の潮位等に留意して、避避難指示等の対象区域ごとに設定する潮位で、霧島市の危険潮位は2.8mである。
なお、高潮警報の基準は、2.6mに設定されている。

(災害発生を確認)

以下の①～②に該当する場合に、発令する。

- ① 海岸堤防等が倒壊した場合
- ② 異常な越波・越流が発生した場合

オ 津波

第3編地震・津波災害対策編第2章第13節(避難指示等、誘導)参照

カ 暴風

●高齢者等避難

・暴風警報が発表された場合（風速 20m/s）

- ・ 暴風の来襲により短時間後に危険が予想される場合（風速が 20 m/s 位に達し、更に強まっていくときのような場合）
- ・ 高齢者等避難の発令が必要となる台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕方時点で発令）

●避難指示

・暴風域に入った場合（風速 25m/s 以上）

- ・ 引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体の危険が迫ってきたとき。（風速が 20 m/s 以上となり、更に強まっていくことが予想される場合）
- ・ 避難指示の発令が必要となる台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕方時点で発令）

●緊急安全確保

・防風特別警報が発表された場合

(2) 発令対象区域

発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって住民にとって分かりづらい場合が多いことから、命をおびやかす災害のおそれのある範囲をまとめて発令する。

また、「避難が必要と認める居住者等」に対する発令に関しては、避難が必要な区域の居住者等全員に対しまとめて発令し、「ハザードマップ等により居住者等自らが確認・判断し、屋内に留まることも可能である」旨を発令文に追加し、発令するものとする。

災害ごとの対象区域の設定は以下による。

ア 洪水等

- ・ 水位周知河川である天降川については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域図に基づいて発令対象区域を設定する。
- ・ その他の河川については、国・県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性に応じて発令対象区域を設定する。この際、地形や過去の浸水実績等により災害リスクが把握できる場合、これらの情報も活用する。
- ・ 内水については、内水特性に応じて発令対象区域を設定する。この際、地形や過去の浸水実績等により災害リスクを把握できる場合、これらの情報も活用する（各地区が過去の災害等を踏まえ作成した防災マップや市が設置する内水センサ等の活用）

イ 土砂災害

土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難指示等発令の対象要素としてあらかじめ定め置き、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難指示等の発令対象区域とする。状況に応じて、その周辺の区域も含めて発令対象区域とする。

ウ 高潮

水防法に基づき公表されている高潮浸水想定区域図に基づき、発令対象区域を設定す

る。

エ 暴風

台風が接近・上陸する場合、広範囲に影響を及ぼことが想定されるため、本市全域に対し発令する。

(3) 避難指示等の区分・警戒レベル・居住者等がとるべき行動

区 分	警戒レベル	居住者等がとるべき行動
高齢者等避難	警戒レベル 3	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	警戒レベル 4	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動 - 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保	警戒レベル 5	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等が取るべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2 市の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示等発令する場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置

(2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 医療施設・福祉施設等への通報に配慮する。
- ウ 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。
- エ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

3 避難指示等の実施要領

- (1) 避難指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施する。
- (2) 避難準備は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け昼間に避難の準備をするよう努める。
- (3) 避難準備に際しては、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を勧告する。
- (4) 市長以外の避難指示権者が避難指示等を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、市長に通知しなければならない。
- (5) 市長は、自ら避難指示等を行ったとき、又は他の避難指示権者より避難勧告等を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理課及び始良・伊佐地域振興局）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

4 避難指示等の伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち実情に即した方法により、周知徹底を図る。

- (1) 関係者による直接口答又は拡声器による伝達
- (2) サイレン、警鐘による伝達
- (3) 広報車又は消防車の呼びかけによる伝達
- (4) 防災行政無線、電話、インターネット、テレビ・ラジオ、緊急速報メール、きりしま防

災・行政ナビ、その他特使等の利用により伝達する。

(5) 洪水及び高潮による避難勧告等は、次の信号による。

区 分	サ イ レ ン	警 鐘
避 難 指 示	5 秒 休止（6 秒） 5 秒	3 点打 休止 3 点打
緊急安全確保	1 分 休止（5 秒） 1 分	乱 打

5 避難の誘導方法

- (1) 各地区ごとの避難誘導は、消防団が行い、誘導責任者は当該消防分団長とする。
- (2) 避難経路は、災害時の状況に応じ適宜定めるものとし、その決定に当たっては、次の事項を検討して定めるものとする。
 - ア 暴風の場合は、できるだけ山かげや堅ろうな建物にそって経路を選ぶようにする。
 - イ 豪雨の場合は、がけ下とか低地帯、災害発生のおそれのある場所はできるだけ避けるようにする。
 - ウ 地震の場合は、できるだけ広い道路を選び、がけ下や川の土堤、石堀等崩壊しやすい経路は避けること。
- (3) 避難の誘導に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。
 - ア 避難所が比較的遠距離の場合は、避難のための集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
 - イ 避難経路中危険箇所には、標識、縄張等を施し、誘導員を配置するようにする。
 - ウ 誘導に際しては、できるだけ車両、船艇、ロープ等資器材を利用して安全を図るようにする。
 - エ 幼児や携帯品等は、できるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

6 避難順位及び携帯品等の制限

- (1) 避難順位
 - ア いかなる場合においても避難行動要支援者の避難を優先して行う。
 - イ 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して先に災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。
- (2) 携帯品の制限
 - ア 携帯品は、必要最小限の食糧、衣料、日用品、医薬品等とする。
 - イ 避難が比較的に長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

7 指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所の設置

- (1) 指定緊急避難場所、1次避難所及び2次避難所は資料4－2のとおりとする。

なお、災害の状況により避難所を変更したときは、その都度市長が指定し、周知を図る。

- (2) 避難所の開設等については統括調整局（支部においては支部総務教育班）が行い、避難所を開設したときは、職員を駐在させ、避難所の管理と収容者の保護に当たる。
- (3) 避難所駐在職員は、避難状況及び避難所内の状況を記録し、適宜統括調整局（支部においては支部総務教育班）に報告する。
- (4) 災害救助法による避難所の開設及び収容等は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。
- (5) 市長が避難所を設置したときは、知事に直ちに次の事項を報告する。
 - ア 避難所開設の日時及び場所
 - イ 箇所数及び各避難所の収容人員
 - ウ 開設期間の見込み
- (6) 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。
- (7) 危険防止措置

避難所の開設に当たって、市長は、避難所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (8) 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

第3 学校等における児童生徒等の避難

児童生徒、園児の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

1 避難指示等の徹底

- (1) 教育長の避難指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。
- (2) 教育長は、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- (3) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (4) 校長は、教育長の指示の下に、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (5) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障がい者等を優先して行う。
- (6) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- (7) 学校が市地域防災計画に定める避難所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (8) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

2 避難指示等の伝達

学校等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

3 学校等における避難誘導

(1) 在校中の小中学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、おおむね次の事項を考慮し、避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難勧告等の伝達方法

(イ) 避難所の指定

(ウ) 避難順位及び避難所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 校舎等については、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 校長は誘導を必要とする場合は、地区自治公民館ごとに安全な場所まで誘導するなどの処置をとるものとする。

(イ) 地区自治公民館ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

(2) 在園中の園児の避難誘導

幼稚園や保育園の管理者は、災害に備えあらかじめ整備した連絡網を用い、保護者との連携のもと園児の避難誘導を行う。

第4 不特定多数の者が出入りする施設の避難

1 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、防災機関への連絡体制や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の対応を実施する。

2 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

3 避難指示等の伝達

不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

4 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や日没前での職員の事前動員など入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

5 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

第5 車両等の乗客の避難措置

災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

また、災害その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第6 広域避難

- 1 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入については、当該市町村に直接協議することができる。また、他の都道府県の市町村への受入については、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- 2 広域避難を要請した場合、受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。
- 3 避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い、市はそれに協力する。
- 4 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際、広域避難の用にも供することを定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう

努める。

第14節 救急・救助

統括調整局 保健福祉対策部
消防対策部

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危ぐされ、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。このため、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

実施に当たっては霧島市消防計画によるほか、次のとおりとする。

第1 救急・救助活動

1 救急・救助活動

(1) 活動の原則

救急・救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(2) 出動の原則

救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

2 救急搬送

(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。

なお、搬送に際しては、消防局、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ、鹿児島県ドクターヘリ、県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

(2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

3 傷病者多数発生時の活動

(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

(2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

4 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救急・救助用装備、資機材の調達

1 救急・救助用装備、資機材の調達

- (1) 初期における救急・救助用装備、資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救急・救助用装備、資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防局、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

2 救急車・救助工作車の配備状況

消防局 救急車8台、救助工作車2台（令和7年4月現在）

第15節 交通の確保及び規制

災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第1 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

実 施 者	実 施 の 方 法
道 路 管 理 者	道路、橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警 察 機 関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 (2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。 (3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ 上記アの交通規制を行うため道路管理者に啓開要請を行う。 ウ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じて警察災害派遣隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、前記(4)ア、イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安部	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは港湾管理者は、港長、海上保安本部と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

(県防災計画より)

2 関係機関との相互連絡

市及び道路管理者は警察機関と相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

3 う回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当なう回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

4 規制の標識等

規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる（規制の標識は様式1）。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。（規制の標識は様式2）

5 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、県道路維持課、県道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行

い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、県に連絡する。

規制の標識等



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第2 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょうの交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報、市長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

- (1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。
 - ア 走行中の場合は、次の要領により行動する。
 - (イ) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。
 - (イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- イ 避難のために車両を使用しない。
- (2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
 - ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。
 - イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
 - ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第16節 緊急輸送

統括調整局 建設対策部

災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第 1 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

輸 送 対 象	実 施 責 任 者	輸送に当たっての配慮事項
被 災 者 の 輸 送	市 長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸 送 対 象
第 1 段 階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段 階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食糧、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段 階 (復 旧 期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 船舶による輸送
- (4) 航空機による輸送

2 輸送の基本方針

災害輸送は、人命、身体のプロ護に直接かかわるものを優先するものとするが、具体的にはおむね次のとおりである。

(1) 人員、物資等の優先輸送

- ア 救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者等
- イ 物資、資器材等
 - 食糧、飲料水、医薬品、衛生材料、災害復旧用資材等

(2) 輸送力確保の順位

- ア 市有車両等の輸送力
- イ 市以外の公共機関の輸送力
- ウ 公共的機関の輸送力
- エ 民間輸送力

3 市有輸送力による輸送

(1) 主 管

- ア 資材、人員輸送トラックの掌理、管理は総務対策部において行う。
- イ 物資人員の輸送に供し得る車両については、本部総務班（財産管理担当）が配車を行う。

(2) 輸送要員

各対策部各班で行うものとする。

なお、不足する場合は総務対策部長と協議して各対策部応援を求めるものとする。

(3) 輸送の要請

輸送の要請は、各対策部が本部総務班（財産管理担当）に対し、次の事項を明示して、できるだけ早目に行うものとする。

明示事項

- ア 輸送日時
- イ 輸送区間
- ウ 輸送の目的
- エ 輸送対象の人員又は物資の品名、数量
- オ その他必要な事項

(4) 配車及び派遣

輸送の要請を受けた本部総務班（財産管理担当）は、車両の保有状況、当該輸送の目的緊急度、道路施設の状況等を考慮のうえ、必要な場合は両者協議して使用車両及び輸送要員を決定、派遣するものとする。

なお、派遣に際し本部総務班（財産管理担当）は、要請者にその旨を通知するものとする。

4 市有以外の輸送力による輸送

(1) 輸送力確保要請先

ア 市有以外の輸送力の確保

輸送需要が大きく、市有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には、本部長は次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保するものとする。

なお、要請に際しては、本節 2 (2)ウに定める事項及び必要車両数を明示するものとする。

種 別	輸送力内容	要 請 先	電 話
鉄 道 輸 送	車両の増結 臨時列車等	九州旅客鉄道鹿児島支社 日本貨物鉄道(株)鹿児島営業支店	099-256-0165 099-222-5088
道 路 輸 送	事業用車両	鹿児島県トラック協会	099-261-1167
海 上 輸 送	民 間 船 舶 海上保安庁 船 艇	九州運輸局鹿児島運輸支局 鹿児島海上保安部	099-222-5660 099-222-6681
航 空 輸 送	航 空 機	県危機管理 防災 課	099-286-2256

自衛隊に対する派遣要請は、本章第5節「自衛隊の災害派遣要請」によるものとする。

イ 市有以外の輸送力の所属

確保された市有以外の輸送力は、必要な時間、市災害対策本部に属するものとする。

(2) 配車等

車両の配車その他輸送作業に関する指示等は、市有車両等の場合に準じて本部総務班（財産管理担当）が行う。

(3) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者との協議によって定める。

イ 官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。

第 3 緊急輸送道路確保等

1 確保路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、確保が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、市は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

2 優先順位の決定

各道路管理者は、確保が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路確保を実施する。

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム(以下「DMAT」と言う。)及び始良保健所管内救護班の支援を受け緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

また、必要に応じ、避難所への災害派遣精神医療チーム(DPAT)、県災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、災害派遣福祉チーム(DWAT)、災害支援ナース及び災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を県に要請する。

第1 DMAT出動要請の特例

DMATの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

1 消防局長及び市長による出動要請

DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。この場合、消防局長又は市長は速やかに知事に報告し、承認を得る。

2 DMAT指定病院の長の判断による出動

DMAT指定病院の長は、緊急やむを得ない事象が生じた場合、自らの判断により、所属するDMATを出動させることができる。この場合において当該DMAT指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得る。

第2 緊急医療の実施

1 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、関係機関の協力を得て市長が行う(災害救助法適用時における委任の場合を含む。)。具体的な活動は、保健福祉対策部が担当する。

2 医療、助産の対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失ったものに対して応急的に行い、助産の対象者は、災害発生の日の以前又は以降7日以内の分べん者であって災害のため助産の途を失った者とする。

3 医療、助産の範囲

(1) 医療

ア 診察

- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産

- ア 分べんの扶助
- イ 分べん前、分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料支給

4 医療、助産の実施

医療、助産は保健福祉対策部の救護班が担当し、その数及び配備については、災害の程度に応じ本部長がその都度決定する。

(1) 救護班の編成

- ア 始良地区医師会員及び始良地区歯科医師会員による救護班
- イ 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班
- ウ 市域の医療機関による救護班
- エ 災害の規模が大きく救護班が不足する場合は、必要に応じて隣接医師会等の協力を求めるものとする。

(2) 救護班の所在地

始良保健所管内の救護班の所在地は次のとおり。

施設名	所在地	電話番号	班数
始良地区医師会	霧島市隼人町内山田124-1	0995-42-1205	4
始良地区歯科医師会	霧島市溝辺町麓872-2	0995-58-4388	4
独立行政法人国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882	0995-62-2121	1

5 病院又は診療所への収容

救護のため収容を必要とする場合は、病院等に収容するものとする。(資料10-1、10-2参照)

第3 医薬品・医療用資機材等の調達

1 備蓄医薬品・医療用資機材等の要請

市は医療、助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等を県に要請し、救護所等へ緊急輸送する。

2 医薬品・医療用資機材等の調達

市は、医療助産活動に必要な医薬品、医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保について市内の薬局、薬店等と協力し調達を図る。

第4 後方搬送の実施

1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、医師会等の協力を求めることとし、状況により航空機等による移送を行う。

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について、市及び関係機関は以下の情報を収集し、連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、市が指定している車両を使用し、状況により船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

4 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、一人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う。

このため、市は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や近隣市町等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

(2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

市は、保健所等と連携し、人工呼吸器を装着している在宅難病患者などの安否確認及び健康状態等の確認を行う。状況に応じて、市、医療機関及び近隣市町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

第18節 要配慮者への緊急支援

統括調整局 総務対策部 市民環境対策部 保健福祉対策部 商工観光対策部

災害時には、要配慮者が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第1 要配慮者に対する対策

1 市が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、市は次の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

(1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

ア 地域住民等と協力して避難所へ移送すること。

イ 社会福祉施設への緊急入所を行うこと。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

(2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間をめどに組織的・継続的に開始できるようにするため、地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携により発災後速やかな対応がとれるように、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 支援要請

市の備蓄資機材や人員では不足する場合は、県に支援を要請する。

第2 社会福祉施設に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

市は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 支援活動

(1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

(2) ライフラインの復旧までの間、水、食糧等の確保のための措置を講ずる。

(3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

3 社会福祉施設の管理者の活動

(1) 入所者・利用者の安全確保

あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

(2) 支援要請等

- ア 日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町、県に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- イ それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

第3 妊産婦及び乳幼児に係る対策

1 市が実施する対策

市は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、ミルク・おむつ等の必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

2 支援要請

必要に応じ県からの支援を受ける。

第4 高齢者及び障がい者に係る対策

1 市が実施する対策

市は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、[ホームページ](#)、ファクシミリ、きりしま防災・行政ナビ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。
- (5) 高齢者及び障がい者の生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

2 支援要請

必要に応じ県及び関係機関からの支援を受ける。

第5 児童に係る対策

1 要保護児童の把握等

- (1) 市の要保護児童の把握等

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し、通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

2 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第6 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。また、市は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

市は、ライフライン等の復旧状況、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報について、ホームページや、きりしま防災・行政ナビ等を活用し、外国人への多言語による情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアの協力を得るよう努める。

また、国際赤十字委員会及び各国赤十字から霧島市に在住、滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島支部と連携し対応する。

第7 帰宅困難者に対する対策

市は、県と互いに協力して一時滞在施設（発災から72時間（原則3日間）程度まで、帰宅困難者等の受入れを行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、2次避難所の運営、食糧、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。このような事態安定期の応急対策について必要な措置を講ずる。

第19節 2次避難所の運営

統括調整局 総務対策部 企画
対策部 市民環境対策部 保健
福祉対策部

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、2次避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。なお、2次避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に2次避難所（指定避難所）を設置・維持することの適否を検討する。

第1 2次避難所の開設等

1 2次避難所の開設

- (1) 2次避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (2) 2次避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び警察署等関係機関に連絡する。
- (3) 2次避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (4) 2次避難所の開設期間は、災害救助法が適用されている場合、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- (5) 2次避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所を開設する。

なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、2次避難所の開設と同様とする。

- (6) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県危機管理防災局に調達を依頼する。
- (7) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は原則として2次避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2 福祉避難所等の開設

- (1) 自宅や2次避難所で生活している高齢者や障がい者等に対しては、状況に応じ、社会福祉

施設等に収容する。

- (2) 福祉避難所等を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県及び警察署等関係機関に連絡する。

第2 2次避難所の運営管理

- (1) 市の避難者の受入れについては、可能な限り自治会又は地区自治公民館単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの2次避難所に収容されている避難者の情報及び2次避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等から、要配慮者の居場所や安否確認の情報把握に努める。
- (2) 2次避難所における正確な情報の伝達、食糧・水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (3) 2次避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (4) 2次避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ等の設置、インターネット環境、FAX等の整備に努める。
- (5) 2次避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や2次避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

この際、2次避難所運営に女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点、及び高齢者、障がい者の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性下着の女性による配布を行うほか、巡回警備等による2次避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める。
- (6) やむを得ず2次避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により生活環境の確保が図られるよう努める。
- (7) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要に応じて旅館・ホテル等への移動を避難者に促す。
- (8) 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

第3 広域的避難収容・移送

- (1) 2次避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県への避難）に関する支援を県（危機管理局危機管理課）に要請する。
- (2) 広域避難を要請したときは、市長は、所属職員の中から移送先における2次避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。
- (3) 移送された被災者の2次避難所の運営は市が行い、被災者を受け入れた市は運営に協力する。
- (4) 県から被災者の受入れを指示されたときは、直ちに2次避難所を開設し、受入れ体制を整備する。

第20節 食糧の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食糧の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食糧を調達し、被災者に供給する。

第1 食糧の調達

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達供給は市長が行う（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。

2 乾パン等の調達

災害時における乾パン等の調達は、知事（県保健福祉部社会福祉課）に対し要請する。

3 米穀の調達

(1) 米穀取扱事業者等の手持米を調達する場合

市長は、知事（農政部農産園芸課）に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱事業者等から現金で米穀を買い取り、調達する。

ア 県内米穀取扱事業者の供給可能量

（令和6年7月現在）

在庫場所	品名	数量
鹿児島市ほか	精米	54.5精米トン

注）数量：県内協力米穀取扱業者分合計値（供給可能量／1日、供給日数及び時点で変動）

イ 災害状況により、県内米穀集荷団体等と連携し、必要な米穀を確保する。

(2) 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により前記(1)の方法で調達不可能の場合、次のとおり政府所有米穀を調達する。

ア 市長の要請により、政府所有米穀の供給が必要と知事が判断した場合は、県が農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受ける。

イ 市長は、通信、交通が途絶し、知事に食品の応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」（別紙2）（資料7-1参照）に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡を受ける。市長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、必ず市担当者は、県担当者に連絡するとともに要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況、

その他の事情により、県又は市担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあつては、上記引き渡し要請の規定にかかわらず要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

また、災害救助用の米穀の供給を迅速に行う必要があり、被災地等の状況その他の事情により契約を締結するいとまが無いと認めるときは、契約の締結前であっても政府所有米穀の引渡を受けることができる。この場合は、当該米穀の引渡後遅滞無く売買契約を締結する。

4 その他の食品の調達

品 名	調 達 先 等
粉ミルク 即席めん 飲料水 パン 弁当 おにぎり 缶詰 レトルト食品	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及び県内薬品業者、関係製造業者手持品

第2 食糧の供給

1 炊き出し及び食糧の給与対象者

炊き出し及び食糧の給与対象者は、おおむね次のとおりとする。

(1) 炊き出し対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の全半壊、流（焼）失、床上浸水等のため炊事のできない者
- ウ 災害救助従事者
- エ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客、電車、汽船の旅客等でその必要のある者

(2) 食糧品給与対象者

被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者

2 食糧供給の手段・方法

- (1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食又は食糧の供給は、総務対策部において行い、必要に応じて日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとする。
- (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。
- (3) 米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、しょうゆ及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。

なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

- (4) 炊き出し及び食糧の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。
- (5) 市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。
- (6) 炊き出し、食糧の配分及びその他食糧の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

3 給食基準

一人当たりの配給量は、次のとおりとする。

品 目	基 準	
米 穀	被 災 者	1食当たり精米200 g 以内
	応急供給受給者	一人1日当たり精米400 g 以内
	災害救助従事者	1食当たり精米300 g 以内
乾 パ ン	1食当たり	一包（100 g 入り）
食 パ ン	1食当たり	185 g 以内
調製粉乳	乳児1日当たり	200 g 以内

4 炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食糧品の給与のための費用及び期間は、当該年度災害救助事務取扱要領に基づき災害の規模等を参考にその都度定める。

第3 食糧の輸送

1 市及び県による輸送

- (1) 県が調達した食糧の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する食糧について市長に引取を指示することができる。
- (2) 市が調達した食糧の市集積地までの輸送及び市内における食糧の移動は市長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用する。

4 食糧集積地の指定及び管理

- (1) 市は、市集積地を活用し、調達した食糧の集配拠点とする。（資料11－1 参照）

- (2) 食糧の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食糧管理の万全を期する。

第21節 給 水

上下水道対策部

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第 1 給水の実施

(1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- ア 被災者や避難所の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 通水状況
- エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。

なお、給水する水の水質確認については、県（始良保健所）に協力を求める。（市水道施設については、資料7－3参照）

(3) 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

(4) 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

(5) 自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

(6) 被災地における最低給水量は、一人1日10ℓを目安とするが状況に応じ給水量を増減する。

(7) 激甚災害等のため本市だけで実施困難な場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請をする。

第 2 給水の方法

1 給水の方法

給 水 方 法	内 容
給水車、給水タンク、給水袋、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として市が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
----------------------	--

2 補給用水源の把握

市内の他の水源から供給する場合の方法は次のとおりとする。

- (1) 湧水、井戸水を利用する場合は、ろ水器等により浄水し、又は浄水剤を投入して用水の確保に努める。
- (2) 応急仮設貯水槽を設置して用水の確保に努める。

3 給水の費用及び期間

災害の程度によってその都度決定する。

第22節 生活必需品の給与

総務対策部 保健福祉対策部
商工観光対策部

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

第1 生活必需品の調達

1 備蓄物資の調達

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等物資の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法の適用又は県で定める法外援護支給基準に達する災害を受けた場合の物資の確保及び供給は、知事が行う。

なお、知事から市長に権限を委任された場合は、市長が行うものとして、その処置については直ちに状況を知事に報告する。

(1) 市の備蓄

(令和5年6月1日現在)

備 蓄 場 所	備 蓄 内 容	
	毛 布	ブルーシート
国分庁舎	94枚	33枚
溝辺総合支所	45枚	7枚
横川総合支所	15枚	12枚
牧園総合支所	30枚	15枚
霧島総合支所	10枚	11枚
隼人庁舎	23枚	10枚
福山総合支所	15枚	8枚
計	232枚	96枚

(2) 県の備蓄

ア 備蓄場所：始良市平松6252 鹿児島県防災研修センター（電話0995-64-5251）

イ 備蓄内容（県防災計画より：令和6年5月31日現在）

災害救助法による物資 備蓄内容						
品名	保存食	保存水	毛布	タオル	大人用オムツ	ブルーシート
数量	24,000食	21,320本	1,539枚	13,649枚	1,490枚	97枚

(3) 日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄

(令和5年3月31日現在)

備蓄場所	備 蓄 内 容			
	毛布	緊急セット	タオルケット	ブルーシート
鹿児島県支部倉庫	1,677枚	542個	2,236枚	2,171枚
常備地区	1,884枚	900個	1,185枚	1,077枚
計	3,561枚	1,442個	3,421枚	3,248枚

(県防災計画より)

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、市は、スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

主な調達品目

大 品 目	小 品 目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない（以下同じ。）〕
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光熱材料	マッチ、ろうそく、プロパンガス等

第2 生活必需品の給与

1 生活必需品の給与

(1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

ア 被災者や避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況

(2) 被服、寝具、その他生活必需物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。

(3) NPO法人やボランティア団体等との連携も図り、自力で生活必需品の給与を受けること

が困難な避難行動要支援者を支援したり、被災者が多数発生した場合の円滑な給与を実施する。

(4) 激甚災害等のため本市だけで実施困難の場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請する。

(5) 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水により生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難なものとする。

(6) 給与又は貸与の方法

ア 市において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成し、調達要請する。

イ 物資の給与は、物資支給責任者を定めて地区自治公民館長等の協力を得て実施する。

2 義援物資、金品の保管及び配分

(1) 市に送付されてきた義援物資類の保管は、市において保管場所（倉庫等）を定めて保管し、金品については、会計課において保管する。

救援物資等集積場所は、資料11－1のとおりである。

(2) 物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により、その都度配分計画を立て配分する。

3 災害救助法による物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

(1) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は当該年度災害救助事務取扱要領による。

(4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 市長の要請による法外援護

市長の要請による法外援護は、次のとおりである。

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全焼 全壊・流失	14,800円	19,100円	28,100円	33,600円	42,600円	6,300円
半焼・半壊 床上浸水	4,800円	6,500円	9,800円	11,900円	15,000円	2,100円

(県防災計画より)

第3 生活必需品の輸送

1 市及び県による輸送

(1) 県が調達した生活必需品の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する生活必需品について市長に引取を指示することができる。

(2) 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は、市長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用する。

(輸送機関の調達等については、本章第16節「緊急輸送」参照)

4 集積地の指定及び管理

(1) 市は、あらかじめ定めた市集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする。

(資料11-1 参照)

(2) 生活必需品の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

災害時の初期の医療活動については、本章第17節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

第 1 医療救護活動状況の把握

1 被災地における医療ニーズの把握

市は、保健所の協力を得て次の情報をもとに医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

第 2 医療、助産の実施

災害時の医療、助産は、限られた資源の中で、応急的な救護と妊産婦・乳幼児の安全確保（母子支援）を最優先し行う。

別冊「霧島市医療救護計画」

1 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合の医療及び助産は知事が行う。

なお、知事に権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、知事の補助機関として行う。

市長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を報告し、その後の処理については、知事の指揮を受ける。

〔日本赤十字社鹿児島県支部〕

災害救助法の定める精神にのっとり、医療、助産の業務を行うものとする。

2 医療、助産の実施

- (1) 医療、助産の実施は原則として救護班により行うが、緊急、やむを得ない場合は、最寄りの医師、助産師等により行う。

- (2) 救護班の編成

救護班を次のとおり編成し、救護班の数及び配備については、災害の程度に応じ市長がその都度決定する。

- ア 始良地区医師会員及び始良地区歯科医師会員による救護班
- イ 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班
- ウ 市域の医療機関による救護班

エ 災害の規模が大きく救護班が不足する場合は、必要に応じて隣接医師会等の協力を求める。

(3) 市救護班で不足する場合は、県の救護班に応援を求めるほか、委託医療機関・委託助産機関の協力を求めて実施する。

(4) 医療助産の実施に必要な医療品及び衛生材料等が不足する場合は、救護班の要請に基づき保健福祉部において調達する。

調達不能の場合は、始良保健所又は県保健福祉部薬務課に調達あっせんの要請を行う。

(5) 医療、助産の期間等

医療、助産の実施期間・費用等は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考に、その都度定める。

3 市内医療機関

市内の医療機関は資料10-1、10-2参照のこと。

4 災害救助法による医療、助産の実施

災害救助法が適用された場合の医療、助産は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

第3 被災者の健康状態の把握とメンタルヘルスケア

1 被災者の健康状態の把握

市は、被災地、特に避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

別冊「霧島市災害時保健活動マニュアル」

別冊「霧島市災害時栄養・食生活支援活動マニュアル」

(1) 市は、避難所等において、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。

(2) 要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

(3) 保健師等による巡回相談を行う。必要に応じて避難所等に救護所を設ける。

2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

(1) メンタルヘルスケア

保健所と連携して精神保健活動を行うとともに、心のケアチームを編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

(2) 精神疾患患者対策

- ア 被災した精神病院の入院患者については、関係機関と連携を取り、被災を免れた地域の精神病院に転院させるなどの措置をとる。
- イ 通院患者については、関係機関と連携をとり、治療の継続等の対応に努める。
- ウ 措置患者の緊急の受入は県立始良病院で行うこととし、患者の搬送は民間精神科病院の協力を得て行う。
- エ 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）及び精神保健ボランティアの受入体制の確立を図る。

第24節 福祉サービスの提供

災害時の福祉サービスは、災害救助法に基づく迅速な救助と、防災計画（個別避難計画）による避難行動要支援者の避難支援が中核となる。災害後は、社会福祉施設等が策定した業務継続計画（BCP）等に基づき、被災者個別のニーズに応じた生活を支援する。

第1 福祉サービスの内容と対象者

1 サービスの内容

(1) 生活支援

相談対応、食事・排せつ・入浴の介助、日常生活の支援など

(2) 福祉避難所の運営

介護員等の配置、運営費用の支援

(3) 派遣支援

災害派遣福祉チーム（DWA T）などによる戸別訪問や相談の実施

2 対象者

災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする要配慮者であり、避難所の入所者に加え、自宅や自家用車等で避難生活を送っている在宅避難者や車中泊避難者も対象となる。

第2 実施体制

1 主な機関の役割分担と要配慮者に関する情報の共有

(1) 役割分担

○ 市

地域住民のニーズに基づいた総合的な相談体制の構築、地域ケア会議の運営

○ 霧島市地域包括支援センター/霧島市基幹相談支援センター

高齢者相談の包括的な窓口。介護予防支援。地域のケアマネージャー支援。高齢者や障がい者の相談窓口、包括的なアセスメントを行い、適切なサービス機関へのコーディネートの実施

○ 霧島市社会福祉協議会

ボランティア育成、生活支援サービスの提供・コーディネート。地域生活課題の解決に向けた住民活動の支援、生活支援・介護予約サービスのコーディネート

○ サービス事業者（介護、障害）

専門的な知識・技術に基づいた直接的な支援の提供。個別支援計画の作成と実施、サービスの質を確保・管理

(2) 市は、関係機関等と連携し、要配慮者に関する情報を収集し、要配慮者に関する情報の共

有を図る。

2 専門チームとの協力体制の構築

災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請、NPO・ボランティア等との協力体制の構築を図る。

第3 福祉避難所の確保と運営体制の構築

1 福祉避難所の確保

福祉避難所としての協定を締結した施設のうち、災害救助法が適用され、要配慮者を受け入れた場合、福祉避難所に指定する。また、協定の締結がない施設であっても、要配慮者を受け入れた場合、災害救助法に基づき福祉避難所に指定するよう努める。

2 運営体制の構築

福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）に基づき、概ね避難者10人に対し介護職員1人などの配置基準や、人件費が救助法の対象となる旨を考慮した運営体制を構築する。

第25節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

市民環境対策部 保健福祉対策部
上下水道対策部

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

第1 感染症予防対策

1 実施責任者

市長は、知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 感染症予防班の編成

市は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

3 知事による感染症予防措置の指導及び指示命令等

(1) 知事は、災害発生とともに保健所をして、市が行う消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除、その他必要な感染症予防措置について実情に即応する適切な感染症予防指導を行う。

(2) 知事は、感染症予防上次に掲げる事項の指示又は命令を発する必要を認めたときは、災害規模、様態などに応じ、その範囲及び期間を定めて速やかに所要の措置を講ずる。

ア 感染症法第27条第2項の規定による消毒に関する指示

イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(注) この場合の地域指定の基準はおおむね次のとおりとする。

- ・ 市又はその一部の地域の被害率が10%を超える場合
- ・ 市又はその一部の地域の被害率が5%以上、10%未満で、その被害が集約的かつ甚大である場合
- ・ 市又はその一部の被害率が5%未満で市役所等を含む中心集落が壊滅的な被害を受け、市の機能が著しく阻害された場合
- ・ 相当の震災、火災のあった場合

【被害率】

全半壊（焼）流出及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の5分の1を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。

ウ 感染症法第29条第2項による物件の措置に関する指示

エ 感染症法第31条第2項の規定による生活用水の供給の指示

オ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

4 感染症業務

防 疫 業 務	内 容
(1) 消 毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。 なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質、その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
(2) ねずみ族、昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。 なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。
(3) 患者等に対する措置	被災地において、感染症の患者等が発生したときは、感染症法に基づいた対策をとる。
(4) 生活用水の供給	知事の指示に基づき、生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給を行う。 生活用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
(5) 避難所の感染症予防指導等	避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いので、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の完璧を期する。 なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおり。 ア 疫学調査 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理
(6) 予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

(県防災計画より)

5 感染症予防薬剤の調達

感染症予防薬剤は、環境衛生課において調達するが、調達不能の場合は、始良保健所に調達あっせんの要請を行うものとする。

第２ 食品衛生対策

市は、県の活動に協力し、被災地における食品衛生対策の措置をとる。

第３ 生活衛生対策

市は、県の活動に協力し、被災地における生活衛生対策の措置をとる。

第26節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

市民環境対策部 保健福祉対策部
建設対策部 上下水道対策部

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第1 し尿処理方法

1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。

以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用、下水道機能の活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ及び高齢者や障がい者に配慮した設備を準備する。

(2) 地 域

ライフラインの供給停止による住宅において、従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置に当たっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

市は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障がい者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮する。

ウ 設置場所等の周知

市は、仮設トイレ等の設置に当たって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、市は仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

市は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、市のみでは、し尿処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

市は、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、被災の軽微な、又は被災を免れた隣接市町からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

5 し尿処理施設等の設置状況

し尿処理施設の設置状況及び運搬車の保有状況は、資料10-4、10-5のとおりである。

第2 ごみ処理対策

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物収集運搬業者の協力を得て、ごみの収集運搬に努める。

(2) 激甚な災害を受けた場合、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、被災の軽微な、又は被災を免れた近隣の市町からの応援を得てごみの収集、運搬を実施する。

(3) ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみは、原則としてごみ処理施設で処理するが、やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、近隣の市町のごみ処理施設等で適正に処理する。市長は、あらかじめ仮置場の予定場所を定めておくとともに、近隣の市町と緊急時の施設の利用について協議しておく。

2 ごみ処理施設等の設置状況

ごみ処理施設の設置状況及び運搬車の保有状況については、資料10-4、10-5のとおりで

ある。

第3 死亡獣畜処理方法

1 処理方法

原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は始良保健所の指示を受けて処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ汚液が露出しないようにすること。
- (2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1 m以上とし、かつ、地表面30 cm以上の盛土をすること。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。
- (4) 埋却場所には、その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合はこの限りではない。

第4 障害物の除去対策

1 実施責任者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去については、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合における障害物の除去は、知事が行うものとする。

なお、知事から権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、知事の補助機関として行う。

市長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については知事の指揮を受ける。

障害物のうち、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

2 障害物の除去対象

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に支障をきたす障害物の除去を行う対象は、次の事項に該当するものとする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 居間、炊事場等、日常生活に欠かすことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は家敷内に運びこまれているため、家の出入りが困難な状態であること。
- (3) 自らの資力をもって障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水を受けたものであること。
- (5) 応急措置の支障となるもので緊急を要するものであること。

3 障害物の集積場所

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害

物の種類数量等を考慮して、適当な集積場所をその都度選定する。

4 除去の方法

(1) 作業要員の確保

除去作業は、建設対策部が当たるが、被害が大規模な場合は、消防団及び地元住民の協力を得るほか、必要な場合は自衛隊の派遣を要請する。

(2) 機械器具の確保

作業に使用する機械、トラックその他必要機械器具は、市の機械等を使用する。

なお、不足する場合は、建設業者の保有機材を調達するほか、災害の状況に応じて措置する。

5 障害物の保管等

土石、竹木等の障害物は、できるだけ現地処理するものとするが、現地処理できない物件等については、次の事項を留意して保管する。

(1) 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。

(2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。

(3) 盗難等の危険のない場所を選定する。

(4) 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。

なお、除去した障害物の保管場所をあらかじめ資料として掲げておく。

(5) 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数料を要するときは、その物件を売却し、代金を保管する。売却の方法及び手続きは市の物品等の処分の例による。

6 障害物除去の費用期間等

災害救助法適用時に準じて10日以内に完了する。

7 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第27節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

統括調整局 市民環境対策部
保健福祉対策部 消防対策部

災害時の混乱期には、行方不明者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第1 行方不明者の搜索

1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索は、市長が警察署及び鹿児島海上保安部と互いに協力して行うものとし、遺体埋葬等は市長が行う。

また、災害救助法が適用された場合の搜索、処理等は、市長が警察、鹿児島海上保安部と協力して行う。

なお、知事に権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は知事の補助機関として行う。

市長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については、知事の指揮を受ける。

2 関係機関への通報

市長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに警察署に通報する。この場合、行方不明者の搜索が海上に及ぶときは、鹿児島海上保安部に通報し、搜索を依頼する。

なお、通報に際して次の事項を併せて通報する。

- (1) 行方不明者の人員等
- (2) 性別、特徴
- (3) 行方不明となった年月日及び推定時刻
- (4) 行方不明となっていると思われる地域又は海域
- (5) その他行方不明の状況

3 行方不明者の搜索

(1) 市搜索隊の設置

警察署及び鹿児島海上保安部と協力して、行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要により市に搜索隊を置く。

(2) 市搜索隊の編成

市搜索隊は、災害の規模、行方不明者数、搜索範囲、その他の事情を考慮し、消防対策部を中心にその他の対策部員をもって編成する。

なお、必要な場合は、民間の協力を求めるものとする。

4 搜索の実施方法等

(1) 搜索の方法

ア 搜索の範囲が広い場合

- (ア) 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。
- (イ) 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。
- (ウ) 各地区では、合理的、経験的に行方不明の所在の重点を定め、重点的に行う。

イ 搜索範囲が比較的狭い場合

- (ア) 災害前における当該地域、場所、建物など正確な位置を確認する。
- (イ) 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。
- (ウ) 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。

ウ 搜索場所が河川、湖沼の場合

- (ア) 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。
- (イ) 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。
- (ウ) 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

(2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう、各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

搜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用にも努めるとともに、警察、市で所有する車両、船艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

(4) 関係帳簿等の整備

行方不明者（遺体）の搜索を実施した場合は、次の書類・帳票を整備する。

ア 救助実施記録日計表

イ 被災者救出用（搜索用）機械機具・燃料受払簿

ウ 被災者救出（遺体の搜索）状況記録簿

エ 被災者救出用（遺体の搜索用）関係支出証拠書類

5 行方不明者発見後の処理

(1) 負傷者等

市搜索隊が負傷者、病人等救護を要する者を発見したとき及び鹿児島海上保安部から救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

(2) 遺体

市搜索隊が遺体を発見したときは、警察署長又は鹿児島海上保安部署長に通報し、警察官又は海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は遺体収容所に収容する。

鹿児島海上保安部又は警察から遺体を引渡された場合は、遺族等の引取人への引渡し又は遺体収容所に収容する。(資料10-6 参照)

(3) 医療機関等との連携

捜索に際しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるように医療機関等と密接な連絡を前もって取るようにする。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

1 死体調査及び検視

市捜索隊が発見した遺体は、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視等の遺体処理を行う場所（以下「検視場所」という。）及び遺体収容所へ収容する。(資料10-6 参照)

2 遺体の収容

(1) 市長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。

(2) 選定に当たっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

ア 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。

イ 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。

ウ 遺体の検死等、身元確認が容易に行える場所である。

エ 遺体の数に相応する場所である。

オ 駐車場があり、長時間使用できる。

(3) 警察官又は海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申出があった場合は速やかに遺体を引渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容所に収容する。

2 遺体の処理

(1) 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引き渡す。

(2) 遺体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

(3) 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として本章第23節「医療」による県の救護班により行う。ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なときなどは、一般開業医により行う。

(4) 遺体の識別、身元の究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は、遺体を遺体収容場所に一時保存する。

(5) 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、県が締結している「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき県及び関係事業者への要請等必要な措置をとる。

- (6) 市は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

3 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により火葬又は土葬等の方法により行うが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋葬台帳
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

5 火葬場の設置状況

火葬場の設置状況については**資料10－7**のとおりである。

災害時には、住宅の全焼、洪水による浸水又は流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第1 住宅の確保・修理

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施者

ア 災害により住家が全焼、全壊又は流出し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により市長が行う。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。

イ 市のみで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 建設計画

ア 応急仮設住宅の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、その構造は木造住宅及び組立式住宅とする。

イ 資材の調達等

(ア) 木造応急仮設住宅

a 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

b 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市長が、地域ごとに災害に応じて締結する。

(イ) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(一社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

ウ 建設場所

応急仮設住宅の建設地は、原則として市有地とするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、適当な地を貸与する。(資料7-2参照)

(3) 上記のほか民間賃貸住宅の確保・市営住宅の空家の提供についても検討し、迅速な住宅供

給に努める。

(4) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、市長が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、市に住宅を割り当てる。割当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、隣接の市町相互間で融通し合う。

市が住宅の割当てを受けた場合は、被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市が行う。

(5) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市が行う。

供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。

イ 市内で処理不可能な場合は、隣接の市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

ア 処理の実施

建築関係団体と連携し、応急修理業者を確保する。

イ 資材の調達等

(ア) 木材住宅等の修理に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

(イ) 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事が権限を委任した市長が地域ごとに災害に応じて締結する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第2 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講ずるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、市は、県との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第 1 応急教育の実施

1 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用する。

(3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

(4) 応急仮校舎の建設

(1)から(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

2 教職員の確保

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 市内操作

学校内操作が困難なときは、市教育委員会の意見を聞き、市立学校間において操作する。

(3) 市外操作

市内操作が困難なときは、県教育委員会に他市町村からの操作を要請する。

(4) 臨時職員

教育職員の確保には、前記(1)から(3)までの方法によるほか、教員免許状所有者で現職にないものを臨時に確保することを検討する。

3 応急教育の留意点

(1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業、分散授業の方法によるものとする。

(2) 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。

イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

4 学校給食等の措置

被害を受けた給食施設の復旧等による学校給食の確保については、市（教育委員会）が学校長との緊密な連携のもとに必要な対策を講ずる。

(1) 施設の復旧

市は、給食施設が被害を受け給食を実施できないときは、必要な応急修理を行う。

応急修理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努める。

(2) 給食用原材料の確保

災害により給食用原材料（小麦粉、精米等）が滅失し、給食の実施に支障をきたすときは、市は需要品名、数量等を一括して県教育委員会にあつせんを要請する。

(3) 給食器具等の確保

器具等が早急に確保できない場合は、必要に応じて代替設備の使用などの応急措置を行う。

(4) 給食の一時中止

次の場合には給食を一時中止する。

ア 感染症の発生その他食品衛生上の危険が予想されるとき。

イ 給食物資の確保が困難なとき。

ウ その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

5 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

(1) 児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について市と協議する。

(2) 避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

(3) 避難が長期化する場合の措置

ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ 避難が長期化する場合、給食施設は被災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第2 学用品の調達及び給与

1 教材、学用品等の調達、給与

(1) 教科書については、市教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達することになっている。

(2) 文房具、通学用品等については市教育委員会において調達し、給与する。

ア 給与の対象者

学用品の給与対象者は、住家が全、半壊（焼）又は床上浸水により喪失し、就学上支障のある小中学校児童生徒とする。

イ 調達及び給与の方法

市教育委員会は学校長と緊密な連携を保ち給与の対象となる児童生徒を調査、把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達あっせんを要請する。

ウ 給与品目及び費用等

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。

(3) 災害救助法が適用された場合における被災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事の委任を受けて市長が行う。

2 授業料等の減免、育英資金

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免又は育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は県教育委員会及び市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第3 文化財の保護

市は、文化財の所有者、管理者と連携し、災害の拡大防止に努める。

〔文化財の所有者等〕

1 所有者、管理者の通報義務等

シテイ（トウロク）ブンカザイニサイガイガハッセイシタバアイハ、ソノショユウシャ、カンリシャハタダチニショウボウショヘツウホウ
するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

指定（登録）文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会へ報告しなければならない。

3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

災害時には、市内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第1 義援金の配分

1 義援金の募集、受入れ

市は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

2 義援金の保管

市に送付された被災者に対する義援金は、財務管理班で受け付け、記録したのち保管する。

3 配 分

財務管理班において受け付けられた義援金は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、被害の程度・対象者などを考慮のうえ、公平かつ円滑に配分を行う。

第2 義援物資の取扱い

1 義援物資の募集、受入れ

義援物資については、市は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等を報道機関等を通じて国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

2 義援物資の保管

市に送付された義援物資は、物資供給班で受け付け、記録したのち保管する。

3 配 分

物資供給班において受け付けられた義援物資は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、被害の程度、対象者などを考慮のうえ、公平かつ円滑に配分を行う。

第31節 農林水産業災害の応急対策

農林水産対策部

災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第1 農産物対策

1 事前・事後措置の指導

市は、災害による農産物の被害の拡大を防止するために、各作物ごとに事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導に当たる。

2 気象災害対策

気象災害対策については、関係機関と緊密な連携の下に、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

対 象 作 物	主 な 対 象 災 害
(1) 水稻	風害、水害、干害、寒害
(2) 陸稻	風害、水害、干害
(3) 麦	水害、寒害
(4) 大豆	風害、水害、干害
(5) そば	風害、水害
(6) 甘しょ	風害、水害、干害、寒害、霜害、潮風害
(7) たばこ	風害、水害、干害、寒害、降灰害、霜害
(8) さとうきび	風害、干害、潮風害
(9) 野菜	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(10) 果樹	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(11) 花き・花木	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(12) 茶	干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(13) 飼料作物	水害、干害、降灰害、風害

3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりとする。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携のもとに的確な状況の把握と防除指導の徹底を期する。

(2) 農薬の確保

病虫害の異常発生に備えて、ＪＡあいら及び市内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておくものとし、もし不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡を取り早急に確保する。

(3) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除をする。必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

第2 林水産物等対策

1 応急措置、事後措置の指導

市は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して実施の指導に当たる。

2 対象作物及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林産物

対 象 作 物	対 象 災 害
(1) 苗畑	干害、降灰害
(2) 造林木	干害、風害、潮害
(3) たけのこ専用林	風害、水害、干害
(4) しいたけ	干害、降灰害

(2) 水産物

ア いけすの被害防止対策

特に、台風等の際、風浪による被害防止のため係留いけすの強度補強やいけすの避難など適切な対策を指導する。

なお、緊急避難所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

イ 養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

第3 家畜管理対策

市は、県の活動に協力し、被災地における家畜伝染病予防の措置をとる。

第3²節 動物保護対策

市民環境対策部

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

第2 避難所における適正飼養

避難所において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣を行う。

第3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び船舶、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、社会基盤の応急復旧が速やかに行われるよう、対策を講ずる。

第33節 電力施設の応急対策

統括調整局 総務対策部

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、市は、九州電力送配電株式会社の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

第1 広報活動

市は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- (1) 垂れ下がった電線に絶対触らないこと。
- (2) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- (3) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

第2 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

市は、九州電力送配電株式会社が行う次の対策に協力する。

1 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

2 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合は対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

3 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

4 危険予防措置

電力の需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

5 施設の復旧順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要な施設への供給回線の復旧を優先的に進める。

第34節 ガス施設の応急対策

統括調整局 消防対策部

災害時には、橋梁に添架しているガス管等の流失や浸水等の被害、また、プロパンガスについても埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

第2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

- (1) あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- (2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- (3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防局に連絡すること。

第3 液化石油ガス施設災害応急対策計画

市は、鹿児島県エルピーガス協会、都市ガス事業者が行う次の対策に協力する。

1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に支部長に連絡する。
- (2) 支部長は連絡を受けたときは、直ちに会長に連絡する。
- (3) 会長は連絡を受けたときは、危機管理局消防保安課、消防機関、警察に連絡するとともに、支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (4) 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急対策に当たるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。

- (3) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとり、ガス漏れを止める。
- (4) 支部長、地区代表者は、前項の要請があったときは、直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長及び地区代表者から出動の支持があったときは、何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

3 出動条件

- (1) 出動に当たっては、通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

- (1) 会長は、事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、危機管理局消防保安課、消防機関、警察と連携をとり、事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 支部長及び地区代表者は、消防機関、警察との連携を密に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

6 報 告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を危機管理局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は、他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

7 周知の方法

協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

- (1) 供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は、応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

第2 都市ガス施設災害応急対策計画

市は、都市ガス事業者が行う次の対策に協力する。

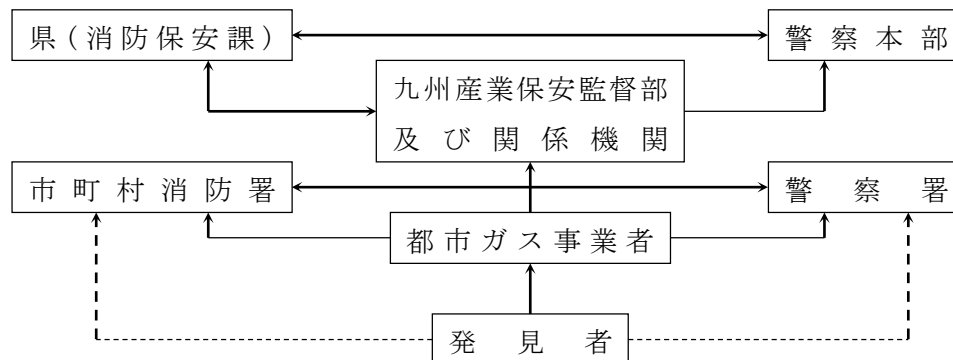
1 災害時における都市ガス施設の保安

災害が発生するおそれのある場合、都市ガス事業者は、災害対策組織を編成し、非常要員の待機等の体制を整えるほか、次のような保安対策を実施するものとする。

- (1) 製造施設及び供給施設の巡視点検
- (2) 導管工事施工時に保安を確保するため、道路管理者との密な連絡及び必要な措置の要請

2 緊急時の連絡通報体制

ガス災害が発生した場合の各機関の連絡通報は、次の系統図による。



3 都市ガス事業者の応急対策

各都市ガス事業者が応急対策を行う場合には、次の事項に注意して被害の拡大防止を図る。

- (1) 被害地域への供給停止措置
- (2) 危険地域の設定
- (3) ガス器具の取扱いについて一般住民への広報

4 関係機関の応急対策

各関係機関は、都市ガス事業者及び関係機関と密接な連携を保ち、ガス災害の鎮圧に努めるほか、それぞれの所管に係る次の事項について応急対策を実施する。

- (1) 危険地域への立入禁止処置
- (2) 危険地域住民に対する避難の指示等及び避難の誘導
- (3) 被災者の救出及び救護
- (4) 現場の状況により、現場附近の火気の使用禁止

5 ガス供給再開における処置

各都市ガス事業者は、ガス施設の復旧が完了し、ガスの供給再開に当たる場合は、前記連絡通報系統図に準じて関係機関に連絡通報を行うほか、住民に対して広報車、報道機関によって安全措置を周知徹底させる。

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、がけ崩れ、橋梁の流失等による配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第21節「給水」による。

市は、上水道事業者が行う次の対策に協力する。

1 応急対策要員の確保

市及び水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

市及び水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- (5) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。
- (7) 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重

要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

4 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- (3) 水質についての注意事項

災害時には、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

市は、下水道事業者が行う、次の対策に協力する。

1 応急対策要員の確保

市及び下水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、排水設備指定工事店等の協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

市及び下水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、排水設備指定工事店等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等においてポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

4 復旧対策

(1) ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。

また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。

これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下能力が低下することが予想されることから、管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど、社会的影響が大きい。

このため、市は株式会社N T T西日本－九州による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努める。

第 1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

市は、株式会社N T T西日本－九州が行う、次の対策に協力する。

1 緊急通話、重要通話の確保

- (1) 被災地の通信確保を図るために、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- (2) 災害発生時は、電話の利用がかなり多くなることから、臨時回線等を作成し、通信の確保に努める。

2 特設公衆電話の設置

災害発生時に、避難所等を中心に、無料特設公衆電話を設置する。

3 情報提供等

- (1) 通信の被災と復旧状況をタイムリーに情報提供できるよう努める。
- (2) 発災時、電話が輻輳しても、「被災者の安否情報の伝達」、「お見舞い情報の伝達」等を可能とするボイスメール等のシステム提供に努める。

4 公衆電話の停電対策

停電しても、街頭公衆電話の使用が不可とならないよう対策を講ずる。

第38節 道路・河川等公共施設の応急対策

建設対策部

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 道路・橋梁等の応急対策

1 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、市はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

2 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

第2 河川・砂防・港湾・漁港施設等の応急対策

1 海岸保全施設

海岸保全施設が、洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

2 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

3 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

4 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第3章

特殊災害対策

第1節 海上災害等対策

全 部

船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関と協力し、市がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 海上災害対策

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第7節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

(2) 防災組織の整備

ア 応急活動実施体制の整備

イ 防災組織相互の連携体制の整備

ウ 広域応援体制の整備

第1章第6節「防災組織の整備」に準ずる。

(3) 防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の整備に努める。

(4) 医療活動体制の整備

第1章第13節「医療体制の整備」に準ずる。

(5) 緊急輸送活動の整備

第1章第11節「交通確保体制の整備」に準ずる。

(6) 防災訓練の実施

ア 市は、海上保安部及び警察、その他の防災関係機関と相互に連携した訓練を実施する。

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

2 海上流出油災害対策

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第7節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

(2) 防災組織の整備

- ア 応急活動実施体制の整備
- イ 防災組織相互の連携体制の整備
- ウ 広域応援体制の整備

第1章第6節「防災組織の整備」に準ずる。

(3) 防災資機材の整備

大量の流出に備え、資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が行える体制を整備する。

(4) 医療活動体制の整備

第1章第13節「医療体制の整備」に準ずる。

(5) 緊急輸送活動の整備

第1章第11節「交通確保体制の整備」に準ずる。

(6) 防災訓練の実施

ア 防災訓練

市は他の関係機関と協力して、流出油災害を想定した訓練を実施する。

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2 応急対策

1 海上災害対策

(1) 実施事項

市は、他の関係機関と相互に連絡を密にして調整を図りながら次の対策を実施する。

ア 海上災害応急対策の実施（被災者の救助、医療、輸送、感染症予防及び保護等）

イ 調整所における調整事項の実施

ウ その他の災害応急対策

(2) 被害情報等の連絡

市は、市の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

(3) 活動体制の確立

市は、災害の状況・規模に応じ、又は県の体制などを踏まえ、災害応急対策のため必要な体制を確立する。

(4) 現地連絡調整所

ア 設置

大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関が情報を共有・調整し、災害対策をより迅速かつ効果的に行うために、県及び第十管区海上保安本部との協議により現地連絡調整所を設置する。

この際、設置場所は原則として迅速に設置できかつ現場活動の一体性を考慮し、消防の現

場指揮本部の付近等で、安全を確保できる場所とする。

イ 運営等

(ア) 参加機関

県、市、第十管区海上保安本部、関係事業者、消防機関、県警察、日本赤十字社鹿児島支部、県・地区医師会、九州運輸局鹿児島運輸支局、自衛隊、その他関係機関・団体

(イ) 運営方法

- a 県、市及び第十管区海上保安本部は、設置が決定した場合、参加機関のうち必要な機関に連絡員の派遣を要請する。なお、連絡員の派遣が困難な機関等は常時連絡が取れる態勢を保持する。
- b 県、市、第十管区海上保安本部が運営責任者となり運営する。
- c 各機関は、連絡員を通じ情報を提供し現地連絡調整所において情報の共有を図る。
- d 随時又は定期に開催する連絡調整会議において、各機関の実施する活動の確認及び調整を行い、議事の進行は原則として県が担当する。

(ウ) 連絡・調整事項

- ・ 災害及び負傷者の状況把握
- ・ 各機関の応急対策実施状況及び準備態勢等
- ・ 海上警戒区域設定等の海上安全対策
- ・ 現地の統制及び周辺の立入規制、交通統制
- ・ 海上における負傷者の救急・救護
- ・ 負傷者の陸上搬送先及び被災船舶の入港港湾
- ・ 海上における負傷者の搬送
- ・ 応急救護所の設置・運営
- ・ 負傷者の医療機関への搬送
- ・ 乗船者の一時避難場所
- ・ 家族等への対応
- ・ 遺体の搬送及び安置所等
- ・ 各機関が発表する広報内容の確認等
- ・ その他、応急対策を実施する上で調整を必要とする事項

(エ) 資機材

県、市、第十管区海上保安本部は、関係機関の協力を得ながら以下の資機材を基本として準備する。

テント、机、ホワイトボード、現地連絡調整所表示、地図、カメラ、メガホン、発電機、パソコン、筆記具その他必要物品

(オ) 廃止

大規模な海上災害の発生の危険性がなくなった場合、あるいは発生した災害が沈静化し、現地における対策(特に人命に係る事項)を連携して行う必要性がなくなった場

合に、県、市、第十管区海上保安本部の協議により廃止する。

ウ 現地連絡調整所は、海上流出油災害対策についても準用する。

(5) 搜索・救助救急活動

船舶の事故が発生したときは、市は、第十管区海上保安本部、警察等に協力し、船舶など多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。

(6) 消火活動

ア 市（消防局）は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 本市以外で災害が発生した場合は、発生現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

(7) 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

2 海上流出油災害対策

(1) 活動体制の確立

ア 市は、他の関係機関と相互に連絡を密にして対策の調整を図る。

イ 市は、市及び関係市町村、関係漁業協同組合、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

(2) 実施事項

ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

イ 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置

ウ 沿岸及び地先海面の警戒

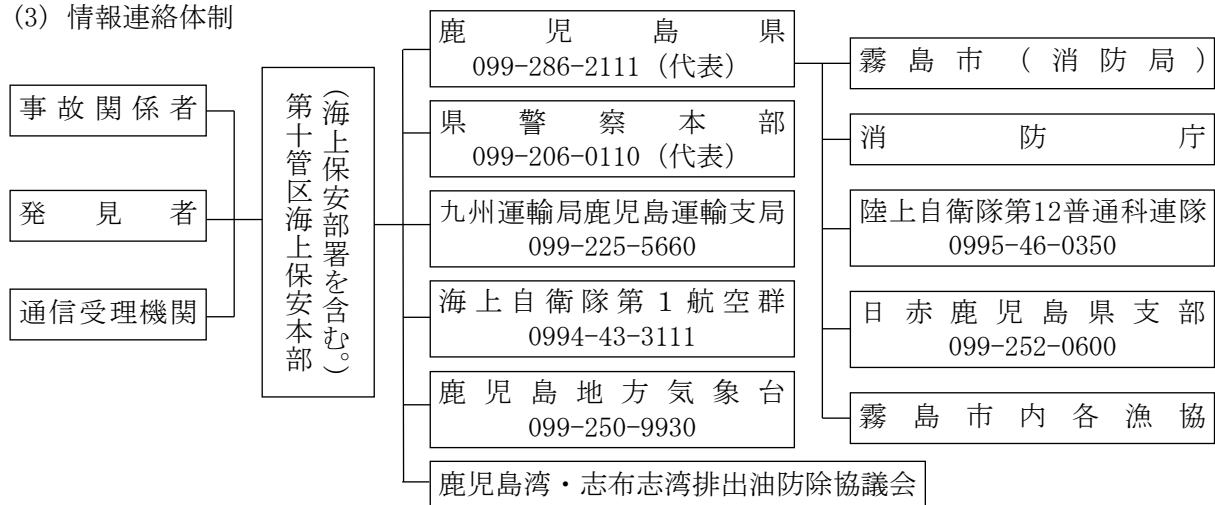
エ 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告

オ ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止

カ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止

キ その他海上保安部の行う応急対策への協力

(3) 情報連絡体制



管区本部及び 海上保安部署	第十管区海上保安本部	099-250-9800	(代表)
		9801	(休日・夜間)
	鹿児島海上保安部	099-222-6681	(警備救難課)

(4) 被害情報等の連絡

市は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

(5) 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

(6) 一般船舶・沿岸住民等への周知

ア 一般船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努める。

イ 沿岸住民等への周知

防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努める。

第2節 空港災害対策

全 部

鹿児島空港及びその周辺において、航空機の墜落等による多数の死傷者の発生といった大規模な航空災害が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

第1 予防対策

1 情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第7節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

2 予防体制の強化

- (1) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (2) 航空運送業者等に航空交通の安全確保に関する情報を適時、適切に提供し、災害を未然に防止するために必要な措置を講ずる。

3 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

第1章第6節「防災組織の整備」に準ずる。

4 防災資機材の整備

災害時の救急・救助、消火に備え、防災資機材の整備に努める。

5 医療活動体制の整備

第1章第13節「医療体制の整備」に準ずる。

6 緊急輸送活動の整備

第1章第11節「交通確保体制の整備」に準ずる。

7 防災訓練の実施

- (1) 市及び空港管理者、航空運送事業者、消防、警察をはじめとする防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2 応急対策

1 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めると

ころにより応急活動体制を整えるとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

2 救助・救出活動

航空災害時における救助・救出活動については、第2章第14節「救急・救助」の定めるところにより実施する。

3 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第2章第17節「緊急医療」の定めるところにより実施する。

4 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 市及び消防機関は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

5 行方不明者の搜索及び遺体の収容

第2章第26節「行方不明者の搜索、遺体の処理等」の定めるところにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2章第15節「交通の確保及び規制」の定めるところにより必要な交通規制を行う。

7 防疫及び廃棄物処理

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第2章第24節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、第25節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

8 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

9 広域応援要請

災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国への応援を要請する。

10 大阪航空局鹿児島空港事務所の応急対策

- (1) 事故応急対策本部等の設置

鹿児島空港及びその周辺（空港標点から概ね半径9kmの空港周辺）において航空事故が

発生した場合、空港事務所に事故応急対策本部を設置する。

なお、空港内の航空事故については、合同対策本部、現場合同指揮所が設置される。

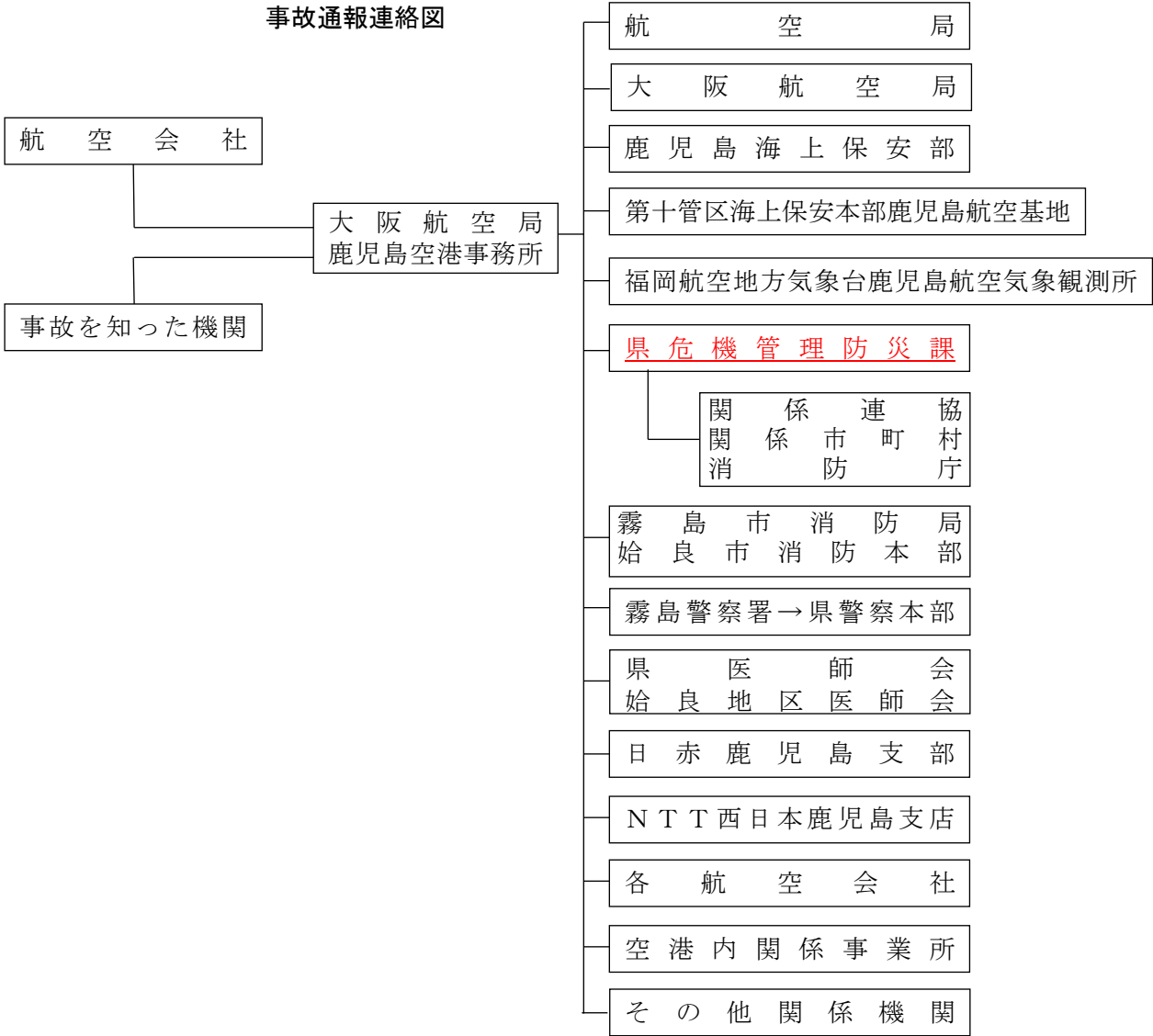
また、大規模な航空機事故等の重大な事故が発生し又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施することになっている。

(2) 通信連絡体制

ア 空港内において航空事故が発生又は発生のおそれがある場合、鹿児島空港事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、航空会社名、事故の状態、集結場所、進入ゲート、その他必要事項を「鹿児島空港緊急計画」の航空事故等に関する緊急連絡系統図により通報する。

イ 空港周辺で航空事故が発生又は発生のおそれがあり、その情報を事前に入手した空港事務所は、アの緊急連絡系統図により関係機関に通報するものとする。

また、航空事故を覚知した関係機関（消防、警察関係等）は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の状態などを速やかに鹿児島空港事務所に通報する。



(県防災計画より)

(3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「鹿児島空港緊急計画」に基づき、関係機関が相互協力のもと消火・救難・救護活動を実施する。

なお、この緊急計画は関係機関相互に取り交わされている協定、申合せ事項等を束縛するものではない。

(4) 霧島市の業務分担

- ア 避難所の設置及び運営
- イ 遺体一時収容所の設置
- ウ その他応急対策に係る協力

(5) 霧島市消防局の業務分担

- ア 消火活動
- イ 搭乗者の救助・救出活動
- ウ 負傷者のトリアージ、応急処置、搬送順位の決定
- エ 救急活動
- オ 火災の原因調査
- カ 事故に係る情報の収集
- キ その他必要な活動

第3節 鉄道事故対策

全 部

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な鉄道災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るとともに、輸送の確保を図るため、市は、関係機関との連携を平常時から密にし、応急対策を実施する。

第1 予防対策

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2 応急対策

1 情報通信の実施

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2章第10節「広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確かつ適切に提供する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報

(2) 地域住民等への広報

市防災行政無線、広報車等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報

- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 被害情報等の報告

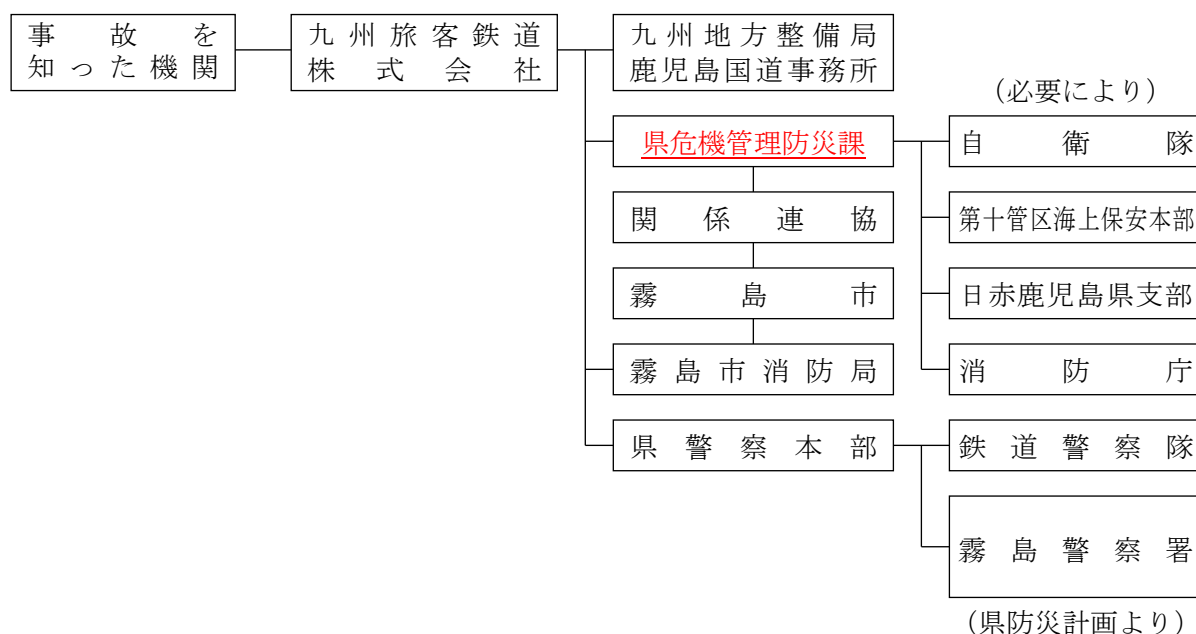
(1) 九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社

大規模な鉄道災害が発生した場合、速やかに国、県、消防及び警察に事故の状況、被害の状況等を連絡する。

(2) 市

市は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報等を県に報告する。

事故通報連絡図



4 応急活動体制の確立

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

5 救急・救助活動

鉄道災害時における救急・救助活動については、第2章第14節「救急・救助」の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第2章第17節「緊急医療」の定めるところにより実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第2章第26節「行方不明者の捜索、遺体の処理等」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2章第15節「交通の確保及び規制」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

第4節 道路事故対策

全 部

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、市及び国、県等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災対策等に努める。

(1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、市及び各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。

(3) トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、市及び他の道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

3 道路確保用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路確保用資機材の確保の体制を整える。

4 情報の収集・連絡手段の整備等

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

(2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第7節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

5 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

第1章第6節「防災組織の整備」に準ずる。

6 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 応急対策

1 活動体制

- (1) 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

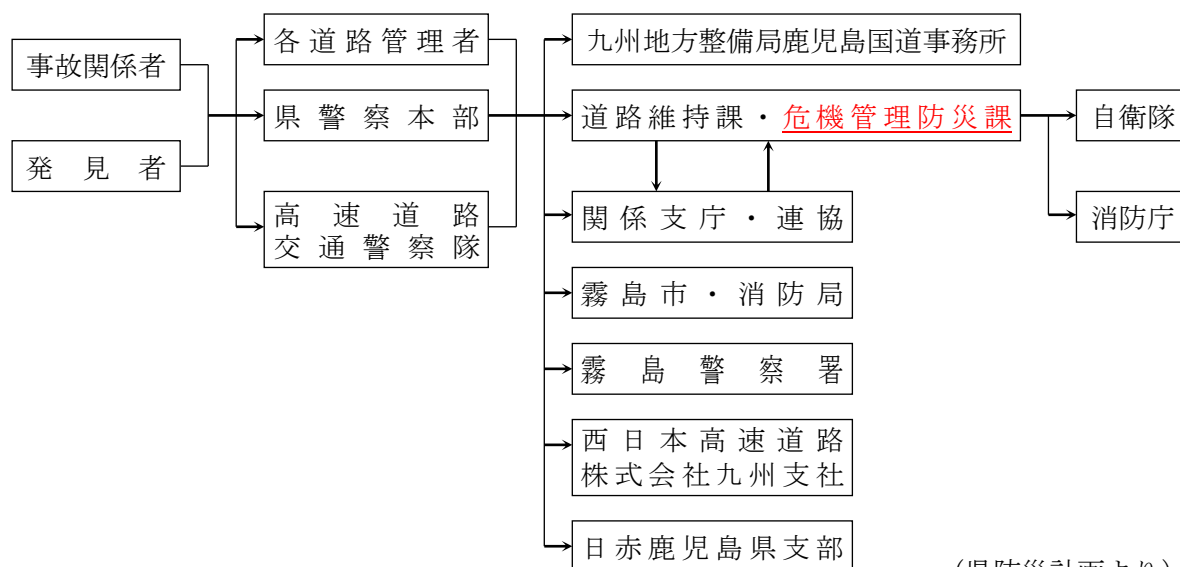
- (2) 通信連絡体制

市及び他の道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えとともに、警察関係機関等との連絡を密にする。

- (3) 被害情報等の報告

市は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

事故通報連絡図



(県防災計画より)

2 発生時の初動体制

- (1) 救急・救助

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救急・救助を最優先とし、警察

等関係機関との連携を密にし、人命の救急・救助活動を行う。

(2) 交通規制

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、市及び他の道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。（交通規制については、第2章第15節「交通の確保及び規制」に準ずる。）

3 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

4 避難誘導

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

5 被災関係者等へ迅速な情報の提供等

市及び他の道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

6 復旧活動

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行うことに努める。

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物、劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 危険物等災害の防止

(1) 危険物施設等の保安監督・指導

市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。(資料8-4～8-10参照)

(2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、市長は、消防法に基づき、次の予防措置を講ずる。

ア 立入検査等の実施

- (ア) 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。
- (イ) 危険物施設の定期的立入検査を実施する。
- (ウ) 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

イ 定期的自主点検の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

ウ 事業所における保安教育等の実施

事業所が自ら予防規程を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

エ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

2 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため、電気工作物に関する規制については、電気事業法、その他の電気関係諸法令で規制されているが、これらの法規に基づき、次のような電気保安対策を強化する。

- (1) 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。
- (2) 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。

- (3) 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

3 災害応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・連絡手段の整備等

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第7節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

(2) 防災組織の整備

- ア 応急活動実施体制の整備
- イ 防災組織相互の連携体制の整備
- ウ 広域応援体制の整備

第1章第6節「防災組織の整備」に準ずる。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動の整備

- ア 救急・救助活動の整備

第1章第10節「救急・救助体制の整備」に準ずる。

- イ 医療活動の整備

第1章第13節「医療体制の整備」に準ずる。

- ウ 消火活動の整備

第1章第8節「消防体制の整備」に準ずる。

(4) 緊急輸送活動の整備

第1章第11節「交通確保体制の整備」に準ずる。

(5) 避難活動の整備

第1章第9節「避難体制の整備」に準ずる。

(6) 防災訓練の実施

- ア 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 応急対策

1 危険物等の対策

危険物取扱機関の管理者等は、関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか、次により災害時における保安対策を実施する。

〔施設の管理者〕

(1) 石油の保安対策

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、おおむね次の区分に応じて措置する。

ア 災害が発生するおそれのある場合の措置

- (ア) 情報及び警報等を確実に把握する。
- (イ) 消防施設（ここでの消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。
- (ウ) 施設内の警戒を厳重にする。
- (エ) 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

イ 災害発生の場合の措置

- (ア) 消防機関及びその他の関係機関への通報
 - (イ) 消防設備（アの（イ））を使用し災害の防除に努める。
 - (ウ) 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。
 - (エ) 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。
 - (オ) 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に抑えるように努める。
- (2) 高圧ガスの保安対策（液化石油ガスについては、第2章第32節「ガス施設の応急対策」も参照のこと。）

施設の管理者は現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア 災害事故の急報及び現場措置

(ア) 通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に連絡する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、以下に示す「通報系統図」により関係先に連絡する。

(イ) 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

- a 初期消火、漏洩閉止等の作業
- b 付近住民への通報
- c 二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）
- d その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

(ウ) 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

イ 通報の内容

ウの通報系統図に基づき通報するときの内容は次のとおりである。

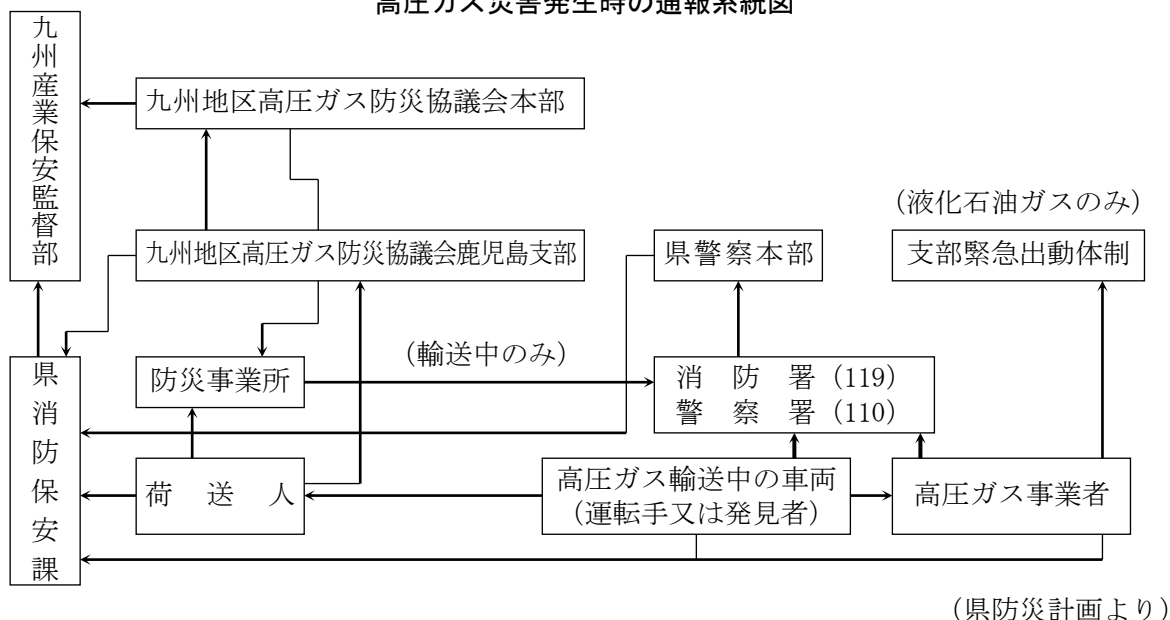
- (ア) 事故発生の場所・日時
- (イ) 現場（通報時の実情と、とっている措置）

- (ウ) 被害の状況
- (エ) 原因となったガス名
- (オ) 応援の要請、その他必要事項

ウ 通報系統

通報系統は、次のとおりとする。

高圧ガス災害発生時の通報系統図



〔注１〕 防災事業所とは、九州地区高圧ガス防災協議会が指定している県内の応援高圧ガス事業所をいう。

〔注２〕 $\longrightarrow$ は通報、 $\longleftrightarrow$ は連絡

(3) 火薬類の保安対策

施設の管理者は、現場の消防、警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

- ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- イ 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- ウ 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗上等で完全に密閉し、木部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

(4) 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- ア 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- イ 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。

ウ 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

(5) 毒物・劇物の災害応急対策

毒物・劇物取扱施設が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、速やかに次の措置を講ずる。

ア 施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。

イ 県は、警察、消防等の関係機関と連携し、広報活動等の必要な措置を講ずる。

2 活動体制の確立

第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

3 広域的な応援体制の整備

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

4 被害情報の報告

(1) 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防、警察及び防災関係機関に連絡する。

(2) 市

市は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

5 救急・救助、医療及び消火活動の整備

(1) 救急・救助活動の整備

第2章第14節「救急・救助」に準ずる。

(2) 医療活動の整備

第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

(3) 消火活動の整備

第2章第12節「消防活動」に準ずる。

6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

7 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

第2章第13節「避難の勧告・指示、誘導」に準ずる。

(2) 避難所

第2章第19節「2次避難所の運営」に準ずる。

(3) 要配慮者への配慮

第2章第18節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

8 被災者等への的確な情報伝達活動

第2章第10節「広報」に準ずる。

第6節 林野火災対策

全 部

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、市（消防局）をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 広報活動の充実

市（消防局）及び国・県は、森林所有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林利用者等を対象に広報活動を実施し、立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

2 予防体制の強化

- (1) 市は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講ずる。
- (2) 森林所有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

3 防災組織の育成

市等防災関係機関は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

4 予防施設、防災資機材の整備

市は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

5 情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第7節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

6 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

第1章第6節「防災組織の整備」に準ずる。

7 緊急輸送活動の整備

第1章第11節「交通確保体制の整備」に準ずる。

8 避難活動の整備

第1章第9節「避難体制の整備」に準ずる。

9 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。

- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 応急対策

1 活動体制

- (1) 現場指揮本部の設置による応急活動

市は、火災を覚知した場合は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、近隣の市町等への応援出動要請の準備を行う。

- (2) 災害対策本部の設置による応急活動

大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、県及び関係機関と協力して総合的な災害応急対策を実施する。

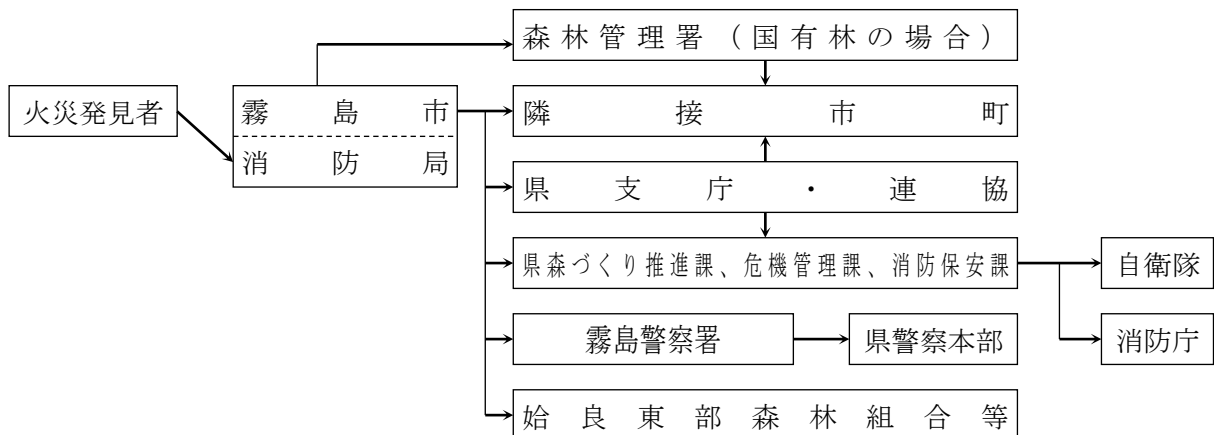
- (3) 空中消火体制

市は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防・防災ヘリコプターの派遣要請をするなど、空中消火体制をとる。

- (4) 通信連絡体制

市は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接市町、関係機関等に通報する。また、市は、森林管理署、県等と相互に情報交換等を行う。

林野火災通報連絡図



(県防災計画より)

- (5) 災害情報の収集・連絡体制の整備

第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

2 広域的な応援体制の整備

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

3 救急・救助、医療及び消火活動の整備

- (1) 救急・救助活動の整備

第2章第14節「救急・救助」に準ずる。

- (2) 医療活動の整備

第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

(3) 消火活動の整備

第2章第12節「消防活動」に準ずる。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

5 避難収容活動の整備

(1) 避難誘導の実施

第2章第13節「避難の勧告・指示、誘導」に準ずる。

(2) 避難所

第2章第19節「2次避難所の運営」に準ずる。

(3) 要配慮者への配慮

第2章第18節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

6 被災者等への的確な情報伝達活動の整備

第2章第10節「広報」に準ずる。

7 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

(1) 市、県及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

(2) 市、県及び国は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第4章

災害復旧・復興

公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

第 1 節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

全 部

第 1 災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急調査の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮して、極力、改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう工事の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県補助対象事業として実施できるよう県に要望していく。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して必要な対策を講じておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、該当する災害復旧事業計画を作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ 砂防設備災害復旧事業計画
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- カ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上下水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

第２節 激甚災害の指定

全 部

第１ 激甚災害に関する調査

- (1) 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせる。
- (2) 市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第２ 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出しなければならない。

被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。

第3節 被災者の生活確保

統括調整局 総務対策部
市民環境対策部 保健福祉対策部
建設対策部 商工観光対策部
消防対策部

第1 罹災証明書の交付

市は災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な推進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第3 生活相談

市は、次の市民生活相談を行う。

(1) 市は、被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

(2) 市は、発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談に当たる。

ア 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底

イ 電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底

ウ 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

エ 火災による罹災証明等各種手続の迅速な実施

第4 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

1 仮置場、最終処分地の確保

市は、災害廃棄物の処理処分方法を確立する。

また、市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合は、県等の支援を得て、県内の他市町村及び県外に仮置場、最終処分地を確保するものとする。

2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

3 環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

4 計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定める。

(1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。

(3) がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

5 損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

市は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請をおこなうものとする。

6 建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

市は、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

第5 借地借家制度の特例の適用に関する事項

1 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続

(1) 市長は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「被災借家借地法」という。）第2条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希

望する場合は、国土交通大臣に対し、申請を行う。

(2) 市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

ア 市の面積

イ 罹災土地の面積

ウ 市の建物戸数

エ 滅失戸数

オ 災害の状況

カ その他（罹災土地中、借地の比率及び滅失建物中借家の比率等もできれば記載する。）

2 法適用基準

被災借家借地法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

第6 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金の支給

市長は、霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「条例」という。）に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

ただし、災害救助法及び条例の適用を受けない場合は、霧島市法外援護災害救助法条例に基づいて支給する。

2 災害障害見舞金の支給

市長は、条例に基づいて自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

4 県住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

5 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、支援金を支給し、自立した生活の再建を支援するため、県に申請を行う。

第7 税の減免措置

1 税の徴収猶予

- (1) 市長は、地方税法第15条の規定に基づき、市税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者の申請により1年以内の範囲で、市税の徴収猶予を行う。
- (2) 市長は、地方税法第20条の5の2の規定に基づく市の災害による市税の納入等の期限延長に関する関係条例により、災害による被災者のうち、市税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

2 税の減免

市長は、市税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち市税の減免を必要と認める者に対し、市税の減免を行う。

第8 職業のあっせん等

1 職業あっせんの対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望する者とする。

2 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申し込みをした者に対し職業相談を行う。ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、市長は被災者の申込みを公共職業安定所に取次ぐ。

公共職業安定所は、市長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

3 求人開拓及び紹介

公共職業安定所は、職業相談の結果、適合する求人がない又は不足する場合は、適性、能力等を考慮し、適時求人の開拓を行い職業相談及び紹介を行う。

第4節 被災者への融資措置

総務対策部 保健福祉対策部
農林水産対策部 商工観光対策部

第1 民生関係の融資

1 生活福祉資金（災害援護経費）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更生のために必要な資金の融資を行うものである。

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

第2 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対する次のような資金の融資を行う。

(1) 被害農林漁業者に対する経営資金

区分	融資の内容等
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、薪炭、原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃料等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸付の対象者	(ア) 被害農業者 農業を主な業務とする者であって、天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流出、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の市町村長の認定を受けた者 (イ) 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流出等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流出、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けた者 (ウ) 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けた者

区分	融資の内容等																																																																												
貸付の対象者	(エ) 特別被害農業者 被害農業者であって天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収による損失額が、その年の平年における農業総収入額の１００分の５０（開拓者にあつては１００分の３０）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流出、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の１００分の５０（開拓者にあつては１００分の４０）以上である旨の市町村長の認定を受けた者																																																																												
	(オ) 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流出等による損失額が、平年における林業総収入額の１００分の５０以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流出、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の１００分の７０以上である旨の市町村長の認定を受けた者																																																																												
	(カ) 特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の１００分の５０以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流出、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の１００分の７０以上である旨の市町村長の認定を受けた者																																																																												
貸付利率	(ア) 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者・・・・・・・・・・年３％以内 (イ) 天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の１００分の３０以上である旨の市町村長の証明を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者・・・・・・・・・・年５．５％以内 (ウ) その他・・・・・・・・・・年６．５％以内																																																																												
償還期限	６年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合７年）																																																																												
貸付の限度	<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">貸付対象者</th><th colspan="2">天災融資法</th><th colspan="2">激甚災害法</th></tr><tr><th colspan="2">貸付限度額（損失額のＡ％に相当する額又はＢ万円のどちらか低い額）</th><th colspan="2">貸付限度額（損失額のＡ％に相当する額又はＢ万円のどちらか低い額）</th></tr><tr><th>Ａ％</th><th>Ｂ万円個人（）は法人</th><th>Ａ％</th><th>Ｂ万円個人（）は法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td colspan="2">果樹栽培者・家畜等飼育者</td><td>55</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr><tr><td colspan="2">一般農業者</td><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr><tr><td rowspan="2">開拓者</td><td colspan="2">果樹栽培者・家畜等飼育者</td><td>55</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr><tr><td colspan="2">一般開拓者</td><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業者</td><td colspan="2">漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>80</td><td>5,000</td></tr><tr><td colspan="2">漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr><tr><td colspan="2">水産動植物養殖資金</td><td>50</td><td>500(2,500)</td><td>60</td><td>600(2,500)</td></tr><tr><td colspan="2">一般漁業者</td><td>50</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr></table>						貸付対象者		天災融資法		激甚災害法		貸付限度額（損失額のＡ％に相当する額又はＢ万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のＡ％に相当する額又はＢ万円のどちらか低い額）		Ａ％	Ｂ万円個人（）は法人	Ａ％	Ｂ万円個人（）は法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者		55	500(2,500)	80	600(2,500)	一般農業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)	開拓者	果樹栽培者・家畜等飼育者		55	500(2,500)	80	600(2,500)	一般開拓者		45	200(2,000)	60	250(2,000)	林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)	漁業者	漁具購入資金		80	5,000	80	5,000	漁船建造・取得資金		80	500(2,500)	80	600(2,500)	水産動植物養殖資金		50	500(2,500)	60	600(2,500)	一般漁業者		50	200(2,000)	60	250(2,000)
貸付対象者		天災融資法		激甚災害法																																																																									
		貸付限度額（損失額のＡ％に相当する額又はＢ万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のＡ％に相当する額又はＢ万円のどちらか低い額）																																																																									
		Ａ％	Ｂ万円個人（）は法人	Ａ％	Ｂ万円個人（）は法人																																																																								
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者		55	500(2,500)	80	600(2,500)																																																																							
	一般農業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)																																																																							
開拓者	果樹栽培者・家畜等飼育者		55	500(2,500)	80	600(2,500)																																																																							
	一般開拓者		45	200(2,000)	60	250(2,000)																																																																							
林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)																																																																								
漁業者	漁具購入資金		80	5,000	80	5,000																																																																							
	漁船建造・取得資金		80	500(2,500)	80	600(2,500)																																																																							
	水産動植物養殖資金		50	500(2,500)	60	600(2,500)																																																																							
	一般漁業者		50	200(2,000)	60	250(2,000)																																																																							

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金（肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度	2,500万円以内、ただし、連合会については、5,000万円以内（激甚法適用の場合は5,000万円以内、ただし、連合会については7,500万円以内）

2 日本政策金融公庫による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産業）が被害農林漁業者等に対し貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

（令和6年4月1日現在）

資金名	資金使途・内容	貸付利率 (%)	償還期限（年以内）		貸付限度額（万円）	融 資 率 (%)
			償還期間	うち据置期間		
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	0.60～0.95	15	3	一般 600 （特認：年間経営費等の12分の6）	—
農業基盤整備資金	農地、牧地の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.60～1.10	25	10	（下限50）	100
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	0.60～1.10	15 （果樹の改植又は補植）25	3 （果樹の改植又は補植）10	1施設当り 300 特 認 600 漁船 1,000 20t未満	80
	共同利用施設	0.60～1.10	20	3	（削除）	80
漁業基盤整備資金	漁港	0.60～1.10	20	3	（下限10）	80
	漁場整備	0.60～1.10	20	3	（下限10）	80
林業基盤整備資金	林道	0.60～1.10	20 （特認25）	3 （特認7）	（削除）	80
	樹苗養成施設	0.60～1.10	15	5	（削除）	80

（注）貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

第3 商工業関係の融資

1 鹿児島県融資制度

- (1) 緊急災害対策資金

2 政府係金融機関の融資

- (1) 日本政策金融公庫

- ア 中小企業事業（災害復旧貸付）

- イ 国民生活事業（災害貸付）

- (2) 商工組合中央金庫

- 災害復旧資金

3 鹿児島県信用保証協会の保証

4 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業